

256.1

143



\*0042431007\*

0042431-007

256.1-143

明治以降教育制度発達史

教育史編纂会・編

竜吟社

第1至12巻

昭13至14

AHC

73



明治以降  
教育制度發達史

第七

卷



256.1  
143

以明治  
以降  
**教育制度發達史** 第七卷 目次

**第二編 本論**

**第七章** 大正九年即ち世界大戰直後より昭和七年末に  
至るまで

第一款	概 説	一
第二款	初等普通教育(小學教育)	三
第三款	幼稚園	一〇一
第四款	男子高等普通教育(中學校及高等學校教育)	一二
第五款	女子高等普通教育(高等女學校教育)	三九
第六款	專門教育	三五
第一項	概 説	三五
第二項	法律經濟等に關する專門學校	三七
第三項	醫藥に關する專門學校	三七

目次

第四項	理學に關する專門學校	三六
第五項	語學に關する專門學校	四〇
第六項	文學に關する專門學校	四〇
第七項	宗教に關する專門學校	四三
第八項	美術に關する專門學校	四三
第九項	音樂に關する專門學校	四三
第十項	體育に關する專門學校	四四
第七款	大學教育附學位	四八
第八款	師範教育其他教員養成制度	五〇
第一項	師範教育	五〇
第二項	在外研究員	五三
第九款	實業教育	七三
第一項	概 說	七六
第二項	農業教育	七八

〔第二編第七章未完〕

第七卷 目次終

第七章

大正九年即ち世界大戰直後より

昭和七年末に至るまで

第一款 概 說



歐洲大戰の後我國運は益々進展し、世界列強の間に伍して動かすべからざる地歩を占むるに至つた。

大正十年十一月二十五日 天皇久しきに亙る御不例の爲 皇太子裕仁親王殿下攝政となり給うた。

文部省は大正十一年十月三十日教育勅語換發の記念日をとし、「學制」頒布五十年記念式典を舉行したが、當日 攝政殿下臨幸あらせられ左の勅語を賜はつた。

學制頒布セラレテヨリ茲ニ五十年文教普ク及ヒ學藝盛ニ興リ以テ今日アルヲ致ス是レ實ニ 皇考ノ大猷ト朝野ノ協力ニ因レテ今斯ノ式典ヲ行フハ朕ノ最モ喜フ所ナリ

惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ智徳竝ヒ進ムヲ尙フ國家ノ光輝社會ノ品位政治經濟國防産業等ノ發達一トシテ其ノ效ニ待タサルナシ 皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ是カ爲ナリ朕深ク前後從事諸員ノ勞績ヲ嘉シ更ニ克ク朕カ紹述ノ意ヲ體シテ遺訓ヲ遵奉シ常ニ中外ノ時勢ヲ察シテ心ヲ啓發成就ニ用ヒ益々力ヲ教學ノ振興ニ盡シテ以テ文運ノ昌明ヲ圖ラムコトヲ望ム

時の文相鎌田榮吉は此聖旨を拜して感激措く所を知らず、翌十一月一日左記文部省訓令第二十號を發した。  
十月三十日學制頒布五十年記念式典ヲ舉行スルニ當リ 攝政殿下ニハ辱クモ台臨アラセラレテ左ノ  
勅語ヲタマハリマシタ

勅語

學制頒布セラレテヨリ茲ニ五十年文教普及及ヒ學藝盛ニ興リ以テ今日アルヲ致ス是レ實ニ 皇考ノ大猷ト朝野ノ協  
力トニ因レリ今斯ノ式典ヲ行フハ朕ノ最モ喜フ所ナリ  
惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ智徳竝ヒ進ムヲ尙フ國家ノ光輝社會ノ品位政治經濟國防産業等ノ發達一トシテ其ノ效ニ  
待タサルナシ 皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ是カ爲ナリ朕深ク前後從事諸員ノ勞績ヲ嘉シ更ニ克ク朕カ紹述  
ノ意ヲ體シテ遺訓ヲ遵奉シ常ニ中外ノ時勢ヲ察シテ心ヲ啓發成就ニ用ヒ益々力ヲ教學ノ振興ニ盡シテ以テ文運ノ昌  
明ヲ圖ラムコトヲ望ム

本大臣ハ此ノ優渥ナル聖旨ヲ拜シテ感激極リナク謹ミテコレヲ全國一般ニ告知スル次第デアリマス教育ノ任ニ在ル  
者夙夜聖旨ヲ奉體シ今後一層勵精シテ教學ノ振興ニ努メラレルコトヲ冀望シマス

大正十二年十一月十日左の詔書が換發せられた。これは關東地方大震災直後のことである。

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先  
帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シ

テ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ  
洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思  
ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ  
或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚ク大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是レ  
實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育  
ノ淵源ヲ崇ヒテ智徳ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇  
厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共  
存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家  
ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ  
冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

- 内閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛
- 内務大臣 子爵 後 藤 新 平
- 文部大臣 岡 野 敬 次 郎

海軍大臣	財部	陸軍大臣	農商務大臣	逓信大臣	司法大臣	鐵道大臣	大藏大臣	外務大臣
男爵 田中 義一	男爵 田 健治 郎	男爵 田 健治 郎	男爵 田 健治 郎	犬 養 毅	平 沼 騏 一郎	山 之 内 一 次	井 上 準 之 助	男爵 伊 集 院 彦 吉

時の文相岡野敬次郎は右の詔書を拜し、感激措く能はず大正十二年十一月十七日左記直轄學校長、公私立大學長、私立高等學校長に對する訓令及左記北海道廳長官及府縣知事に對する文部省訓令を發した。

○文部省訓令號外

直轄學校長  
公私立大學長  
私立高等學校長

本月十日一般國民ニ對シ 詔書ヲ渙發シ給ヒ以テ國民ノ精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優渥洵ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シテ國本ヲ培養スルニ在リ職ニ教育ノ任ニ在ル者夙夜淬礪以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

○文部省訓令號外

北海道廳長官府縣知事

本月十日一般國民ニ對シ 詔書ヲ渙發シ給ヒ以テ國民ノ精神ヲ振作シ國家興隆ノ基ヲ固クスルノ道ヲ示シ給フ 聖旨優渥洵ニ感激ニ堪ヘス 聖旨ヲ貫徹スルノ途ハ先ツ教育ヲ振興シテ國本ヲ培養スルニ在リ當事者夙夜淬礪以テ 聖慮ニ副ヒ奉ラムコトヲ期スヘシ

天皇には久しきに亙り御不例にあらせられたが、遂に御平癒なく、大正十五年十二月二十五日國民慟哭の裡に崩御あらせられた。大正天皇と稱し奉る。

皇太子裕仁親王殿下踐祚あらせられて昭和と改元せられた。

踐祚後昭和元年十二月二十八日朝見の御儀に於て左の勅語を賜はつた。

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシムコトヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カン千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス 遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ學國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニシ不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考賢ヒ皇考ニ效セン所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎勵シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

尋で内閣總理大臣若槻禮次郎が左の如く奉答した。

臣禮次郎 誠惶誠恐伏シテ言ス

大行天皇粹ニ晏駕アラセラレ臣民憂懼哀痛措ク所ヲ知ラス

今

勅聖文武ナル天皇陛下大統ヲ繼カセラレ茲ニ彝訓ヲ下シ給ヒ祖宗ノ德業ヲ繼述シ國民ノ慶福ヲ増進シ以テ

先朝ノ宏謨ヲ發揚センコトヲ宣示セサセ給ヒ世局ノ進運ヲ察シ時勢ノ趣向ニ鑒ミ國民ノ嚮フヘキ所ヲ昭示セサセ給フ

聖慮深遠臣等感激ノ至リニ勝ヘス日夜惕厲一意明訓ヲ奉體シ報效ノ誠ヲ致シ以テ聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ誓フ 臣禮次郎 誠惶誠恐頓首謹テ奏ス

今上陛下即位の大禮を終へさせられたる後即ち昭和三年十二月十日文部大臣勝田主計を宮中に召され左の御沙汰を賜はつた。

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕力意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ努メヨ

文相勝田主計は此御沙汰を拜して感激措く能はず、翌十一日左記文部省訓令第二十號を發した。

本月十日畏クモ

天皇陛下ニハ本大臣ヲ宮中ニ召サセラレ親シク左ノ 御沙汰ヲ降シタマヘリ

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク朕力意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ努メヨ

本大臣ハ此ノ優渥ナル 聖旨ヲ拜シテ感激措ク能ハス謹ミテ之ヲ全國一般ニ告知ス



恭シク以フニ  
 天皇陛下即位ノ禮ヲ行ハセラレ 勅語ヲ賜ヒテ國體ノ精華ヲ明カニシ臣民率由ノ大道ヲ昭示シタマヒ今又大禮ヲ訖  
 ラセララルニ方リ特ニ教育ノ事ニ軫念アラセラレ茲ニ辱クモ 御沙汰ヲ降シテ益々教學ヲ振興セムコトヲ諭サセタ  
 マフ 聖旨宏遠洵ニ恐懼ニ勝ヘス  
 伏シテ惟ミルニ

明治天皇夙ニ 宸慮ヲ教育ニ勞セサセタマヒ宇内ノ通勢ト時世ノ進運トニ應シテ教育ノ制度ヲ定メラレ國體ニ基キ  
 公道ニ則リテ德教ノ大本ヲ立テタマヒシヨリ文物蔚然トシテ起リ國運ノ進暢前古其ノ比ヲ見ス  
 大正天皇偉圖ヲ繼述アラセラレ屢々 懿訓ヲ垂レテ教育學藝ノ振作ヲ圖リ克ク往ヲ紹キ來ヲ成サセタマヘリ  
 天皇陛下 天縱 睿明 列聖ノ洪謨ヲ承ケサセラレ大ニ 皇化ヲ布カセタマフ臣民タル者豈ニ夙夜ニ黽勵シ報效ノ  
 誠ヲ致ササルヘケムヤ而カモ方今中外ノ情勢ハ最モ我カ民心ノ歸向ヲ正スヲ以テ急務トス是レ益々道義ヲ振起シ國  
 體觀念ヲ鞏固ニシ國民精神ヲ涵養シ更ニ學藝ヲ進メ國運ノ發展ヲ圖ルニ於テ一層ノ努力ト精采トヲ加ヘサルヘカラ  
 サル所以ナリ任ニ教育ニ當ル者宜シク意ヲ此ニ致シ教育ニ關スル 勅語ノ 聖旨ヲ奉體シテ協心戮力克ク其ノ途ヲ  
 謬ラス健全有爲ナル國民ヲ養成シ以テ皇國ノ隆昌ニ裨補スルニカムヘキナリ本大臣ハ全國教育ノ職ニ在ル者ノ日夜  
 勵精其ノ責務ヲ全ウシ以テ 聖旨ニ副ヒ奉ラムコトヲ望ム

昭和六年十月三十日東京高等師範學校に於て同校創立六十年記念式典を舉行するに當り 今上陛下東京文理科大學及  
 東京高等師範學校に行幸あらせられ、文部大臣田中隆三を召して左の勅語を賜はつた。

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ德化ニ俟ツ事ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ  
 文相田中は此勅語を拜して感激措く能はず、翌三十一日左記文部省訓令第二十一號を發した。

十月三十日

天皇陛下東京高等師範學校六十年記念式場竝ニ東京文理科大學及東京高等師範學校ニ 行幸アラセラレタルノ際ヲ  
 以テ特ニ本大臣ヲ召サセラレ教育ノ任ニ在ルモノニ對スル左ノ 勅語ヲ下シ給ヘリ

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ德化ニ俟ツ事ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

本大臣ハ優渥ナル 聖旨ヲ拜シ感激措ク能ハス謹ミテ之ヲ全國一般ニ告知ス

恭シク惟ミルニ

天皇陛下 天縱睿明夙ニ深ク教育ノ事ニ軫念アラセラレ曩ニ之カ振興ニ關スル 御沙汰ヲ下サセラレ今又辱クモ  
 勅語ヲ賜ヒテ教育ニ從事スル者ノ嚮フ所ヲ昭示シ給フ 聖旨深遠洵ニ恐懼感荷ノ至ニ堪ヘス

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ刻下ノ急務ハ益國民精神ヲ作興シ國民ノ教養ヲ進メ由テ以テ民生ヲ厚クシ國力ヲ充實ス  
 ルノ源泉ヲ旺盛ナラシムルニ在リ任ニ教育ニ當ル者殊ニ思フ此ニ致シ夙夜ニ省察ヲ加ヘテ益德ヲ養ヒ識ヲ研キ身ヲ  
 以テ範ヲ示シ感應風化ノ及フ所兒童生徒及學生ヲシテ皆克ク隱約ノ中ニ自ラ品性器能ヲ玉成スルニ至ラシメ以テ健  
 全ナル國民ノ養成ヲ完ウセサルヘカラス國民教育本來ノ使命定ニ此ニ存ス職ニ教育ニ在ル者ハ宜シク現下ノ時相世  
 態ニ顧ミ 聖勅ノ特ニ示サセ給フ所ヲ體シ奉リ皆共ニ其ノ覺悟ヲ新ニシ日夜ニ淬礪シテ克ク其ノ職能ヲ全ウシ以テ  
 聖恩ノ萬一ニ酬イ奉ラムコトヲ期スヘシ

尙ほ歐洲大戰の後露國の革命其他世界思潮の動搖に伴ひ、我國に於てもマルクス流社會主義の學說が其勢を逞うし、學校の教員及學生にして不穩なる實行運動に参加して刑辟に觸るるが如きものも少からず、文部當局者竝に學校當事者は教育勅語の御趣旨の徹底に勉め、國體觀念の涵養國民精神の作興を高調し此憂ふべき思想傾向を匡正せんとして最善の努力を続けつつあつた。

昭和三年四月十七日北海道廳、府縣、文部省直轄學校、公立大學、專門學校、高等學校に對する左記文部省訓令第五號が發せられた。

恭テ按スルニ知識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スルハ明治維新ノ宏謨トセラレシ所ニ係リ 天皇陛下踐祚後朝見ノ儀ニ於テモ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執リ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗ムヘキ旨ヲ宣示アラセラレタリ故ニ能ク他ノ長ヲ採テ我レノ短ヲ補ヒ選擇咀嚼シテ之ヲ日本化セシメ由テ以テ國體ヲ扶翼シ國情ニ合致セシメ益々國民本來ノ懿德良能ヲ發達セシメ康福ノ増進ニ資スル所アラシムルハ即チ學術研究ノ要義ニシテ又實ニ國民教養ノ眼目タリ

然ルニ曩時世界ノ大戰亂アリシ以來歐洲諸國カ政治經濟其ノ他ノ社會狀態ニ變革動搖ヲ生シタルニ伴ヒ國家社會ニ對シ奇矯過激ナル新說ヲ唱道スルノ徒ナキニアラス近年我カ邦ニ於テモ之カ餘波ヲ受ケ著シク世相ノ變移ヲ覩ルト共ニ往往國體ニ背キ國情ニ悖ルノ思想ヲ懷抱スル者アルノ傾向ヲ生シ學生生徒ノ中ニモ亦之ニ誑惑セラレ浮華放縱ニ流レ輕佻詭激ニ趨キテ其ノ本分ニ戻リ甚シキハ曩ニ所謂京大事件ニ連座セルアリ今回更ニ共產黨事件ニ關預シタルアリ爲ニ有爲ナルヘキ前途ヲ誤マル者アルニ至テハ國家ノ爲一大恨事ト謂ハサルヘカラス  
惟フニ學生生徒ハ概ネ年少ニシテ經驗ニ乏シク思慮モ亦未タ縝密ナラス隨テ新奇ナル所說矯激ナル言論ニ傾聽心醉

シ易キノ趨向アルヲ免レス外間詭激ノ徒之ニ乘シテ百方誘惑スル所アリ延キテハ國體ト相容レサルノ思想ヲ鼓吹注入シテ遂ニ其ノ方向ヲ誤マラシムルニ至ル既往ノ事象既ニ戒慎ニ値ヒス況ンヤ其ノ滔滔トシテ風ヲ成シ抵止スル所ヲ知ラサルニ至ラハ雷ニ學生生徒ノ不幸タルノミナラス國家存立ノ基礎爲ニ破ルルニ至ラムコトヲ怖ル是レ極端ナル偏倚ノ思想ヲ根絶シ懷疑不安ノ流弊ヲ一掃スルニ於テ遺憾ナキノ方途ヲ講シ殊ニ學生生徒ヲシテ之ニ感染スルコトナカラシメムカ爲特ニ心力ヲ傾注シテ我カ建國ノ本義ヲ體得セシメ國體觀念ヲ明徴ナラシメ以テ堅實ナル思想ヲ涵養スルニ勉ムルノ眞ニ現下喫緊ノ急務タル所以ナリ

抑々光輝アル我カ國體ニ由來セル國民道德ヲ涵養シ國民精神ヲ作興スルハ我カ國家文教ノ根幹タリ是ヲ以テ學校ノ種類如何ト其ノ程度ノ高低如何トニ論ナク又固ヨリ學校ノ内外ヲ問ハス我カ國民ノ教養及學術ノ研究ハ一ニ我カ國體ノ精華ヲ發揚シ國運ノ隆昌ニ貢獻スルヲ以テ其ノ基本トナササルヘカラス且夫レ教育教化ノ中樞ハ常ニ教育者指導者其ノ人如何ニ存ス是ノ故ニ獨リ學生生徒ノミナラス廣ク青年子弟ノ思想ヲ善導シ國體觀念ヲ鞏固ナラシムルカ爲ニハ先ツ教育者指導者ニ於テ深ク思フ潛メ我カ國體ノ本義建國ノ精神ニ關シテ確乎不拔ノ根柢アル信念ヲ有シ身ヲ以テ範ヲ示シ行住坐臥ノ間ニ矜式スル所アラシムヘク又常ニ學生生徒等ノ意向ヲ察シ指導宜シキヲ制シ外間ノ誘惑ヲシテ苟モ之ニ乘スルノ間隙ナカラシメ以テ健全ニシテ有爲ナル國民ヲ養成シ教育教化ノ效果ヲ全ウセムコトヲ望ム

地方長官及當該學校長ハ能ク部内及部下ノ教職員竝社會教育従事者ヲ策勵シ前記ノ趣旨ヲ十分徹底セシメムコトヲ期セラルヘシ

昭和四年九月十日直轄學校、公私立大學、高等學校、專門學校に對する左記文部省訓令第十九號が發せられた。

今回行ハントスル教化動員ニ關シ茲ニ其ノ要旨ヲ述ベ併セテ庶幾スル所ヲ明ニセントス

今ヤ我が國ハ幾多ノ難關ニ直面シテ匡救ヲ要スル事項少カラズト雖モ國民思想ノ動搖ト財政經濟ノ逼迫トハ最モ憂慮スベキ所ニシテ之ヲ等閑ニ附スルハ國家ノ前途ニ對シ洵ニ寒心ニ禁ヘザルモノアリ故ニ此ノ難局ヲ打開シテ國運ノ隆昌ヲ期スルハ實ニ刻下焦眉ノ急務ナリトス

抑時弊ノ由テ來レル所ヲ察スルニ國民精神ノ弛緩ハ其ノ最大原因タラズンバアラズ精神一タビ弛緩スレバ則チ浮華放縱ノ風ヲ生ジ爲ニ思想ハ中正ヲ失ヒ生活ハ放肆ヲ招クニ至ルベシ是レ今日ノ世相ヲ呈スル所以ナリ

時難匡救ノ方途ハ固ヨリ一ニシテ足ラザルベシト雖モ其ノ根本トスル所ハ國體觀念ヲ明徴ニシ國民精神ヲ作興スルコト竝ニ經濟生活ノ改善ヲ圖リ國力ヲ培養スルコトニ歸著スベシ是レ今回教化動員ヲ行ヒ普ク教化機關ノ活動ヲ求メ國民ノ奮起ヲ促シ以テ此ノ二大目的ノ達成ヲ期セントスル所以ナリ

學校ニ於テハ平素深ク意ヲ生徒兒童ノ教化ニ須フベキハ言ヲ俟タザルベシト雖モ時難ノ重大ナルニ顧ミ曩ニ地方長官會議ニ於テ學校當事者ヲシテ時局ニ善處シテ遺憾ナキヲ期スベキ旨訓示シタリ高等教育ノ諸學校ニ於テモ克ク前述ノ趣旨ヲ體シ學生生徒ヲシテ相率ヒテ質實剛健ノ風ヲ養ヒ勤儉力行ノ習ヲ興シ以テ國民ノ儀表タラシムルニ力ムルト共ニ職ニ在ル者ハ進ミテ教化機關ト聯携シ或ハ獨自ノ立場ニ於テ力ヲ社會教化振興ニ致シ以テ時難ノ匡救ニ奉仕シ國運ノ進展ニ寄與セラレンコトヲ望ム

其後昭和六年滿洲事變を契機として我國の思想界に大なる轉換を見るに至り、國體の明徴日本精神の發揚といふことが強調せられて國民の覺醒を促がし、我建國の大本と相容れざる不穩思想の如き漸次驅逐せられて殆ど其影を沒せんと

するに至つたのは喜ぶべきことである。

此期に於ける教育に關する制度等の變遷に就て述べるに、

大正九年八月法律第三十二號を以て公立學校職員年功加俸國庫補助法が定められた。

同月勅令第二百四十八號を以て地方待遇職員令が定められた。

同月又勅令第二百九十七號を以て科學及其應用に關し内外に於ける研究の聯絡及統一を圖り、其研究を促進獎勵することを目的とする學術研究會議官制が設けられた。

大正九年十月勅令第五百十九號を以て公立學校職員年功加俸令、勅令第五百二十號を以て師範學校長勤績加俸令が定められた。

大正九年十二月勅令第五百六十四號を以て實業學校令中に改正が行はれ、同月文部省令第三十二號を以て實業補習學校規程の改正、大正十年一月文部省令第二號を以て工業學校規程の改正が行はれ、同月文部省令第三號を以て新に職業學校規程が制定せられ、同月又文部省令第四號を以て農業學校規程の改正、大正十年三月文部省令第十七號を以て商業學校規程の改正、大正十二年三月文部省令第十三號を以て商船學校規程の改正、大正十二年四月文部省令第十五號を以て水産學校規程の改正が行はれた。各種中等實業學校に互つて甲種乙種の名稱が廢止せられたのも此際である。

大正七年徴兵令中の改正に依り從來の六週間現役の制が一年現役の制に改められたので、一年現役に服する小學校教員の俸給費を國庫に於て負擔する爲に、大正十年三月法律第十七號を以て一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法が制定せられた。

大正十年四月法律第六十三號を以て郡制が廢止せらるることとなり、大正十二年四月一日を以て施行せられた。

大正十年七月勅令第三百九號を以て教育評議會官制が定められ、臨時教育委員會官制は廢止せられた。

同月勅令第三百三十六號を以て公立圖書館職員令が定められた。

同月又勅令第三百三十八號を以て臨時教育行政調査會官制が定められた。臨時教育行政調査會は地方教育費の整理に關して審議せしめんが爲に設けられたものであつた。

大正十一年九月勅令第四百八號に依り臨時教育行政調査會官制は廢止せられた。

大正十二年三月法律第二十號を以て市町村義務教育費國庫負擔法が改正せられ、從來の負擔金額一千萬圓を下らずといふのが四千萬圓を下らずと改められ、又從來の配分方法が市と町村との間に公平を得ないといふので、今回は比較的に市に薄く町村に厚くして以て兩者間に公平を保つことに改められた。

從來盲啞學校に關することは小學校令及同施行規則中に規定せられて居たのであるが、大正十二年八月勅令第三百七十五號を以て盲學校及聾啞學校令が制定せられた。

大正十三年三月文部省告示第九號を以て實業學校卒業生、實科高等女學校卒業生等に對しても專門學校入學に關する所謂一般指定が認められ、又大正十三年十月文部省令第二十二號を以てする專門學校入學者檢定規程の改正に依り、從來官立公立の中學校若は高等女學校に於て隨意に施行して居た檢定試験が文部省自ら行ふ國家試験に改められ、其他試験方法にも改善が施されて受験者に大なる便宜を與ふることとなつた。

大正十三年四月勅令第八十五號を以て文政に關する重要事項を審議する内閣直屬の文政審議會が設けられた。

同月勅令第九十號に依り教育評議會官制は廢止せられた。

同月又文部省に於ては貨幣鑄造益金特別會計の利子四百萬圓を毎年市町村に補助することとして、義務教育年限を八箇年に延長するの案を立てて之を文政審議會に諮詢したが、審議中内閣の交迭の爲に其事は行はれずして終つた。

大正十三年六月勅令第四百八號を以て地方學校衛生職員制が定められた。

大正十四年四月文部省令第八號を以て師範學校規程中に改正が行はれ、從來師範學校第一部は修業年限三箇年の高等小學校の卒業生又は之と同等の學力ある者を入學せしめ、修業年限を四箇年としたのを改め、修業年限を下に一箇年延長して之を五箇年として直に修業年限二箇年の高等小學校に接続せしむることとし、又第一部及第二部の卒業生を入學せしめて修業年限を一箇年とする専攻科を置くこととした。而して此計畫實行の爲に要する經費に充つる爲、貨幣鑄造益金特別會計の利子四百萬圓を以て毎年道府縣に補助することとしたのであつた。

同月又勅令第三百三十五號を以て現役將校を各學校に配屬して教練を振作せんとする趣旨に依る陸軍現役將校配屬令が定められた。

大正十四年十二月勅令第三百二十四號を以て地方社會教育職員制が定められた。

大正十五年三月法律第四十三號を以て市町村義務教育費國庫負擔法中に改正が行はれ、國庫負擔金額が七千萬圓を下らざることと改められた。

滿二十歳即ち成年に達するまでの青年大衆に對し、其業務の餘暇を利用し之に職業的並に公民的教育を施し、且心身鍛鍊の爲に教練を課する教育機關を設けんとする趣旨に依り、大正十五年四月勅令第七十號を以て青年訓練所令が定められた。

同月又勅令第七十三號を以て小學校令中に改正が行はれた。これは主として高等小學校の内容改善に關することであ

るが、次に述べる幼稚園令の制定に關聯する改正をも含んで居たのである。

従來幼稚園に關することは小學校令及同施行規則中に規定せられて居たのであるが、同月又勅令第七十四號を以て新に幼稚園令が制定せられた。

大正十五年六月勅令第四百四十六號を以てする北海道廳官制中の改正、勅令第四百四十七號を以てする地方官官制の改正に依り、北海道廳及府縣に内務部と相並んで學務部が置かるることとなり、又郡役所が廢止せられた。

昭和二年三月法律第三十號を以て市町村義務教育費國庫負擔法中に改正が行はれ、國庫負擔金額が七千五百萬圓を下らざること改められた。

昭和二年十一月文部省令第二十六號を以て中學校令施行規則中の改正、文部省令第二十七號を以て高等女學校令施行規則中の改正、文部省令第二十八號を以て高等學校規程中の改正が行はれ、入學試験及進級試験が廢止せらるることとなつた。此趣旨は昭和四年に各實業學校にも及ぼされ、各種實業學校に關する規程中に改正が行はれた。

昭和三年三月勅令第二十三號を以てする北海道廳官制中の改正、勅令第二十四號を以てする地方官官制中の改正に依り北海道廳、府縣に專任の視學官が置かるることとなつた。

昭和三年五月法律第三號を以て一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法中に改正が行はれ、短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法と改められた。これは兵役法の制定に依り従來の一年現役が短期現役と改められたが爲である。

昭和五年四月文部省令第五號を以て工業學校規程中の改正、文部省令第六號を以て農業學校規程中の改正、文部省令第七號を以て商業學校規程中の改正、文部省令第八號を以て商船學校規程中の改正、文部省令第九號を以て水産學校規程中の改正が行はれた。これは尋常小學校に接續する修業年限二箇年の實業學校を認め、其他實業學校の教育として實

際に適切ならしめんとする趣旨に出たものである。

昭和五年五月法律第五號を以て市町村義務教育費國庫負擔法中に改正が行はれ、國庫負擔金が八千五百萬圓を下らざること改められた。

昭和五年八月勅令第四百四十六號を以て地方體育運動職員制が定められた。

昭和六年一月文部省令第二號を以て中學校令施行規則の改正が行はれ、従來の學科課程劃一主義を改め、生徒の才能嗜好及將來進まんとする方向等に依り變化ある教育を行ひ、且動もすれば中學校教育が上級學校入學準備教育に偏する弊を排し、之をして眞に完成教育の實を擧げしむることとした。

昭和七年五月勅令第七十六號を以て市町村立小學校長及教員名稱及待遇中に改正が行はれ、市町村立小學校長にして奏任官の待遇となし得る者に關する員數の制限が撤廢せられた。

昭和七年九月法律第二十三號を以て市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法が制定せられた。

昭和七年十二月勅令第三百七十九號を以て體育運動に關する諸種の事項を審議する體育運動審議會が設けられた。

次に學校等の施設に關しては、

大正九年一月勅令第十五號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、橫濱高等工業學校及廣島高等工業學校が設置せられた。

大正九年四月勅令第七十一號東京商科大學官制に依り東京商科大學が設置せられた。

同月又勅令第一百十號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り水戸高等學校、山形高等學校及佐賀高等學校が設置せられ、大阪高等工業學校に工業教員養成所が附設せられた。

大正九年八月勅令第二百五十一號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、神戸高等商船學校が設置せられた。

大正九年十一月勅令第五百五十一號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り鳥取高等農業學校、名古屋高等商業學校、弘前高等學校、松江高等學校、富山藥學專門學校及金澤高等工業學校が設置せられた。(富山藥學專門學校は縣立藥學專門學校を官立に移したるもの)

大正十年三月勅令第四十九號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り仙臺高等工業學校(東北帝國大學附屬工業專門部を獨立せしめたもの)及明治專門學校(私立明治專門學校を官立に移したるもの)が設置せられ、東京高等工業學校附屬の工業補習學校が廢止せられた。(勞務協調會に於て引受經營)

大正十年六月勅令第二百八十六號東京博物館官制に依り東京博物館が設置せられた。

大正十年七月勅令第三百十號航空研究所官制に依り航空研究所が東京帝國大學に附置せられ、初めて講座を擔任せず専ら研究のみに従事する所謂研究教授(所員)の制度が認めらるることとなつた。

大正十年十一月勅令第四百三十二號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り東京高等學校、大阪高等學校、浦和高等學校及福岡高等學校が設置せられた。

同月又勅令第四百五十號東京天文臺官制に依り東京天文臺が東京帝國大學に附置せられた。(東京帝國大學附屬東京天文臺を改めたるもの)

大正十年十二月勅令第四百五十六號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り三重高等農林學校、福島高等商業學校、大分高等商業學校、東京高等工藝學校、神戸高等工業學校及大阪外國語學校が設置せられた。

大正十一年三月勅令第四百三十三號官立醫科大學官制に依り新潟醫科大學及岡山醫科大學が設置せられた。

大正十一年八月勅令第三百六十一號金屬材料研究所官制に依り金屬材料研究所が東北帝國大學に附置せられた。(東北帝國大學附屬鐵鋼研究所を改めたるもの)

同月勅令第三百九十一號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、静岡高等學校及高知高等學校が設置せられた。

同月又勅令第三百九十六號を以てする大正八年勅令第十三號「帝國大學及其ノ學部ニ關スル件」中の改正に依り、東北帝國大學に法文學部が設置せられた。

大正十一年十月勅令第四百四十一號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、宇都宮高等農林學校、彦根高等商業學校、和歌山高等商業學校、濱松高等工業學校及徳島高等工業學校が設置せられた。

大正十二年三月勅令第九十三號を以てする官立醫科大學官制中の改正に依り、千葉醫科大學、金澤醫科大學及長崎醫科大學が設置せられた。

大正十二年十一月勅令第四百八十九號を以てする大正八年勅令第十三號「帝國大學及其ノ學部ニ關スル件」中の改正に依り、京都帝國大學に農學部が設置せられた。

大正十二年十二月勅令第五百一號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、岐阜高等農林學校、横濱高等商業學校、高松高等商業學校、姫路高等學校、廣島高等學校、長岡高等工業學校及福井高等工業學校が設置せられた。

大正十三年九月勅令第二百二十二號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、宮崎高等農林學校、高岡高等商業學校及山梨高等工業學校が設置せられた。

同月又勅令第二百二十四號を以てする大正八年勅令第十三號「帝國大學及其ノ學部ニ關スル件」中の改正に依り、九州帝國大學に法文學部が設置せられた。

大正十四年二月勅令第六號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、熊本藥學專門學校が設置せられた。(私立藥學專門學校を官立に移したるもの)

大正十四年四月勅令第八十號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、逓信省所轄の東京商船學校が文部省に移管せられて東京高等商船學校となつた。

大正十四年十一月勅令第三百十一號地震研究所官制に依り、地震研究所が東京帝國大學に附置せられた。

大正十五年十月勅令第三百十三號化學研究所官制に依り、化學研究所が京都帝國大學に附置せられた。

昭和二年九月勅令第二百八十九號を以てする東京帝國大學附置傳染病研究所官制の改正に依り、從來技師制度であつた傳染病研究所に所員制度を布くこととなつた。

昭和三年十月勅令第二百三十九號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、東京高等齒科醫學校が設置せられた。

昭和四年四月勅令第三十六號官立工業大學官制、勅令第三十七號官立文理科大學官制、勅令第三十八號官立商科大學官制改正に依り、東京工業大學、大阪工業大學、東京文理科大學、廣島文理科大學及神戸商業大學が設置せられた。

同月勅令第三十九號高等師範學校官制に依り、東京高等師範學校、廣島高等師範學校は、各東京文理科大學、廣島文理科大學に附置せらるることとなつた。

同月又勅令第七十五號を以てする官立醫科大學官制中の改正に依り、熊本縣立醫科大學が官立に移管せられて熊本醫

科大學となつた。

昭和四年五月勅令第四百四十四號を以てする文部省直轄諸學校官制中の改正に依り、千葉縣立高等園藝學校が官立に移管せられて千葉高等園藝學校となつた。

昭和六年二月勅令第六號を以てする東京博物館官制中の改正に依り、東京博物館が東京科學博物館と改稱せられた。

昭和六年四月勅令第六十七號大阪帝國大學官制に依り大阪帝國大學が設置せられた。

同月又勅令第七十號を以てする官立醫科大學官制中の改正に依り、愛知縣立醫科大學が官立に移管せられて名古屋醫科大學となつた。

昭和六年十月勅令第二百六十六號溫泉治療學研究所官制に依り、溫泉治療學研究所(所在地別府市外)が九州帝國大學に附置せられた。

大學令に依る公立大學としては、

大正九年六月に愛知縣立愛知醫科大學、大正十年十月に京都府立醫科大學、大正十一年五月に熊本縣立熊本醫科大學の設立が認可せられた。

大學令に依る私立大學としては、

大正九年二月に慶應義塾大學及早稻田大學、大正九年四月に明治大學、法政大學、中央大學、日本大學、國學院大學及同志社大學、大正十年十月に東京慈惠會醫科大學、大正十一年五月に龍谷大學及大谷大學、專修大學及立教大學、大正十一年六月に立命館大學、關西大學及東洋協會大學(大正十五年に拓殖大學と改稱)、大正十三年五月に立正大學、大正十四年三月に駒澤大學、大正十四年五月に東京農業大學、大正十五年二月に日本醫科大學、大正十五年四月に高野山大學

及大正大學、昭和三年四月に東洋大學、昭和三年五月に上智大學、昭和七年三月に關西學院大學の設立が認可せられた。尚ほ初等普通教育、高等普通教育、專門教育及實業教育等に關する公私立の教育機關も漸次充實せられた。

### 第二款 初等普通教育（小學教育）

大正九年三月九日廳府縣長官に對する左記内務省警保局長及文部省普通學務局長通牒が發せられた。

小學校兒童ノ紙幣偽造取締ニ關スル件

近時小學校兒童ニシテ紙幣若ハ兌換券ヲ偽造シ又ハ偽造シタル紙幣兌換券ノ知情行使ヲ爲ス事例往々有之候處今般福岡縣知事ヨリ管下小學校ニ於テ實習用トシテ兒童ニ模造紙幣ヲ提供センメタル件其ノ他ニ關シ別紙ノ通報告有之本件ハ明治二十七年文部省訓令第五號ノ趣旨ニ背反スルノミナラス自然犯行ヲ誘發スルノ原因トモ可相成存候間是等ノコト無之様當該關係ノ向ニ對シ相當注意方御配慮相煩度候也（明治二十七年文部省訓令第五號に關して第四章中實業教育の款商業教育の項参照）

（別紙）略

尙ほ同時に丘普二三號を以て普通學務局より各男女高等師範學校に對する左記通牒が發せられた。

小學校兒童ノ紙幣偽造取締ニ關シ各地方長官ニ對シ別紙ノ通り通牒致候ニ付御了知相成度此段及通牒候也

（別紙）略

大正九年八月二十日文部省令第十九號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第四百四十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ

職名	本科正教員		專科正教員		准教員	
	下	上	下	上	下	上
一級	十百八	十百六	百圓二	百圓	五五	五五
二級	五百四十	十百三	百圓	百圓	五四	五四
三級	十百二	百圓	圓八十	圓八十	五三	五三
四級	百圓	圓九十	圓七十	圓七十	圓三十	圓三十
五級	五八	圓八十	圓六十	圓六十		
六級	五七	圓七十	圓五十	圓五十		
七級	五六	圓六十	圓四十	圓四十		
八級	五五	圓五十				
九級	五四	圓四十				

第四百四十九條 一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ本科正教員ニ在リテハ二百四十圓マテ專科正教員ニ在リテハ百

六十圓マテ漸次増給スルコトヲ得

附則

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



右は世界大戦後物價騰貴の關係より大正七年以來、取り敢へず官吏及官吏待遇者に對して臨時手当を給與し得る件が定められたことは前章に於て述べた通であるが、今や正式に俸給令を改正するの必要を見るに至つたが爲である。

大正九年八月二十八日文部省令第二十三號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第二十九條中「三學級」ヲ「六學級」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來特別の事情に依り小學校に於て分教場を設くる場合は、小學校の學級數最高限の外に一分教場毎に三學級まで之を置くことを認めて居たのであるが、今回は其制限を緩くし三學級までを六學級までと改めたのである。

從來の徴兵令の規定に依れば、府縣師範學校を卒業して小學校教員に奉職する者には六週間現役の特典が與へられて居たのであるが、これは極めて短期間の服役であるから其間の俸給のことは別に問題とならなかつた。然るに大正七年徴兵令中の改正に依り六週間現役が一年現役に變更せられ、而して此新规定の適用が彌大正十年度より始まることとなつたので、市町村をして全一年間學校に勤務せざる教員の俸給費用を支出せしむることは酷に失するを以て、國庫に於て之を負擔する必要を認め（文部省に於ては大正七年徴兵令中改正の當時より既に、改正規定實施の曉には服役教員の俸給は、國庫に於て之を負擔すべきものなりとの議を決して居たのであつた。）大正十年三月三十日法律第十七號を以て左の如く一年現役

小學校教員俸給費國庫負擔法が制定せられた。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法

第一條 市町村立小學校正教員ニシテ徴兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ現役ニ服スル者ノ服役中ノ俸給ノ爲市町村ニ於テ要スル費用ハ國庫之ヲ負擔ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔スル金額ハ毎年度之ヲ市町村ニ交付ス

第三條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ

第四條 本法ニ依リ俸給費ヲ國庫ニ於テ負擔スル小學校正教員ハ市町村義務教育費國庫負擔法ノ適用ニ付テハ同法

第三條ノ正教員ノ數ニ之ヲ算入セス

附 則

本法ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

曩に義務教育費國庫負擔法の制定に依り、政府は毎年一千万圓を支出することとなつて居たが、其後支出金増額の要求が次第に高まり來り、大正九年の暮から大正十年の春に互つて開かれた第四十四議會に於て、政府から一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法案を提出した際に、衆議院の一議員より政府は義務教育費國庫負擔金を増額する意思ありや否を質問したるに對し、時の首相原敬は先決問題として地方教育費の整理を必要とする旨を答へ、尙ほ此問題を調査審議せしむる爲に官民有力者を以て組織する調査會を設くる意思あることを述べた。次で同議會に於て衆議院議員井上角五

郎より左の建議案を發議した。

市町村教育費ノ整理ニ關スル建議

政府ハ本議會ニ於テ言明シタルカ如ク速ニ調査機關ヲ設ケ市町村教育費ノ整理節約ヲ謀リ仍必要アル場合ニ於テハ相當金額ヲ増加支出シ以テ教育ノ振興ヲ圖ルト共ニ市町村教育費負擔輕減ノ途ヲ講スヘシ

右の如き次第で主として地方教育費の整理節約に關する事項を調査せしむる爲に、大正十年七月勅令第三百三十八號を以て内閣總理大臣に直屬する臨時教育行政調査會官制が定められ(中央教育行政機關の款參照)、政府は之に向つて市町村教育費整理案なるものを提出した。其要點は左の如くであつた。

(一) 小學校に於ける學級の整理を行ふこと

全國小學校中には比較的少數の兒童を以て編制せらるる學級少からず。依て其地方の實情に應じて適當にこれを整理すれば、小學校教員俸給費に於て年額三百四十九萬二千六百九十三圓餘を整理し得る。

(二) 資力薄弱町村の小學校に於ては二部教授及三學級二教員制を實施すること

資力薄弱町村に屬する各小學校の中未だ此制度を採用せざるものが二萬六千三百五十一學級あるに依り、其半數に二部教授、他の半數に三學級二教員制を實施すれば、小學校教員俸給費に於て總額四百十萬五千九百九十二圓餘の整理を行ひ得る。

(三) 補助教員を整理すること

從來六學級以上の小學校に於ては校長擔任の學級を補助擔當せしむる爲、正教員又は准教員一人を置くことを認むるも、これを十八學級以上と改め、其他の補助教員を總て廢止すれば、教員俸給費に於て百六十八萬三千五百

三十六圓餘を整理し得る。

(四) 専科教員を整理すること

資力の豊かならざる町村に於て成るべく専科教員を置かざることとすれば之に依ても相當の整理を爲し得る。

(五) 小學校の新築増築及改築等の經費を節約すること

即ち以上の方法に依て約一千萬圓の小學校教育費を整理し得る見込みなりといふのであつた。然るに此案の整理の基礎に甚しき無理があるのと、一には原内閣が數千萬圓を投じて高等教育機關擴張計畫を立てた直後であつたので、政府の行ふ所高等教育に厚くして普通教育に薄しといふ反感もあつて、教育界には露々たる反對の聲が起つた。而して首相原は大正十年十一月刺客の兇刃に斃れ、高橋内閣となつてからは強ひて本案を維持せんとする者なく、臨時教育行政調査會も大正十一年に廢止せらるることとなつた。

大正十年八月五日文部省令第三十六號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第七條中第五號ヲ左ノ如ク改ム

五、公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依り認定セラレタル學校ノ卒業者、專門學校入學者檢定規程第三條ノ試験

檢定ニ合格シタル者及同規程第八條第一號ニ依り專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者

第一百八條 削除

第二百二十二條ニ左ノ一號ヲ加フ



る者のことも経過的に規定する必要があつた)

第五百五十三條の二は從來六週間現役に服する教員には短期間のこととして其間俸給の全部を給して居たのであるが、今回六週間現役が一年現役に改められ學校を離るる期間が長くなつたので、一年現役服役中は從來の如く俸給全部を給せずして其十分の二を減じ其十分の八を給することに改めたのである。

大正十年十二月十二日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十號を以て左の如く一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行に關する規程が定められた。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程左ノ通り定ム

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程

- 第一條 地方長官ハ毎年五月十一日現在ニ依リ市町村立小學校正教員ニシテ一年現役兵トシテ現役ニ服スル者ノ服役中ノ俸給ノ爲當該年度市町村ニ於テ要スヘキ費用ヲ調査シ第一號様式ニ依リ五月末日限之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ但シ一年現役兵條例第五條第一項ノ規定ニ依リ入營期日ノ變更アリタル場合ハ同條例第六條ノ規定ニ依ル最終入營期日ノ翌日現在ニ依リ其ノ俸給費ヲ當該年度分及翌年度分ニ區分シテ調査シ二十日以内ニ報告スヘシ前項但書ノ規定ニ依リ既ニ報告シタル費用ハ前項本文ノ規定ニ依リ報告スヘキ費用ヨリ除外スヘキモノトス
- 第二條 地方長官ハ傷痍疾病其ノ他ノ事故ニ依ル除隊又ハ死亡等ノ爲前條ノ規定ニ依ル報告ニ異動ヲ生シタルトキハ第二號様式ニ依リ調査シ其ノ都度之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ
- 第三條 地方長官ハ一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法第一條ノ規定ニ依ル國庫負擔金支拂命令ノ委任ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ市町村ニ交付スヘシ

第四條 地方長官ハ一年現役兵トシテ現役ニ服スル小學校正教員ノ在職スル市町村ニ變更アリタル場合ハ其ノ俸給費國庫負擔金ハ日割計算法ニ依リ之ヲ關係市町村ニ交付スヘシ

第五條 地方長官ハ一年現役小學校教員俸給費國庫負擔金ヲ市町村ニ交付スルトキハ概算渡ノ方法ニ依ルヘシ

第六條 地方長官ハ毎年前年度ニ於ケル國庫負擔金交付額ヲ市町村別ニ調査シ第三號様式ニ依リ五月末日限之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第七條 地方長官ハ毎年其ノ年施行シタル一年現役兵タルヘキ者ノ身體検査ノ成績ヲ調査シ第四號様式ニ依リ五月末日限之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

第八條 本令ノ適用ニ付テハ市町村組合又ハ町村組合ハ之ヲ市町村ト看做ス市制又ハ町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル市町村ニ準スヘキ公共團體其ノ組合又ハ小學校設置區域亦同シ

様式 (略)

大正十一年十二月二十八日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第二十三號を以て左の如く小學校教育費整理節約に關する注意が發せられた。

小學校ノ教育ハ道德教育及國民教育ノ基礎並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ本旨トシ、國民一般ニコレヲ受ケシムベキモノデアル。故ニ教科ニ於テモ設備ニ於テモ全國ヲ通ジテ或程度マデコレヲ統一スルノ必要ハアルガ、又各地方ニ於ケル氣候・風土・産業・習慣ノ相違ヤ資力ノ大小、兒童數ノ多少等實際ノ情況ニ應ジテ施設スル

所ガナケレバナラス。從來小學校ニ關スル法令ガ教科・編制・設備等ニ就イテ自由裁量ノ範圍ヲ認メ其ノ實行ヲ地方當局ニ任セテ居ルノハコレガ爲デアル。以上ノ理由カラ小學校教育ノ施設ガ地方ニ依ツテ多少其ノ趣ヲ異ニスルノハ當然ノ事デアル。而シテ地方費、就中小學校教育費ハ比年劇增ヲ來シテ地方ノ負擔ヲ困難ナラシメ、殊ニ就學兒童ノ増加ノ爲全國ニ於テ年々數千學級ヲ増設スル必要モアリ、世運ノ進歩ニ應ジテ教育ノ内容ヲ充實シ教員ノ待遇ヲ改善スル必要モアツテ、今後ハ益々其ノ増額ノ勢ヲ大ニスル傾向ガアルカラ、當事者ハ地方ノ實情ヲ斟酌シテ一層其ノ施設ニ注意シ教育ノ效果ヲ減損セザル範圍ニ於テ及ブダケ費用ノ整理節約ヲ圖ラナケレバナラス。今其ノ施設ヲシテ土地ノ情況ニ適應セシメ費用ノ整理節約ヲ圖ル爲ニ適宜採用スベキ手段ヲ舉グレバ大體左ノ如キモノデアル。

一 小學校教育費ノ負擔ニ困難ヲ感ズル處デハ比較的少數ノ兒童ヲ以テ編制シタル學級ハ同一學校ノ他ノ學級ト合併シテモ差支ナイ場合ガアル。此ノ整理ハ勿論小學校令施行規則ノ認ムル範圍内ニ於テ行ヒ且教員ノ能力ヲモ十分ニ考慮シナケレバナラス。尙同一市町村内ニ於ケル他ノ學校ノ學級ト合併スルコトモ出來ルガ、コレヲ實行スルニハ兒童ノ通學路程ヲ考慮スル必要ガアル。

二 尙特別ナル編制ヲ必要トスル處デハ主トシテ年少ノ兒童ニ對シ二部教授ヲ行ヒ、若シコレニ據リ難イ場合ニハ年長者ニ對シ二部教授ヲ加味セザル三學級二教員制ヲ行フコトニ依ツテ六學級ノ學校ニ五教員、五學級ノ學校ニ四教員、四學級ノ學校ニ三教員ヲ配置スル等ノ組織トスルコトガ出來ル。但シ其ノ教員ノ資格等ハ小學校令施行規則ノ定ムル所ニ依ルハ勿論、殊ニ優良ナル教員ヲ配置シ給與ヲ十分ニシ且其ノ教員ヲシテ過勞セシメナイヤウニ注意スル必要ガアル。

三 市町村ノ實情ト學校ノ規模トニ應ジ學級數ノ多イ小學校ニ於テモ學校長ヲシテ成ルベク教授ヲ擔任セシムルコトニ依ツテ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル教員ヲ置ク場合ヲ少クスルコトガ出來ル。又資力豊ナラザル町村デハ本科正教員ヲ採用スル場合ニ専科ニ屬スル教科目ヲ教ヘルニ堪能ナル者ヲ選ビ或程度マデ教員數ヲ減ズルコトモ整理ノ一助デアル。

四 校舍ノ新築等ノ場合ニハ衛生ニ注意スルハ勿論、質實ト利用トヲ旨トシ努メテ地方資力ノ程度ニ適應セシメ、又其ノ地方ニ於ケル適當ナル建造物ヲ利用スル等ノ方法ヲ講ジ設備ニ關スル經費ノ整理節約ヲ圖ルコトガ必要デア

ル。

五 器具・機械・標本・諸帳簿・薪炭等ノ備品消耗品ニ就イテハ節約利用ニ十分注意スルハ勿論、コレヲ購入スルニモ數校聯合シテ共同購入ノ方法ヲ採ル等ニ依ツテ努メテ冗費ヲ省クコトガ必要デアル。

六 學用品ハ出來ルダケ質素節約ヲ旨トシ必要ナルモノニ限りコレヲ使用セシメテ其ノ浪費ヲ避ケ、共同購買等ノ方法ヲ講ジテ父兄ノ負擔ヲ輕減スルコトガ必要デアル。

以上ハ小學校ニ關スル經費ヲ整理節約スル手段ニ就イテ其ノ大綱ヲ擧ゲタノデアル各學校ニハ教室ノ制限ヤ教員ノ資格能力ノ不同ヤ小學校ヲ利用スル實業補習教育・社會教育ノ施設ノ有無等彼此事情ヲ異ニスルモノガアルカラ、地方長官ハヨク其ノ實情ヲ察シ必要ニ應ジテ適宜コレヲ參酌セシメ、地方經濟トノ權衡ヲ圖ルト同時ニ國民教育ヲ一層振興セシムルヤウ監督誘導ニ努力セラレンコトヲ切望スル次第デア

大正十二年三月二十八日法律第二十號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法が改正せられた。

市町村義務教育費國庫負擔法

- 第一條 市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要スル經費ノ一部ハ國庫之ヲ負擔ス
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ負擔トシテ支出スヘキ金額ハ毎年度四千萬圓ヲ下ラサルモノトス
- 第三條 國庫支出金ハ第五條ノ交付金額ヲ除キ其ノ三分ノ二ハ市町村ニ、三分ノ一ハ第四條ノ交付金額ヲ除キ町村ニ、各其ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數ニ、他ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村ノ就學兒童數ニ比例シテ交付ス
- 第四條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル市ニ對シ前條ノ規定ニ依リ當該市ノ受クル金額ノ二分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得
- 前項ノ増加交付金ノ總額ハ前條ノ規定ニ依リ市ニ交付スル金額ノ十五分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第五條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ資力其ノ他ノ事情ニ依リ必要アリト認メタル町村ニ對シ國庫支出金ノ十分ノ一ヲ超エサル範圍内ニ於テ特ニ交付金額ヲ増加スルコトヲ得
- 第六條 本法ニ定ムル市町村立尋常小學校教員中ニ算入スヘキ代用教員ノ範圍ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第七條 本法ノ適用ニ付テハ市町村組合ハ之ヲ市、町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做ス
- 本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

附 則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は相當に大なる改正であつた。即ち從來は國庫負擔金額は一千萬圓を下らずとあつたのが、今回は四千萬圓を下らずとして三千萬圓を増額せられた。又從來國庫負擔金額は第三條に依り市町村に對し一樣に市町村立尋常小學校教員數及市町村の就學兒童數に比例して配分せられたのであるが、かくては資力少くして然も教育費の割合の多い町村と資力多くして然も教育費の割合の少い市との間に公平を失するといふので、今回は第三條を改め第五條に依る特別交付金額を除き總金額の三分の一は市町村に、三分の一は第四條に依る特別交付金を除き町村にのみ交付することとし、以て市と町村との間の公平を保たしめんとしたのである。

大正十二年六月十九日勅令第三百十五號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法の施行に關する件が定められた。

第一條 文部大臣ハ左ノ各號ニ該當スル市ニ對シテハ市町村義務教育費國庫負擔法第四條ノ規定ニ依リ交付金額ヲ増加スルコトヲ得

一 前前年度ニ於ケル直接國稅調定濟額ノ一戸平均額カ同年末現在ニ於ケル人口三萬以上ノ全國町村ノ同年度直接國稅調定濟額ノ一戸平均額ニ達セサルコト

二 前前年度ニ於ケル戸數割附加稅調定濟額ノ一戸平均額カ同年末現在ニ於ケル人口三萬以上ノ全國町村ノ同年度戸數割附加稅調定濟額ノ一戸平均額ヲ超過スルコト

第二條 文部大臣ハ左ノ各號ニ該當スル町村ニ對シテハ市町村義務教育費國庫負擔法第五條ノ規定ニ依リ交付金額

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

ヲ増加スルコトヲ得

一 前前年度ニ於ケル直接國稅調定濟額ノ一戸平均額カ全國町村ノ同年度直接國稅調定濟額ノ一戸平均額ニ達セサルコト

二 前前年度ニ於ケル戸數割附加稅調定濟額ノ一戸平均額カ全國町村ノ同年度戸數割附加稅調定濟額ノ一戸平均額ヲ超過スルコト

第三條 前二條ノ規定ニ依リ増加スヘキ交付金額ハ當該市町村ノ前前年度ニ於ケル直接國稅調定濟額ノ一戸平均額及戸數割附加稅調定濟額ノ一戸平均額其ノ他財政ノ狀況ヲ參酌シ前前年度ニ於ケル小學校教員俸給決算額ニ應シテ文部大臣之ヲ定ム

第四條 文部大臣ハ市町村ニ於ケル財政上特ニ困難ナル事情アリト認ムルトキハ前三條ニ規定スル標準ニ依ラス當該市町村ニ對スル交付金額ヲ増加スルコトヲ得

第五條 本令ニ於テ直接國稅トハ地租、所得稅(第二種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ除ク)、營業稅、鑛業稅、砂鑛區稅、賣藥營業稅及取引所營業稅ヲ謂フ

第六條 本令ノ適用ニ付テハ家屋稅附加稅及特別稅戶別割、特別稅家屋割其ノ他之ニ準スヘキ特別稅ハ之ヲ戸數割附加稅ト看做ス

第七條 國庫支出金ハ左ノ時期ニ於テ之ヲ市町村ニ交付ス

一 市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ規定ニ依リ市町村ニ交付スル金額  
五月、八月、十一月及二月 各其ノ四分ノ一

二 同法第三條ノ規定ニ依リ町村ノミニ交付スル金額  
十一月及二月 各其ノ二分ノ一

三 同法第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ市又ハ町村ニ交付スル金額

二月又ハ三月

全額

第八條 文部大臣ハ市町村義務教育費國庫負擔法第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ國庫支出金ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ費途ニ關シ必要ナル事項ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

地方長官ハ文部大臣ノ委任ニ依リ前項ノ事項ヲ市町村ニ命スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條第一號ニ規定スル五月ハ大正十二年度分ニ限り之ヲ六月トス

大正七年勅令第七十五號ハ之ヲ廢止ス

大正十二年六月二十日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十六號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法施行規程が改正せられた。

市町村義務教育費國庫負擔法施行規程左ノ通改正ス

市町村義務教育費國庫負擔法施行規程

第一條 地方長官ハ毎年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數及市町村ノ就學兒童數ヲ左ノ各項ニ依リ調

- 査シ第一號表ノ様式ニ依リ七月十五日限り之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ
- 一 市町村組合ハ之ヲ市、町村組合及町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合及小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做シテ調査スヘシ
  - 二 市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做シテ調査スヘシ
  - 三 本科正教員ニシテ市町村立尋常高等小學校ノ學校長ヲ兼ヌル者ハ尋常科ノ教授ヲ受持タサル場合ト雖之ヲ尋常小學校本科正教員數ニ算入スヘシ
  - 四 市町村立尋常高等小學校ノ正教員及准教員ニシテ尋常科及高等科ニ涉リ教授ヲ受持ツ者ハ之ヲ尋常小學校ノ教員數ニ算入スヘシ
  - 五 市町村立小學校長ヲ兼務スル本科正教員ヲ除キ市町村立ノ尋常小學校及尋常高等小學校尋常科勤務ノ本科正教員及准教員ノ數カ市町村立ノ尋常小學校及尋常高等小學校尋常科ノ學級數ニ達セサルトキハ其ノ學級數ニ達スルマテ現ニ市町村立ノ尋常小學校及尋常高等小學校尋常科ニ勤務スル代用教員並市町村立ノ尋常高等小學校ニ勤務シ尋常科及高等科ニ涉リ教授ヲ受持ツ代用教員ヲ尋常小學校ノ教員數ニ算入スヘシ
  - 六 教員ニシテ他ヨリ兼務スル者、休職中ノ者及一年現役兵トシテ服役中ノ者ハ之ヲ教員數ニ算入スヘカラス
  - 七 市町村ノ就學兒童數ハ六月一日ニ於テ市町村立尋常小學校ニ在籍スル兒童ニ付居住市町村ニ於テ之ヲ調査シ計算スヘシ
  - 八 市町村組合、町村組合ノ設置ニ係ル尋常小學校ノ在籍兒童ハ之ヲ市町村組合、町村組合ノ就學兒童トシテ計算スヘク關係各市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘカラス町村制ヲ施行セサル地域ニ於ケル町村ニ準スヘキ公共團體、其ノ組合及小學校設置區域ニ付亦同シ
  - 九 市町村一部ノ兒童教育事務委託ノ場合ニ於テハ其ノ兒童ハ委託市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘク之ヲ受託市町村ノ就學兒童トシテ計算スヘカラス
  - 十 市町村全部ノ兒童教育事務委託ノ場合ニ於テハ其ノ兒童ハ之ヲ受託市町村ノ兒童トシテ計算スヘシ
  - 第二條 六月一日以後ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタルニ依リ市及町村ノ教員數、就學兒童數ニ異動アリタル場合ニ於テハ地方長官ハ前條ニ準シテ直ニ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ
  - 第三條 地方長官ハ前年十二月三十一日現住人口三萬以上ノ町村ニ付前年度小學校教育費其ノ他ノ狀況ヲ調査シ第一號表ノ様式ニ依リ毎年十月十五日マテニ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ
  - 第四條 地方長官ハ前年度町村ノ小學校教育費其ノ他狀況ヲ調査シ第三號表ノ様式ニ依リ毎年十月十五日マテニ之ヲ文部大臣ニ報告スヘシ
  - 第五條 地方長官ハ大正十二年勅令第三百十五號第七條ノ規定ニ依ル國庫支出金ニ付小切手振出ノ委任ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ市町村ニ交付スヘシ
  - 第六條 前年六月一日以後ニ於テ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テハ地方長官ハ左ノ例ニ準シ従前ノ市町村ニ交付スヘキ國庫支出金ヲ分配交付スヘシ
  - 一 教員數ニ應ジテ交付スヘキ國庫支出金ハ前年六月一日ニ於テ當該市町村立尋常小學校ニ勤務シタル本科正教員、專科正教員、准教員及第一條第五號ノ代用教員ノ數ニ生シタル異動ニ應ジテ關係市町村ニ配付ス







何郡 何々町	
同郡 何々村	
計	
合計	

第五號表

大正 年度市町村義務教育費國庫負擔法第四條及第五條ニ依ル交付金報告書	
市 町 村 名	交 付 金 額
何 々 市	
何 々 市	
計	
何 郡 何 々 町	
同 郡 何 々 村	
計	
何 郡 何 々 町	
同 郡 何 々 村	
計	
同 郡 何 々 村	

計	
合計	

大正十二年八月二十八日勅令第三百七十六號を以て左の如く小學校令中に改正が行はれた。

小學校令中左ノ通改正ス

第五條及第十七條中「、盲啞學校」ヲ削ル

第三十六條中「又ハ高等學校若ハ中學校ノ豫科」ヲ、高等學校若ハ中學校ノ豫科又ハ盲學校若ハ聾啞學校ノ初等部ニ改ム

附則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル私立ノ盲啞學校ニシテ盲學校及聾啞學校令ニ依ラサルモノハ私立學校令ニ依リ設立セラレタルモノト看做ス

右第五條及第十七條中から盲啞學校に關する部分を削除したのは、從來公私立盲啞學校のことは便宜小學校令中に規定してあつたが、後に述べる如く大正十二年八月勅令第三百七十五號を以て獨立の盲學校及聾啞學校令が制定せらるるに至つたが故である。

第三十六條中の改正も亦盲學校及聾啞學校令制定の結果である。

大正十二年八月二十九日文部省令第三十五號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。  
小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第八十八條中「高等學校及中學校ノ豫科」ヲ「高等學校及中學校ノ豫科又ハ盲學校及聾啞學校ノ初等部」ニ改ム  
第二百九條乃至第二百一十一條中「盲啞學校其ノ他」ヲ削ル

附 則

本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正も亦獨立の盲學校及聾啞學校令制定の結果である。

大正十二年九月一日關東地方に大震災があつたので、九月九日時の文相岡野敬次郎は左記文部省令臨第一號を發した。  
これは小學教育のみに關することではないが便宜此處に之を述べることにする。

各學校長ハ當分ノ内其ノ授業日數、授業時數及學生、生徒、兒童又ハ教員ニ關スル定員ノ制限ニ拘ラス必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得

學校長ニ於テ前項ノ措置ヲ爲シタル場合ハ遲滞ナク之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同日又左記文部省告諭臨第一號が發せられた。これも小學教育のみに關することではないが便宜此處に之を述べることにする。

とする。

今次未曾有ノ震災ニ因リ學校ノ破壊燒失セシモノ甚タ多ク當分罹災地學生生徒兒童等ノ修學上困難ナル事情尠カラサルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ予ハ關係諸員ヲ督勵シテ出來得ル限り之カ善後ノ方策ヲ講シツ、アリ諸子ハ自重自制其ノ健康ノ保全ニ留意シ平素ノ修養ヲ發揮シテ或ハ罹災者救護ニ關スル事業ニ奉仕シ或ハ人心安定ニ必要ナル施設ニ助力シ以テ非常變災時ニ處スルノ途ヲ誤ラサル様努メラルヘシ震災地以外ノ學生生徒兒童等ニ在リテハ災害ニ罹レル薄倖ナル學生生徒ニ對シテハ勿論一般罹災者ニ對シ深厚ナル同情ヲ注キ奉公博愛ノ美德ヲ實踐シ以テ其ノ本分ヲ完ウセラレムコトヲ切望ス

大正十三年一月二十六日 皇太子殿下御成婚の盛儀を行はせらるるに當り、内閣總理大臣清浦奎吾を宮中に召され、貧困兒童就學獎勵の思召を以て金壹百萬圓御下賜の御沙汰を賜はつた。又宮内大臣牧野伸顯より内閣總理大臣に對して左の通牒を發した。

今般

皇太子殿下 御慶事ニ付兒童就學獎勵ノ資金トシテ金壹百萬圓下賜相成候處右ハ貧困ノ爲就學ノ義務ヲ果スコト困難ナル兒童ニ對シ就學ヲ獎勵アラセラルルノ

思召ニ依リ下賜相成タル儀ニ付右御含ノ上可然御取計相成度

同月二十九日内閣總理大臣より右の旨を文部大臣に移牒したので文相江木千之は即日北海道廳、府縣に對する左記文部省訓令第一號を發した。

皇太子殿下御慶事行ハセラルルニ當リ兒童就學獎勵ノ 思召ヲ以テ特ニ内帑ヨリ金壹百萬圓ヲ下賜セラルル旨内閣總理大臣ニ御沙汰アラセラレタリ 勅旨深遠誠ニ感激ノ至ニ勝ヘス本大臣ハ茲ニ至仁至慈ナル 聖意ヲ奉體シ努メテ斯事業ノ達成ヲ期セントス  
御下賜金ハ之ヲ道府縣ニ配付シテ特別ノ資金タラシム局ニ當ル者須ク適切ノ方策ヲ講シ之カ施設上遺憾ナカラシムトヲ期セラルヘシ

尙ほ同日文部次官より各地方廳に對し左記發普十五號通牒を發した。

文部省訓令第一號ニ基キ貧困ノ爲就學ノ義務ヲ果タスコト困難ナル兒童ノ就學獎勵ノ資金トシテ貴縣(廳、府)ニ對シ金(別記ノ通り)圓ヲ配付相成タルニ付左記要項ニ依リ夫々適當ノ措置相成様致度此段依命通牒ス

記

- 一、北海道及府縣ハ配付金ヲ以テ兒童就學獎勵資金ト爲シ特別會計ヲ設置スルコト
- 二、本資金ハ道府縣ノ支出金、寄附金等ヲ以テ之カ増加ヲ計ルコト
- 三、北海道及府縣ハ毎年本資金ヨリ生スル利子ニ道府縣ノ支出金、寄附金等ヲ加ヘ之ヲ適當ノ方法ニ依リ市町村ニ交付スルコト
- 四、市町村ハ前項ノ交付金、市町村ノ支出金、寄附金等ヲ以テ貧困兒童ノ就學ヲ獎勵スル爲教科書、學用品、被服、食料、生活費ノ一部又ハ全部ヲ給與又ハ支辨スルコト
- 五、市町村ハ前項金額ノ一部ヲ貧困兒童就學獎勵ノミヲ目的トスル基礎鞏固ナル公益團體ニ補助スルヲ得ルコト
- 六、地方長官ハ前年度ニ於ケル本資金ノ歳入歳出ノ精算ヲ毎年七月一日迄ニ文部大臣ニ報告スルコト

七、本資金ノ管理方法ニ關シテハ地方長官之ヲ定メ文部大臣ニ報告スルコト

八、地方長官ハ本事業ノ實施上必要ナル規程ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クルコト

右御下賜金の道府縣に對する配當金額は左の如くであつた。

道府縣	金額	道府縣	金額
北海道	四三、一九九 <sup>四</sup>	兵庫	四〇、六二三 <sup>四</sup>
東京都	五三、二八六	長崎	一九、六三四
大阪府	二〇、四一八	新潟	三五、三八四
神奈川県	三九、六九九	埼玉	二三、四二六
茨城県	二二、〇七五	群馬	一九、三七四
栃木県	二三、七九〇	富山	一五、二八四
奈良県	一九、二一六	鳥取	七、八九四
三重県	一一、一〇二	島根	一一、一三〇
愛知県	二〇、〇一二	岡山	二一、三一七
静岡県	三八、二九二	廣島	二九、〇四六
山梨県	二九、五七二	山口	一八、六〇四
山梨県	一一、六〇八	徳島	一五、〇一二
		歌	一二、四七一



- 一、第七學年及第八學年ノ課程ハ大體現制ノ高等小學校ノ例ニ準ズルモ徳性ノ涵養ニ一層力ヲ用フルト共ニ實業的陶治ニ重キヲ置キ且土地ノ情況ニ依リ裁量ノ餘地ヲ多カラシムルコト
- 一、學齡兒童保護者ハ滿十四歳マデ兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フコト、シ學年ノ中途ニ於テ滿十四歳ニ達スル兒童ハ其ノ學年ノ終マデ之ヲ就學セシムベキモノトスルコト
- 特別ノ事情アル市町村ニ在リテハ市町村長ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受ケ右後段ニ依ラザルヲ得シムルコト
- 一、小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、體操、唱歌、圖畫、實業、裁縫トシ土地ノ情況ニ依リ手工、家事、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルヲ得シムルコト
- 一、中等學校ヘノ聯絡ハ大體現制ノ通トスルコト
- 一、改正小學校令ノ實施期日ハ大正十四年四月一日トスルコト
- 一、大正十四年四月以降當分ノ内ハ實業補習學校ノ前期ノ就學ヲ以テ小學校第七學年及第八學年ノ就學ニ代フルコトヲ得シメ又已ムヲ得ザル場合ニ於テハ義務教育年限延長實施ノ猶豫ヲ認ムルコト

次ニ小學校教員補充ノ方法ハ義務教育年限延長實施ニ依リ増加スヘキ學級ニ伴ヒ該教員ノ補充ヲ爲ササルヘカラス即チ大正十五年度ニ於テ増加スヘキ學級一、五〇〇同十六年度ニ於テ二、〇三七計三、五三七學級ニ對シ一學級ニ教員一人ヲ配置スレハ之ト同數ノ教員ヲ要スルカ故ニ大正十四年度及同十五年度ニ道府縣ニ於テ修業年限一箇年ノ本科第一部ヲ平均一學級宛増募スルトキハ所要教員數ヲ右施設ニ依リテ供給スルコトヲ得ヘシ而シテ之ニ要スル經費ハ經常費トシテ總額一、〇九三、五九六圓ヲ要シ之ヲ大正十四年度及同十五年度ニ支出セサル

ヘカラス臨時費トシテ道府縣平均一學級程度ノ擴張ハ既設ノ教室其ノ他ノ設備ヲ利用シ得ヘキニ依リ爰ニ計上ノ必要ナキモノト認ム

大正十三年八月八日文部省令第十六號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第百五十七條中「三箇月分」ヲ「四箇月分」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は從來教員死亡したるときは其在職中と休職中とに拘らず、在職最終の俸給月額額の三箇月分を其遺族に給すべしとの規定であつたのを、今回三箇月分を四箇月分と改めたのである。これは曩の恩給法の改正に依り一般官吏の死亡賜金三箇月が四箇月分に改められたのと權衡を取らんが爲の改正である。

大正十四年四月二十日文部省令第十三號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第百五十三條ノ二 市町村立小學校正教員ニシテ徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役ニ服スル者ハ其ノ在營中俸

給ノ三分ノ二ヲ減ス

第百八十二條中「東京市」ノ下ニ「及大阪市」ヲ加フ

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五百十三條ノ二ハ大正十四年四月分ヨリ之ヲ適用ス

從來第五百十三條の二の規定に依れば、小學校正教員にして徴兵令第十四條の規定に依り一年現役に服する者は、其間俸給の十分の二を減じ即ち十分の八を給することとなつて居たが、大正十四年に創められた陸軍現役將校の配屬に依る學校教練振作の結果として、師範學校卒業後市町村立小學校の正教員たる者の服すべき一年現役が實質的に短縮せられ、一年現役服役中なるも在營半箇年を過ぎたる後は歸休の形式に依り學校の職務に就き得ることとなり、在營期間即ち學校の職務を離るる期間は從來に比し半減することとなつたので、實際に在營する間俸給三分の一を給することに改めたのである。

第百八十二條の改正は大阪市に於ける學務委員の數を東京市同様十五人まで増加し得ることとしたのである。

小學校の校舍校地校具及體操場を學校本來の目的以外に使用することに關しては小學校令第三十條に

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

但シ教育兵事産業衛生慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

との規定があるが、大正十四年五月五日法律第四十七號を以て衆議院議員選舉法が改正せられ、此新選舉法の第百四十四條第二項に

公立學校其ノ他勅令ヲ以テ定ムル營造物ノ設備ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ演說ニ依ル選舉運動ノ爲其ノ使用ヲ許可スヘシ

との規定が設けられ、大正十五年一月三十日勅令第三號衆議院議員選舉法施行令には左の如く之に關する詳細の規定がある。

第十二章 公立學校等ノ設備ノ使用

第七十六條 衆議院議員選舉法第百四十條第二項ノ營造物ノ設備ハ左ニ掲クルモノニシテ道府縣、市町村、市町村組合、町村組合、商業會議所又ハ農會ノ管理ニ屬スルモノニ限ル

一 公會堂

二 議事堂

三 前各號ノ外地方長官ノ指定シタル營造物ノ設備

議事堂ニシテ國又ハ公共團體ノ他ノ營造物ノ設備ト同一ノ建物内ニ在リ又ハ之ニ接續シ若ハ近接シ其ノ使用ニ依リ國又ハ公共團體ノ事務ニ著シキ支障アリト認ムルモノニ付テハ地方長官ハ豫メ之ヲ指定シ其ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

前二項ノ指定ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第七十七條 公立學校及前條ノ營造物ノ設備ノ使用ハ選舉事務長ノ選任ヲ爲シタル議員候補者又ハ推薦届出者ニ限リ之ヲ申請スルコトヲ得

第七十四條第二項ノ規定ハ前項ノ申請ニ之ヲ準用ス

〔參照〕

第七十四條第二項

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



選舉事務長ノ選任ヲ爲シタル推薦届出者死亡其ノ他ノ事由ニ因リ前條ノ郵便物ヲ差出スコトヲ得サルトキハ議員候補者之ヲ差出スコトヲ得

第七十八條 公立學校ヲ使用セムトスルトキハ其ノ使用スヘキ學校ノ設備及日時ヲ記載シタル文書ヲ以テ當該公立學校管理者ニ之ヲ申請スヘシ

同一議員候補者ノ爲ニ一回以上同一公立學校ヲ使用セムトスルトキハ先ノ申請ニ對シ許可セラレタル使用ノ日ヲ經過シタル後ニ非サレハ更ニ申請ヲ爲スコトヲ得ス

第七十九條 同一公立學校ヲ同一日時ニ使用スヘキニ以上ノ申請アリタルトキハ公立學校管理者ハ先ニ到達シタル申請書ノ申請ニ對シ、其ノ到達同時ナルトキハ既ニ使用ヲ許可セラレタル度數ノ少キ議員候補者ノ爲ノ申請ニ對シ其ノ使用ヲ許可スヘシ其ノ度數モ亦同シキトキハ申請者又ハ其ノ代人立會ノ上抽籤ニ依リ其ノ使用ヲ許可スヘキ者ヲ決定スヘシ

第八十條 第七十八條ノ規定ニ依ル申請書ノ到達アリタルトキハ公立學校管理者ハ當該公立學校長ノ意見ヲ徵シテ其ノ許可ヲ決定シ到達ノ日ヨリ二日以内ニ申請者又ハ其ノ代人及當該公立學校長ニ通知スヘシ

第八十一條 公立學校ノ使用ノ許可ハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

- 一 公立學校長ニ於テ學校ノ授業又ハ諸行事ニ支障アリト認ムル場合ニ於テハ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得ス
- 二 職員室、事務室、宿直室、器械室、標本室其ノ他公立學校長ニ於テ著シキ支障アリト認ムル設備ニ付テハ其ノ使用ヲ許可スルコトヲ得ス
- 三 使用ヲ許可スヘキ期間ハ選舉ノ期日ノ公布又ハ告示アリタル日ヨリ選舉ノ期日ノ前日迄トス

四 使用ノ時間ハ一回ニ付五時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八十二條 道廳府縣立學校管理者タル地方長官ハ前四條ニ規定スル管理者ノ權限ヲ學校長ニ委任スルコトヲ得

地方長官前項ノ委任ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ告示スヘシ

第八十三條 前五條ノ規定ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ之ヲ準用ス但シ公立學校長ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ第八十一條中公立學校長トアルハ管理者トス

第八十四條 第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ付一般ニ使用ニ關スル料金徵收ノ定アルモノニ關シテハ其ノ料金ヲ徵收スルコトヲ妨ケス

第八十五條 公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ノ準備及其ノ後片付等ニ要スル費用ハ使用ノ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス

公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ因リ其ノ設備ヲ損傷シタルトキハ使用ノ許可ヲ受ケタル者ニ於テ之ヲ賠償シ又ハ原狀ニ復スヘシ

第八十六條 地方長官ハ公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ管理者カ本章ノ規定ニ違反シテ又ハ不當ニ使用ノ許可ヲ爲シ又ハ爲ササルトキハ使用ノ許可ヲ取消シ又ハ使用ノ許可ヲ爲スコトヲ得

第八十七條 地方長官ハ選舉運動ノ爲ニスル公立學校又ハ第七十六條ノ營造物ノ設備ノ使用ニ關シ本章ニ定ムルモノノ外必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

尙ほ以上述べた衆議院議員選舉法及同施行令の規定は、同法第四百四十五條及同令第一百十一條の規定に依り町村制を施行せざる地方に關しても適用せらるるのである。

右は廣く公立學校に關するもので勿論獨り公立小學校に限るものではないが、公立小學校に就て言へば衆議院議員選舉の爲にする設備の使用に關しては、小學校令の規定に拘らず前掲の規定に依て律せらるるのである。

大正十四年五月十五日文部省訓令第十三號を以て左の如く一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行に關する規程中に改正が行はれた。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第一條中「服役中ノ俸給」ヲ「在營中ノ俸給」ニ改ム

第三條中「國庫負擔金支拂命令」ヲ「國庫負擔金ニ付小切手振出」ニ改ム

第一號様式中「服役中俸給所要額」ヲ「在營中俸給所要額」ニ、（一人當所要年額）ニ、（一人當所要額）ヲ「（即俸給額ノ八割）」ヲ「（即月俸額三分ノ一ノ五月分）」ニ改ム

大正十四年十二月二十八日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第二十一號を以て左の如く一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行に關する規程中に改正が行はれた。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程中左ノ通改正ス

第七條中「五月末日限」ヲ「一年現役兵條例施行細則第十一條第一項ニ該ルモノハ五月末日限、同條第二項ニ該ルモノハ八月末日限」ニ改ム

大正十五年三月三十日法律第四十三號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法中に改正が行はれた。

市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改正ス

第二條中「四千萬圓」ヲ「七千萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

市町村義務教育費國庫負擔金額は最初一千万圓であり其後四千万圓に増額せられたが、尙ほ其増加を要求する聲は頗る熾烈であるので今回更に七千万圓に増額せられたのである。

大正十五年四月二十二日勅令第七十三號を以て左の如く小學校令中に改正が行はれた。

小學校令中左ノ通改正ス

第五條中「幼稚園其ノ他」ヲ削ル

第十二條中「並第五十四條」ヲ削ル

第十七條中「幼稚園其ノ他」ヲ削ル

第十九條中「日本歴史」ヲ「國史」ニ改ム

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖畫、手工、唱歌、體操、實業（農業、工業、商業ノ一科目又ハ數科目）トシ女兒ノ爲ニハ家事、裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項教科目ノ外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

實業ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第二十四條中「日本歴史」ヲ「國史」ニ改ム

第二十七條中「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ヲ削ル

第三十九條中「唱歌、體操、裁縫並第二十條第二項及第三項」ヲ「修身、國語、算術、國史、地理、理科以外」ニ改ム

第四十九條中「若ハ家資分散」ヲ削ル

第五十三條中「郡長」ヲ「府縣知事」ニ、「郡」ヲ「府縣」ニ、「郡參事會ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ」ヲ「府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ」ニ改ム

第五十四條・削除

附 則

明治四十年勅令第五十二號附則第五項ヲ削ル

本令施行ノ際現ニ在學スル高等小學校ノ兒童ニ課スヘキ教科目ニ付テハ其ノ卒業ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

同日文部省令第十八號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第九章ノ下「幼稚園及」ヲ削ル

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル知識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ小ナル整數ノ範圍内ニテ其ノ唱ヘ方、書キ方及簡易ナル計算ヲ授ケ次第ニ其ノ範圍ヲ擴メテ小數、分數ニ及ホシ更ニ其ノ程度ヲ進メ且簡易ナル比例、歩合算ヲ授ケヘシ

高等小學校ニ於テハ尋常小學校ニ於テ授ケタル事項ノ程度ヲ進メ且數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ノ初歩ヲ授ケ又土地ノ情況ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ課スヘシ

算術ハ筆算ヲ用フヘシ尋常小學校ニ在リテハ土地ノ情況ニ依リ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得高等小學校ニ在リテハ珠算ヲ併セ課スヘシ

算術ヲ授クルニハ實驗實測ヲ用ヒ運算ノ方法及理由ヲ正確ニ説明セシメテ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシムコトヲ努メ又圖表複利表等ノ取扱ニ慣レシメ且暗算ニ熟達セシムコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條中「日本歴史」ヲ「國史」ニ、「旨趣ヲ擴メテ稍々詳ニ」ヲ「旨趣ヲ擴メテ近世史ニ重キヲ置キテ之ヲ授ケ」ニ改ム

第十條中「及遊戲」ヲ、「遊戲及競技」ニ改ム

第十二條中「簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ」ヲ「製圖及女兒ニ在リテハ手藝ヲ簡易ナル程度ニ於テ併セ授クヘシ」ニ改ム

第十三條中「普通ノ知識」ヲ「普通ノ知識技能」ニ改ム

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第十三條ノ二 工業ハ工業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ勤勉綿密ニシテ且創作工夫ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

工業ハ木工、竹工、金工、塗工、染織等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ニ趣味アル事項ヲ授ケ且材料ノ性質及用法並工具ノ使用法及保存法ヲ知ラシムヘシ

工業ヲ授クルニハ地理、理科、圖畫、手工等ノ教授事項ト關聯シ又時々其ノ土地ニ於ケル工場等ヲ見學セシメ實際ノ業務ト密接ナル關係アラシムムコトヲ務ムヘシ

第十四條中「知識」ヲ「知識技能」ニ改ム

第十五條中「知識」ヲ「知識技能」ニ改ム

第十七條第三項ヲ削ル

第十七條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ

第十八條ノ二ノ規定ニ依リ實業ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スヘシ

實業ニ於テ工業ヲ學習スル爲手工ヲ課セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第三學年ニ於ケル圖畫、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ於テ之ヲ學習セサル兒童ニ對シテハ其ノ每週教授時數

ヲ學校長ニ於テ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

第十八條ノ二 實業ハ特別ノ事情アル場合ニ限り管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第十九條中「二十四時」ヲ「二十七時」ニ改メ「尋常小學校ニ於ケル」ヲ削ル

第二十八條中「又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五號ノ式ヲ闕クコトヲ得」ヲ削ル

第二十九條中「十八學級」ヲ「二十四學級」ニ改ム

第三十三條中「農業、商業」ヲ「實業」ニ、「第三項」ヲ「第二項」ニ改ム

第三十四條中「小學校」ヲ「尋常小學校」ニ改ム

第三十五條 尋常小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員一人ヲ置クヘシ

高等小學校ニ於テハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ尋常小學校ニ在リテハ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得

必要アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ルノ外尙准教員ヲ置キ兒童ノ教授ヲ補助セシムルコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス

第三十七條中「小學校」ヲ「尋常小學校」ニ改ム

第五十三條中「日本歴史」ヲ「國史」ニ改ム

第五十六條中第一項ヲ削リ「前二項」ヲ「前項」ニ改ム

第一百四條中第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 破産者

第七條中「專門學校入學者檢定規程第三條ノ試験檢定ニ合格シタル者及同規程第八條第一號ニ依リ專門學校入學ニ關シ指定セラレタル者」ヲ「專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者」ニ、「高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科」ヲ「高等女學校ノ高等科、專攻科若ハ修業年限一年以上ノ補習科」ニ改ム

第九條中「求積」ノ下ニ、「代數及幾何ノ初步」ヲ加ヘ「日本歴史」ヲ「國史」ニ、「及遊戯」ヲ「遊戯及競技」ニ改メ「農業及商業ハ男子ニ限リ」ヲ削ル

第十條中「農業」ノ下ニ「工業」ヲ加フ

第十一條中「日本歴史」ヲ「國史」ニ、「及遊戯」ヲ「遊戯及競技」ニ改メ第三項ヲ削ル

第十二條中「日本歴史」ヲ「國史」ニ、「及遊戯」ヲ「遊戯及競技」ニ改ム

第十三條中第六號及第七號ヲ左ノ如ク改ム

六 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

七 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者  
第八十三條中「及小學校令第二十條第二項及第三項ノ教科目」ヲ削ル

第九十五條乃至第九十七條削除

第二百二條乃至第二百八條削除

第五號表ヲ左ノ如ク改ム

第五號表

修身	國語	算術	國史	地理	理科	圖畫	手工	學年	
								授時數	授時數
二	六	四	二	二	二	一	一	第一學年	第二學年
道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	整數、小數、分數、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算	國史ノ大要	外國地理ノ大要	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體	簡易ナル製作、製圖、手藝	道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方
二	六	四	二	二	二	一	一	第一學年	第二學年
道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方	比例、歩合算、數ノ代數的計算、幾何圖形、珠算、(日用簿記)	前學年ノ續キ	地理ノ補習	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要	簡單ナル形體 (簡易ナル幾何畫)	簡易ナル製作、製圖、手藝	道德ノ要旨	日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方



計	女男 三〇九	女男 三〇九	女男 三三〇
---	-----------	-----------	-----------

小學校令第二十條第二項ノ教科目ニ關シテハ本表ノ時數ノ外男兒三時以内、女兒二時以内ニ於テ之ヲ課スルコトヲ得  
前項ノ外本表各教科目ノ每週教授時數ヲ增加スルコトヲ得但シ每週教授時數ノ合計ハ三十二時ヲ超ユルコトヲ得ス  
實習ニ關シテハ前項ノ教授時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得

附則

本令施行ノ際現ニ在學スル高等小學校ノ兒童ニ課スヘキ各學年ノ教科目、教授ノ程度及每週教授時數ニ關シテハ其ノ卒業ニ至ル迄仍從前ノ規定ニ依リ又ハ之ヲ斟酌スルコトヲ得

第三十五條第二項ノ規定ハ大正十六年三月三十一日迄之ニ依ラサルコトヲ得

右の小學校令及小學校令施行規則改正の要點は左の如くである。

- 第一 從來小學校令及同施行規則中に規定せられて居た幼稚園に關しては、今回獨立の幼稚園令が制定せらるることとなつたので（幼稚園の款參照）小學校令及同施行規則中より幼稚園に關する事項を削除したること
- 第二 郡制は大正十二年四月一日より廢止せられ郡といふ自治體は消滅したに拘らず、小學校令第五十三條には郡は必要の場合には町村又は町村學校組合に相當の補助を與ふべしとの從來の規定が其儘になつて居たので、今回之を改め郡の代りに府縣より補助を與ふる場合に就て規定したること
- 第三 小學校令第五十四條には府縣は必要の場合に郡又は市に相當の補助を與ふべしとの規定があるが、郡は既に消滅し、又市には別に補助を與ふる必要を見ないので今回同條を削除したること

第四 高等小學校の學科目を改正して實業科目を必修とし、女兒の爲には家事を加へ卒業後實業に就く者の爲に一層適切なる教育を施さしめ、又高等小學校に於ける教育の効果を多からしむるが爲に教員の配置上一般の原則たる學級擔任主義の外に、幾分の學科擔任主義を加味し専科正教員を置かしむることとしたること  
此第四の事項が最重要なる點である。

第五 學科目中の日本歴史とあるを國史と改めたること

大正十五年四月二十二日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十號小學校令及同施行規則中改正の要旨並施行上の注意事項は如上の趣旨を明示せるものであるから左に之を掲げる。

小學校令及同施行規則中改正ノ要旨並施行上ノ注意事項

今般勅令第七十三號ヲ以テ小學校令中ニ改正ヲ加ヘラレ文部省令第十八號ヲ以テ小學校令施行規則中ニ改正ヲ施セリ而シテ其ノ改正ハ今回新ニ幼稚園令及幼稚園令施行規則公布セラレタルニ付小學校ノ法令中之ニ關スル部分ヲ整理シタルモノノ外ハ主トシテ高等小學校ノ規定ニ關スルモノナリ今左ニ之カ改正ノ要旨ト施行上特ニ注意ヲ要スル事項ノ大要トヲ舉示スヘシ

近來國民向學心ノ進歩ニ伴ヒテ尋常小學校卒業者ノ高等小學校ニ入學スル者年々其ノ數ヲ増加シ最近ノ統計ニ依レハ其ノ割合百分ノ五十五ニ達スルノ情況ナリ亦以テ高等小學校カ教育制度上重要ナル位置ヲ占ムルヲ知ルニ足ラム  
隨ツテ其ノ制度ヲ改善シテ之カ充實ヲ圖ルコトハ眞ニ當今ノ急務ト謂ハサルヘカラス義務教育年限ノ延長ニ就キテ世上熱心ナル主張アルニ拘ラス今尙之ヲ實現シ得サルヲ遺憾トスレトモ高等小學校制度ヲ改善シ地方ノ事情ニ適切

ナル教育ヲ施スニ至ラハ今後一層多クノ入學者ヲ收容スルコトヲ得義務教育年限延長實施ノ時期ヲ促進シ更ニ圓滑ニ之カ實施ヲ期スルコトヲ得ヘク又彼ノ相競ウテ中等學校ノ門ニ走り而モ半途ニシテ退學セサルヲ得サルカ如キ者ヲシテ初ヨリ安シテ高等小學校ニ來リ學ハシメ中等學校入學難ノ弊ヲ救済スルノ一助ヲラシムルコトヲ得ヘシ  
高等小學校ノ教科目ニ關シテ從來ノ必修科目ノ外ニ圖畫、手工及實業ヲ加ヘ女兒ニ對シテハ裁縫ノ外別ニ家事ヲ必修セシメ且手工中ニ於テ簡易ナル程度ノ手藝ヲ課スルコトトセリ蓋シ高等小學校ノ兒童ハ其ノ卒業ノ後多クハ社會ノ實務ニ従事スヘキモノナルヲ以テ其ノ教育ノ内容ヲシテ實際生活ニ一層適切ナラシムルコトヲ期シ以上ノ改正ヲ施シタルナリ右ノ外算術ニ於テ數ノ代數的計算及幾何圖形ニ關スル知識ヲ授ケ珠算ヲ必修セシムルコトト爲シタルカ如キモ亦同様ノ趣旨ニ外ナラス

實業ハ農業、商業、工業ノ一科目又ハ數科目トシ其ノ數科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ内一科目ヲ選擇セシムルヲ原則トス然レトモ土地ノ情況ニ依リ實業ノ或科目ヲ課スル際適宜他ノ科目ノ教材ヲ加味シテ教授スルハ固ヨリ之ヲ認ムル所ニシテ以テ教材畫一ノ弊ニ陥ラサシムルコトヲ期セリ尙手工ノ教授内容ハ往々ニシテ工業ニ於テ課スル所ト趣フ同シウスル場合アルヘキヲ以テ工業ヲ學習スル兒童ニ對シテハ手工ヲ課セサルコトヲ得シメタリ而シテ今回ノ改正カ高等小學校ニ於テ實業ヲ必修科目トシ以テ實際生活ニ適切ナル教育ヲ施スコトヲ主眼トシタルニモ拘ラス特別ノ事情アル場合ニ限り府縣知事ノ認可ヲ受ケ實業ヲ隨意科目トナスコトヲ認メタリ但シ此ノ場合ニ於テハ實業ヲ學習セサル兒童ニ對シ其ノ每週教授時數ヲ他ノ教科目ニ配當シテ之ヲ教授セシメ及フ限り教育ノ效果ヲ減殺セサルコトヲ期セリ又同様ノ趣旨ニ依リ工業ヲ學習スル兒童ニ手工ヲ課セサル場合及第三學年ニ於テ圖畫、唱歌ヲ隨意科目ト爲シタル場合ニ在リテモ其ノ每週教授時數ヲ他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得シメタリ

今回ノ改正カ高等小學校ノ教育ヲシテ實際生活ニ適切ナラシムルコトニ力メタルコト前述ノ如シト雖高等小學校ハ固ヨリ普通教育ヲ施スコトヲ本義トスルモノニシテ尋常小學校ニ於ケルヨリモ一層進ミタル程度ニ於テ道德教育及國民教育ニ力ヲ盡ス必要アリ是ヲ以テ修身及國史ノ教授ニ最善ノ道ヲ講シ兒童ノ徳性ヲ涵養シ國家觀念ヲ鞏固ナラシムルト同時ニ公民的陶冶ニモ深ク意ヲ用ヒテ立憲自治ノ精神ヲ體得セシメ殊ニ普通選舉實施ノ際等ニ處スルノ道ヲ誤ラサシムルコトヲ期スヘキナリ

前述ノ趣旨ニ基キテ改善ノ實績ヲ舉ケムトスルニハ教員其ノ人ヲ得ルヲ最大要件ト爲スヲ以テ曩ニ師範學校規程ヲ改正シ其ノ教育内容ヲ改善セリ故ニ今後優良ナル教員ノ供給漸次ニ増加スルコトヲ疑ハス次ニ高等小學校ニ於ケル教員ノ配當ニ就キテハ其ノ學級數ニ等シキ員數ノ本科正教員ヲ置クノ外教科目、教授時數、兒童數等ニ應シ必要ナル員數ノ本科正教員又ハ專科正教員ヲ置カシムルコトトシ二部教授ノ如キハ之ヲ尋常小學校ニ限り高等小學校ニ於テハ之ヲ行ハシメサルコトトセリ從來小學校ニ在リテハ尋常高等ヲ通シ一教員ノ一學級ヲ擔任スルヲ常例トシタルモノニシテ此ノ組織ハ固ヨリ終始一貫兒童ニ對シテ人格的感化ヲ與フルノ長所ヲ有スレトモ高等小學校ニ於テハ兒童ノ年齢漸ク長シ其ノ教材モ亦複雑ノ度ヲ加フルヲ以テ教員ノ人格的感化ト共ニ教科目教授ノ徹底ヲ圖ルノ必要アリ而シテ教科目教授ノ徹底ヲ圖ラムトスルニハ教員ノ配當上教科目擔任ノ制ヲ加味スルヲ適當ト認メサルヲ得スコレ教員ノ配當ニ關シ前記ノ改正ヲ施シタル所以ナリ昨年ノ改正ニ係ル師範學校專攻科ニ於テハ各生徒ヲシテ共通ニ學修セシムル學科目ノ外其ノ志望ニ依リテ選修セシムル學科目ヲ加ヘタルヲ以テ其ノ卒業者カ各々長スル所ニ隨ヒ教授ノ任ニ當ルハ最モ希望スヘキ所ナリ

高等小學校ノ規定ニ關スル改正ノ主要ナルモノハ大略右ニ述フル所ノ如シ改正ノ條項ハ必スシモ多カラズト雖之ニ



依リテ將來ニ期待スル所頗ル大ナルモノアリ而シテ之カ實效ハ一ニ教育者ノ努力ニ待タサルヲ得ス地方長官ハ能ク改正ノ趣旨ヲ體シ監督宜シキヲ得テ教育ノ實際ニ當ル者ヲ鼓舞獎勵シ以テ之カ實績ヲ舉ゲシムルコトニ力メラルヘシ

大正十五年六月二十六日勅令第二百二十七號を以て左の如く明治三十四年勅令第九十七號市町村の廢置分合等により消滅すべき學校幼稚園及兒童教育事務委託の存続に關する件が廢止せられた。

明治三十四年勅令第九十七號ハ之ヲ廢止ス

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

舊令ニ依リテ存続セシメラレタル學校、幼稚園又ハ兒童教育事務ノ委託ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ關シテハ仍舊令ニ依ル但シ郡長ノ職務ハ府縣知事之ヲ行フ

大正十五年六月三十日勅令第二百四十二號を以て左の如く小學校令中に改正が行はれた。

小學校令中左ノ通改正ス

第七條及第八條中「郡長」ヲ「府縣知事」ニ改ム

第九條 市町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ府縣知事ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメムトスルトキハ組合規約ヲ定メ關係町村

ノ意見ヲ聞クヘシ組合規約ヲ變更シ組合町村ノ數ヲ増減シ又ハ組合ヲ解カシメムトスルトキ亦同シ

第八條又ハ第八條ノ二ニ依リ府縣知事ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシメムトスルトキハ關係市町村、町村學校組合及學區ノ意見ヲ聞クヘシ

第十一條中「市ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ市ヲ」ヲ「市町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數箇所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ市町村若ハ町村學校組合ヲ」ニ、「關係市」ヲ「關係市町村、町村學校組合」ニ改メ第二項ヲ削ル

第十四條第三項及第四項ヲ削ル

第二十七條中「監督官廳」ヲ「府縣知事」ニ、「届出ツヘシ」ヲ「報告スヘシ」ニ改ム

第三十三條第一項中「監督官廳」ヲ「府縣知事」ニ改メ同條第二項中「監督官廳」ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得」ヲ「其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ府縣知事ニ報告スヘシ」ニ改ム

第四十四條第一項中「町村立小學校長及教員ノ任用ハ郡長ノ申請ニ依リ」ヲ削リ同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

町村立小學校長及教員ノ任用並市町村立小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第五十二條中「郡長」ヲ「府縣知事」ニ、「意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ」ヲ「意見ヲ聞クヘシ」ニ改ム

第六十五條 市町村立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督ス

第六十六條 私立小學校ハ府縣知事之ヲ監督ス

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス  
従前ノ規定ニ依リ郡長ノ爲シタル處分其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リ府縣知事ノ爲シタル處分其ノ他ノ行爲ト看做ス

同日又文部省令第二十七號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第五十六條第二項ヲ削ル

第八十一條中第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加ヘ「前二項」ヲ「第二項及第三項」ニ改ム

前項但書ニ依リ學齡簿ノ謄本ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ送付シタル市町村長ニ對シ遲滞ナク學齡簿ニ記入ノ手續ヲ完了シタル旨又ハ兒童ノ來住セサル旨ヲ通知スヘシ

第九十三條中「監督官廳」ヲ「府縣知事」ニ改ム

第九十四條中「郡長又ハ」ヲ削ル

第九十九條中「内務部長」ヲ「學務部長タル書記官」ニ改ム

第一百三十七條中「監督官廳」ヲ「認可ヲ受ケタルトキ」ヲ「學校長ニ在リテハ府縣知事、其ノ他ノ者ニ在リテハ學校長ノ認可ヲ受ケタルトキ」ニ改ム

第一百七十五條中「監督官廳」ヲ「府縣知事」ニ改ム

附 則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

右小學校令及同施行規則中の改正は、大正十五年六月勅令第四百四十六號を以てする北海道廳官制中の改正及勅令第四百四十七號を以てする地方官官制の改正に依り、從來道廳府縣の内務部中の一課であつた學務課が獨立して學務部となり、書記官たる學務部長が置かるることとなつたので小學校教員檢定委員會長は從來内務部長であつたのを改めて、學務部長たる書記官を以て之に充つることとし又右改正地方官官制に依り郡長が廢止せられたので、從來郡長が有して居た地方教育行政上の職權を府縣知事に移すこととする趣旨に出でたものである。



昭和二年三月三十一日法律第三十號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法中に改正が行はれた。

市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改正ス

第二條中「七千萬圓」ヲ「七千五百萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年七月二十三日文部省令第十五號を以て左の如く大正十二年文部省令第一號が廢止せられた。

大正十二年文部省令第一號ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

舊令ニ依リ各學校長ノ爲シタル措置ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ關シテハ其ノ學生、生徒、兒童ノ卒業ニ至ルマテ仍舊令ニ依ルコトヲ得

大正十二年文部省令臨第一號は關東大震災の直後に一時の變態に應ずるが爲に授業日數、授業時數、定員に關し當分の内學校長に於て機宜の措置を爲すことを許したもので、最早其必要を見ざるに至つたので之を廢止したのである。

昭和二年九月五日北海道廳、府縣に對する左記文部省訓令號外が發せられた。

大正二年七月十六日文部省訓令號外小學校令中校舍使用ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

大正二年七月文部省訓令號外は小學校令中の規定を解釋し、政治宗教に關する會合又は遊宴等に小學校の校舍を使用することを禁止する趣旨なることを述べたものであるが、前記の如く政治即ち衆議院議員選舉運動の爲學校、校具を使用することが許されることとなつたので右訓令はこれと矛盾することとなり、其他宗教又は遊宴等の爲校舍使用を許さざることは、小學校の規定上自ら明であるので今回右訓令を廢止することとしたのである。(第六章初等普通教育の款參照)

昭和二年十一月二日文部省令第二十號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第二十八條中「天長節祝日及一月一日」ヲ「天長節、明治節及一月一日」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正時代の天長節は炎暑の候たる八月三十一日であつたから特に天長節祝日を設けられたが、昭和時代の天長節は四月二十九日となつたので別に天長節祝日を設けられざることとなり、又今回新に祝日として明治節が設けらるることとなつたので右の改正を見るに至つたのである。

昭和二年十一月二十五日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第二十號を以て左の如く兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する件が發せられた。これは必ずしも小學校教育のみに限つたことではないが主として小學校に關するものであるから此處に之を述べることにする。

兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件

學校ニ於テ兒童生徒ノ心身ノ傾向等ニ稽ヘテ適切ナル教育ヲ行ヒ更ニ學校卒業後ノ進路ニ關シテ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社會ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ屬ス隨テ學校ニ在リテハ平素ヨリ兒童生徒ノ個性ノ調査ヲ行ヒ其ノ環境ヲモ顧慮シテ實際ニ適切ナル教育ヲ施シ各人ノ長所ヲ發揮センメ職業ノ選擇等ニ關シ懇切周到ニ指導スルコトヲ要ス是ノ如クシテ國民精神ヲ啓培スルト共ニ職業ニ關スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ニスル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ルモノナルヲ以テ自今各學校ニ於テハ左ニ掲クル事項ニ就キ特ニ深ク意ヲ用フヘシ

一 兒童生徒ノ性行、智能、趣味、特長、學習情況、身體ノ情況、家庭其ノ他ノ環境等ヲ精密ニ調査シ教養指導上ノ重要ナル資料トナスコト

一 個性ニ基キテ其ノ長所ヲ進メ卒業後ニ於ケル職業ノ選擇又ハ上級學校ノ選擇等ニ關シテ適當ナル指導ヲナスコト

一學校ハ前掲ノ教養指導等ニ關シ父兄及保護者トノ連絡提携ヲ密接ニスルコト  
 地方長官ハ克ク以上ノ旨趣ヲ體シ其ノ目的ノ達成ニカメモコトヲ望ム

昭和二年十二月二十九日文部省令第三十二號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。  
 小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第二十七條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一月一日及昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日祝日

第三十七條ノ二 第三十五條第二項後段及前條ノ規定ニ依リテ置キタル教員ハ一校ヲ限リ他ノ小學校ノ教員ヲ兼ヌルコトヲ得

第九十九條中「道廳」ヲ削ル

第一百二條中「道廳」ヲ削ル

第一百十條第三項中「各科目ノ程度」ヲ「各科目ノ程度（工業ニ在リテハ師範學校專攻科生徒ニ課スル手工ノ程度）」ニ改ム

第二百二十二條第七號ヲ削ル

第二百二十三條但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ兵役法第十條ノ規定ニ依リ短期現役兵トシテ服役スル者ハ此ノ限ニアラス  
 第三百三十一條 削除

第五百五十一條中「專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員」ヲ「第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ他ノ小學校ノ教員」ニ改ム

第五百五十三條ノ二中「徵兵令第十四條ノ規定ニ依ル一年現役」ヲ「兵役法第十條ノ規定ニ依ル短期現役」ニ改ム

第八十二條中「及大阪市ニ在リテハ十五人」ヲ「ニ在リテハ十五人、大阪市ニ在リテハ二十人」ニ改ム

第八十四條中「公民ヨリ選舉セラレタル」ヲ「公民ヨリ出ツル」ニ、「補闕選舉」ヲ「補闕」ニ改ム

第二百二十二條 削除

第四號表中算術、日本歴史、唱歌、體操及裁縫ノ欄ヲ左ノ通改ム

算術	國史	唱歌	體操
五			四
百以下ノ數ノ唱へ方、書キ方及簡易ナル計算		平易ナル單音唱歌	體操 教練 遊戲及競技
五			四
千以下ノ數ノ唱へ方、書キ方及簡易ナル計算		平易ナル單音唱歌	體操 教練 遊戲及競技
六		一	三
整數ノ計算		平易ナル單音唱歌	體操 教練 遊戲及競技
六		一	三
整數ノ計算、小數ノ唱へ方、書キ方及簡易ナル計算		平易ナル單音唱歌	體操 教練 遊戲及競技
四	二	二	三
整數ノ計算、小數ノ計算、分數ノ計算（珠算）	國史ノ大要	平易ナル單音唱歌	體操 教練 遊戲及競技
四	二	二	三
比例、歩合算（珠算）	前學年ノ續キ	平易ナル單音唱歌	體操 教練 遊戲及競技

第十號表中「日本歴史」ヲ「國史」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右第二十七條第一項第一號の改正は小學校の休日に關するものである。引用せられて居る昭和二年勅令第二十五號の内容は左の通である。

左ノ祭日及祝日ヲ休日トス

- 元始祭 一月三日
- 新年宴會 一月五日
- 紀元節 二月十一日
- 神武天皇祭 四月三日
- 天長節 四月二十九日
- 神嘗祭 十月十七日
- 明治節 十一月三日

裁縫	二	運針法 通常ノ衣類 ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕 ヒ方	三	通常ノ衣類 ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕 ヒ方	三	通常ノ衣類 ノ縫ヒ方、 裁チ方、繕 ヒ方
----	---	--------------------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------

- 新嘗祭 十一月二十三日
- 大正天皇祭 十二月二十五日
- 春季皇靈祭 春分日
- 秋季皇靈祭 秋分日

第三十二條の二は高等小學校に於て其學級數に等しき員數の本科正教員の外に、必要に應じて置きたる本科正教員又は専科正教員（第三十五條第二項後段）及六學級以上の小學校に於て、學校長の擔任する教授を補助する爲に置きたる正教員若しは准教員は、一校を限り他の學校の教員を兼ねるを得ることと規定したものである。

第九十九條中の改正は小學校教員檢定委員會の組織に關するものである。従來同會の會長には道廳府縣學務部長たる書記官を以て之に充つることとなつて居たのを改めて、府縣學務部長たる書記官を以て之に充つることとし、道廳の二字を削除したのである。元來小學校令及同施行規則は明治二十三年以來市制町村制を施行せる府縣に施行するものとして制定せられ、當時市制町村制の施行せられざる北海道廳に關することは、明治二十五年勅令第四十號市制町村制を施行せざる地方の小學教育規程に依り小學校令同施行規則が準用せらるるものとし、從て北海道廳に關することは條文中に全然規定せず、明治四十年以來小學校教員檢定委員會に關することに就ては、北海道廳の文字が入らるることとなつて居たのを、今回は此文字を削り單に府縣に關することのみを規定することとしたのである。

第一百二條中の改正も同様の趣旨に依り、小學校教員檢定委員會書記には道廳府縣判任官を以て之に充つとあつたのを改めて、府縣判任官としたのである。

第一百十條第三項は小學校専科正教員の試験科目に關するものである。

第二百二十二條中の改正は、同條に府縣知事が市町村立小學校正教員に對し休職を命じ得る場合の一として、第七號一年現役兵として服役したる後陸軍補充令第三十七條に依り勤務演習に召集せられたるときといふ規定があつたのを削除したのである。これは勤務演習の爲の召集がなくなつたが爲である。

従來第二百二十三條但書として、一年現役兵として服役する者は之を休職とせざる旨の規定があつたが、今回一年現役兵を短期現役兵と改めたのである。これは兵役法の制定に依り、一年現役兵が半箇年の短期現役兵に改められたが爲である。

削除せられた第三百三十一條は傷痍疾病等に因り教員に休職を命ぜんとする場合に、恩給顧問醫の意見を聞くべしとの規定である。

第五百十三條の二の改正は、従來市町村立小學校正教員にして一年現役兵たる者に對しては、其半箇年の在營中俸給の三分の二を減じて居たのであるが、今回兵役法の制定に依り、一年現役兵が半箇年の短期現役兵に改められたので、短期現役兵としての在營中俸給の三分の二を減ずることとしたのである。

第八十二條の改正は、學務委員の員數に關するものである。

削除せられた第二百二十二條は幼稚園に關するものであり、幼稚園令が設けられなかつた以前の規定が残つて居たものである。

昭和三年五月十二日法律第三號を以て左の如く一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法中に改正が行はれた。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法中左ノ通改正ス

「一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法」ヲ「短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法」ニ改ム  
第一條中「徵兵令第十四條ノ規定ニ依リ一年現役兵トシテ現役ニ服スル者」ヲ「兵役法第十條ノ規定ニ依リ短期現役兵トシテ現役ニ服スル者」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和三年四月分ヨリ之ヲ適用ス

右は兵役法の制定に依り、一年現役兵が短期現役兵に改められた結果である。

昭和三年七月二十日文部省令第十號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第五百十三條ノ二中「在營中」ヲ「服役中」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和三年四月分ヨリ之ヲ適用ス

右は前に述べた如く大正十四年以來陸軍現役將校の配屬に依る學校教練振作の結果として、師範學校卒業後市町村立小學校正教員たる者の服すべき一年現役が實質的に短縮せられ、一年現役服役中なるも在營半箇年を過ぎたる後は歸休の形式に依り學校の職務に就き得ることとなつたので、其在營中即ち實際學校を離れた間は俸給の三分の二を減ずることとしたのであるが、今回兵役法の制定に依り一年現役が短期現役に改められ、所謂服役が正式に半箇年に止まることとなり、在營期間と服役期間とは全く一致するに至り、最早在營といふが如き文字を用ゆる必要がなくなつたので、在

營中俸給の三分の二を減ずとの規定を服役中俸給の三分の二を減ずと改めたのである。

昭和三年七月二十日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十六號を以て左の如く一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行に關する規程中に改正が行はれた。

一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程中左ノ通改正シ昭和三年分ヨリ之ヲ施行ス  
「一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程」ヲ「短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法施行ニ關スル規程」ニ改ム

第一條中「毎年五月十一日」ヲ「毎年四月十一日」ニ、「一年現役兵トシテ」ヲ「短期現役兵トシテ」ニ、「在營中ノ俸給」ヲ「服役中ノ俸給」ニ、「五月末日限」ヲ「四月末日限」ニ改メ第一項但書及第二項ヲ削ル

第三條中「一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法第一條」ヲ「短期現役小學校教員俸給費國庫負擔法第一條」ニ改ム  
第四條中「一年現役兵」ヲ「短期現役兵」ニ改ム

第五條中「一年現役小學校教員俸給費國庫負擔金」ヲ「短期現役小學校教員俸給費國庫負擔金」ニ改ム

第七條中「一年現役兵タルヘキ者」ヲ「短期現役兵タルヘキ者」ニ、「身體檢査ノ成績」ヲ「徵兵檢査ノ成績」ニ、「一年現役兵條例施行細則第十一條第一項ニ該ルモノハ五月末日限、同條第二項ニ該ルモノハ八月末日限」ヲ「四月末日限」ニ改ム

第一號樣式中「在營中」ヲ「服役中」ニ改メ、備考ヲ左ノ如ク改ム

備考

- 一 四月一日以後ニ於テ任命セラレタル者アルトキハ任命日毎ニ別行トシ備考欄ニ任命日ヲ記入スヘシ
- 二 兵役法第十條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ハ別行トシ一人當所要額欄ニ八月俸額三分ノ一ノ七月分ヲ計上シ其ノ旨備考欄ニ記入スヘシ

第四號樣式及同樣式備考ヲ左ノ如ク改ム  
第四號樣式

受檢者種類	在 校 者					計	備考
	本科第一部	同第二部	專攻科	其他	在職者		
甲							
乙							
丙							
丁							
戊							
計							

備考

- 一 在校者中「其他」欄ニハ兵役法施行規則第三百九十六條該當者及師範學校規程第七十條第二項ノ規定ニ依ル講習科(修業年限)

- 二 (二年) 在學者ニツキ計上シ各々ノ員數ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 二 徴兵適齡前師範學校ヲ卒業シ未タ小學校ノ教職ニ在ラサル者ハ便宜在職者欄ニ合算計上シ其員數ヲ備考欄ニ記載スルコト
- 三 本科ハ師範學校本科、專攻科ハ同專攻科ヲ謂フ

學齡兒童就學獎勵のことに關しては前述べた如く、大正十三年一月 皇太子殿下御慶事の際特に貧困兒童就學獎勵の思召を以て御下賜金があつたので、文部省に於ては之を各地方に配當して資金を作らしめ就學獎勵の資に充てしめたのであつたが、尙ほ此目的の徹底を期するが爲に國庫より毎年度補助金を支出することとし、昭和三年十月四日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十八號を以て左の如く學齡兒童就學獎勵規程が定められた。

學齡兒童ノ就學ヲ獎勵シ國民教育ノ普及徹底ヲ期スルハ國運ノ進展上喫緊ノ要務ナリ仍テ今般學齡兒童就學獎勵ノ爲毎年國庫ヨリ補助金ヲ支出シ貧困ノ爲就學困難ナル者ニ對シ其ノ就學ヲ獎勵センカ爲茲ニ學齡兒童就學獎勵規程ヲ左ノ通り定ム地方長官ハ宜シク本趣旨ヲ體シ最モ適切ナル施設ヲ講シ以テ學齡兒童就學ノ徹底ヲ期セラレヘシ

學齡兒童就學獎勵規程

- 第一條 國庫ハ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スル爲毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ支出ス
- 第二條 國庫補助金ハ前々年度三月一日現在ニ於ケル學齡兒童數ニ比例シテ北海道府縣ニ交付ス
- 第三條 北海道府縣ハ前條ノ交付金ニ成ルヘク相當ノ支出金ヲ加ヘ之ヲ適當ノ方法ニ依リ市町村ニ交付スヘシ
- 第四條 市町村ハ前條ノ交付金ニ成ルヘク相當ノ支出金ヲ加ヘ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スル爲

教科書、學用品、被服食料其ノ他生活費ノ一部又ハ全部ヲ支辨又ハ給與スヘシ

學齡兒童中盲者又は聾啞者ニシテ貧困ノ爲首學校又ハ聾啞學校ノ初等部ニ入學困難ナル者ニ付テモ亦同シ

- 第五條 市町村ハ第四條ノ規定ノ支出金ノ一部ヲ貧困兒童就學獎勵ヲ目的トスル基礎鞏固ナル公益團體ニ補助スルコトヲ得

第六條 地方長官ハ本規程實施上必要ナル規程ヲ定メ文部大臣ニ開申スヘシ

附 則

第二條規定ノ前々年度三月一日現在ニ於ケル學齡兒童數ハ昭和三年度及昭和四年度ノ交付金ニ限り前々年度末現在ニ於ケル學齡兒童數トス

昭和三年度に於ける國庫補助金は金五十萬圓であつた。

昭和四年二月二日勅令第五號を以て左の如く大正十二年勅令第三百十五號市町村義務教育費國庫負擔法の施行に關する件に改正が行はれた。

大正十二年勅令第三百十五號中左ノ通改正ス

第一條乃至第三條中「戶數割附加稅調定濟額」ヲ「特別稅戶數割調定濟額」ニ改ム

第五條中「營業稅」ヲ「營業收益稅、資本利子稅(甲種ノ資本利子ニ對スル資本利子稅ヲ除ク)」ニ改メ、「賣藥營業稅」ヲ削ル

第六條 本令ノ適用ニ付テハ家屋稅附加稅(特別稅戶數割ヲ賦課セサル場合ニ限ル)、特別稅戶別割、特別稅家屋



税、特別税特別所得税及市町村税タル所得税附加税ハ之ヲ特別税戸數割ト看做ス  
第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

第四條ノ規定ニ依ル市町村中震災、風水害、旱害、凍害其ノ他特別ノ事情アリト認ムルモノニ對シテハ前項第三號ノ規定ニ拘ラス隨時國庫支出金ヲ交付スルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和四年度國庫支出金ヨリ之ヲ適用ス

昭和四年二月五日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第二號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法施行規則中に改正が行はれた。

市町村義務教育費國庫負擔法施行規則中左ノ通改正ス

第一號表中「大正 年六月一日現在」ヲ「昭和 年六月一日現在」ニ改ム

第二號表中「大正 年度」ヲ「昭和 年度」ニ、町村税内譯欄「戸數割附加税」ヲ「特別税戸數割」ニ改メ、直接府縣税及其ノ内譯欄並義務教育費國庫交付金欄ヲ削リ、備考第三項乃至第七項ヲ左ノ如ク改ム

三 町村税及直接國税ハ前年度調定濟額ヲ計上スヘシ

四 特別税戸數割中ニハ家屋税附加税（特別税戸數割ヲ賦課セサル場合ニ限ル）、特別税戸別割、特別税家屋税、特別税特別所得税及市町村税タル所得税附加税ノ調定濟額ヲ算入スヘシ

五 直接國税總額ハ地租、所得税（第二種ノ所得ニ對スル所得税ヲ除ク）、營業收益税、資本金子税（甲種ノ資本

利子ニ對スル資本金子税ヲ除ク）、鑛業税、砂鑛區税及取引所營業税ノ調定濟額ヲ計上スヘシ

六 特別税戸數割一戸平均額及直接國税一戸平均額ハ前年十二月三十一日現住戸數ヲ以テ各税調定濟額ヲ除シ四捨五入法ニ依リ厘位マテ計上スヘシ

第三號表中「大正 年度」ヲ「昭和 年度」ニ、町村税内譯欄「戸數割附加税」ヲ「特別税戸數割」ニ改メ、直接府縣税及其ノ内譯欄並義務教育費國庫交付金欄ヲ削ル

第四號表及第五號表中「大正 年度」ヲ「昭和 年度」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年五月十七日法律第五號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法中に改正が行はれ、國庫負擔金が八千五百萬圓を下らざること改められた。

市町村義務教育費國庫負擔法中左ノ通改正ス

第二條中「七千五百萬圓」ヲ「八千五百萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和五年度分國庫支出金ヨリ之ヲ適用ス

昭和五年六月四日左記文部省令第十六號が發せられた。

明治四十二年文部省令第九號市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ小學校本科正教員數算出ニ關スル件中「三月末日」ヲ「三月一日」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年十一月二十七日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十六號を以て左の如く學齡兒童就學獎勵規程中に改正が行はれた。

昭和三年文部省訓令第十八號學齡兒童就學獎勵規程中左ノ通改正ス

第三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三條ノ二 北海道府縣ニ於テ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵セムトスルトキハ第二條ノ交付金ノ五分ノ一以內ヲ之ニ支出スルコトヲ得

第四條 市町村ハ第三條ノ交付金ニ成ルヘク相當ノ支出金ヲ加ヘ教科書、學用品、被服、食料等ノ給與其ノ他適當ノ方法ニ依リ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スヘシ

第五條 北海道府縣ハ第三條ノ二ニ依リ支出スヘキ金額、市町村ハ前條ニ依リ支出スヘキ金額ノ一部又ハ全部ヲ兒童就學獎勵ヲ目的トシ且其ノ基礎鞏固ナル公益團體ニ補助シ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵セシムルコトヲ得

第五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條ノ二 本規程ニ於テ就學ト稱スルモノノ中ニハ貧困學齡兒童カ小學校令第三十六條第一項但書ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムルコト及貧困盲聾啞學齡兒童カ盲學校又ハ聾啞學校ノ初等部ニ於テ其ノ教科ヲ修ムルコトヲ含ム

尙ほ右改正の趣旨を明にするが爲に昭和五年十一月二十七日文部次官より各地方長官に對して左の通牒を發した。

今般文部省訓令第十六號ヲ以テ學齡兒童就學獎勵規程中改正セラレタルニ付テハ左ニ掲クル規程改正ノ要旨竝ニ施行上注意スヘキ事項ヲ御了承ノ上之カ實施上萬遺憾ナカラムコトヲ期セラレ度

記

一、今回ノ改正ニ依リ北海道府縣ニ於テ國庫交付金ノ一部ヲ就學獎勵ノ爲支出シ得ルコトトセラレタルハ道府縣ニ於テ直接施設シ又ハ補助スルコトカ市町村ヲシテ之ヲ爲サシムルヨリ一層適當ニシテ有效ナリト認メラルル場合之ヲ道府縣ニ於テモ實施シ得ルノ途ヲ開キタル義ナルコト

二、今回就學獎勵金ノ費途ニ付改正ヲ加ヘラレタルハ貧困ノ爲就學困難ナル學齡兒童ノ就學ヲ獎勵スル各種ノ施設ニ對シ廣ク之ヲ支出シ得ルノ途ヲ開カレタルモノナルヲ以テ北海道府縣市町村ハ夫々其ノ地方ノ實情ニ照シ最モ適切ナル方法ヲ考究シ之ヲ實施スヘキコト

三、學齡兒童ヲ雇備スル者ハ其ノ雇備ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルヲ得サルコトハ小學校令ノ定ムル所ナルニ拘ラス往々此等ノ兒童ノ不就學ニ關シ全ク之ヲ等閑ニ付シテ顧ミサル向アルハ甚タ遺憾トスル所ナルヲ以テ爾今斯カルクトナキ様充分監督スルト共ニ正規ノ市町村立小學校ニ就學セシムルコト困難ナル事情ニ在ル兒童ニ付テハ小學校令第三十六條但書ニ依ル各種ノ施設ニ於テ就學セシムルコトヲ獎勵シ以テ就學率ノ徹底的向上ヲ期スルコト

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 四、今回ノ改正ニ依リ就學獎勵金ノ支出範圍ハ一層擴張セラレタリト雖右補助金ハ之ヲ専ラ事業費ニ充ツヘク行政廳及被補助團體ノ事務費ニ支出スルコトヲ得サル義ニ付キ特ニ注意スルコト
- 五、規程第三條ノ二ニ於テ國庫交付金ノ五分ノ一ヲ限リ北海道府縣ニ於テ之ヲ支出シ得ルコトトセラレタル處右ニ關スル其ノ年度ノ支出豫算金額ニ剩餘ヲ生スルコトアルトキハ北海道府縣ハ之ヲ其ノ兒童就學獎勵資金ニ積立ツルコトナク翌年度ニ於テ市町村ニ對シ就學獎勵費補助金トシテ交付スルコトニ取扱フヘキコト

昭和六年六月十七日文部省令第十七號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第四百四十八條中ノ表ヲ左ノ如ク改ム

職名	本科正教員		專科正教員		准教員	
	上	下	上	下	上	下
一級	百六十五圓	百三十五圓	百十五圓	百十五圓	六十圓	五十五圓
二級	百三十五圓	百十五圓	百二十五圓	百二十五圓	五十圓	四十五圓
三級	百十五圓	百十五圓	百五圓	百五圓	四十圓	三十五圓
四級	九十五圓	九十五圓	九十圓	九十圓	三十三圓	三十圓
五級	八十五圓	八十五圓	八十圓	八十圓	三十圓	
六級	七十五圓	七十五圓	七十圓	七十圓		
七級	六十五圓	六十五圓	六十圓	六十圓		
八級	五十五圓	五十五圓	五十圓	五十圓		
九級	四十五圓	四十五圓	四十圓	四十圓		

第四百四十九條中「二百四十圓」ヲ「二百十五圓」ニ、「百六十圓」ヲ「百四十五圓」ニ改ム

附 則

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者ニ付テハ左ノ各號ニ依リ月俸額ヲ定ムヘシ

一 従前ノ規定ニ依リ左表上欄ノ俸給ヲ受クル者ハ各其ノ相當下欄ノ俸給月額又ハ之ニ相當スル級俸ヲ受ク

従前ノ俸給(月額)	改 正	俸 給 (月 額)
二百四十圓以下ニシテ百八十圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百八十圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百六十五圓ヲ加ヘタル額但シ二百十六圓ヲ超ユルコトヲ得ス	百六十五圓
百 八 十 圓	現ニ受クル額ト百六十圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百四十八圓ヲ加ヘタル額但シ百六十五圓ヲ超ユルコトヲ得ス	百四十八圓
百 六 十 圓	現ニ受クル額ト百四十五圓トノ差額ノ十分ノ九ニ百三十六圓ヲ加ヘタル額但シ百四十八圓ヲ超ユルコトヲ得ス	百三十六圓
百 四 十 五 圓	現ニ受クル額ト百三十圓トノ差額ニ百二十二圓ヲ加ヘタル額但シ百三十六圓ヲ超ユルコトヲ得ス	百二十二圓
百 三 十 圓	現ニ受クル額ト百二十圓トノ差額ニ百十四圓ヲ加ヘタル額但シ百二十二圓ヲ超ユルコトヲ得ス	百二十二圓

百二十圓未滿ニシテ百十圓ヲ超ユルモノ	百十四圓
百十圓未滿ニシテ百圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百十圓トノ差額ニ百五圓ヲ加ヘタル額但シ百十四圓ヲ超ユルコトヲ得ス
百圓以下ニシテ九十七圓ヲ超ユルモノ	百五圓
百圓以下ニシテ九十七圓ヲ超ユルモノ	現ニ受クル額ト百圓トノ差額ニ九十七圓ヲ加ヘタル額但シ百五圓ヲ超ユルコトヲ得ス
	九十七圓

二 前號ノ規定ニ依リ計算スル俸給金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

三 本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ月額九十圓ノ俸給ヲ受クル專科正教員ハ定額ノ改正ニ拘ラス從前ノ俸給ヲ受ク

右は中央地方を通じて一般に官吏及官吏待遇者の減俸が行はれたが爲である。

昭和六年六月二十四日勅令第四百四十八號を以て左の如く市町村立小學校教員加俸令中に改正が行はれた。

市町村立小學校教員加俸令中左ノ通改正ス

第三條中「十八圓乃至三十六圓」ヲ「十八圓乃至三十圓」ニ、「十二圓乃至十八圓」ヲ「十二圓乃至十五圓」ニ改ム

附則

本令ハ昭和六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者別ニ辭令ヲ發セラレザルトキハ年額百圓以上ノ場合ニ在リ

テハ其ノ百分ノ九十六ノ額ヲ、年額百圓未滿ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ九十八ノ額ヲ受ク但シ左ノ制限ニ依ル

一 第三條ニ規定スル初給最多年額ト改正加給ノ最多年額ニ其ノ加給セラレタル回数(加給金額更正ノ場合ヲ含マズ、以下同ジ)ヲ乘ジテ得タル額トノ合計額ヲ超エ又ハ第三條ニ規定スル初給最少年額ト改正加給ノ最少年額ニ其ノ加給セラレタル回数ヲ乘ジテ得タル額トノ合計額ヲ下ルコトヲ得ズ

二 百圓未滿ノ場合ニ在リテハ年額九十六圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

三 本俸ト合シテ年額千六百十四圓ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リ計算スル金額圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

前二項ノ規定ハ本令施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年功加俸ヲ受クル者ニシテ其ノ年功加俸ト本俸トノ合計額ガ年額千六百十四圓未滿ノモノニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者ハ第三條ノ改正規定ニ拘ラス現ニ受クル年功加俸ヲ受クルモノトス

これも亦一般減俸に伴ふ改正に外ならぬ。

昭和六年九月十日文部省令第二十一號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

明治三十三年文部省令第十四號小學校令施行規則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五十三條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五十三條ノ二 唱歌用ニ供スル歌詞及樂譜ハ文部省ノ撰定ニ係ルモノ、前條ニ依リ府縣知事ノ採定シタル小學校教科用圖書中ニ在ルモノ及其ノ採用小學校ニ特ニ關係アルモノニシテ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

モノノ外採用スルコトヲ得ス

同日又左記文部省訓令第二十號が發せられた。

明治二十七年文部省訓令第七號ハ之ヲ廢止ス

廢止せられた明治二十七年文部省訓令第七號は小學校唱歌用歌詞及樂譜採用方に關するものである。

昭和七年二月一日文部省令第一號を以て左の如く小學校令施行規則中に改正が行はれた。

小學校令施行規則中左ノ通改正ス

第五十四條中「又ハ前條ニ依リ」ヲ「又ハ本令第五十三條ニ依リ」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前の所謂前條とは第五十三條のことであるが、前述べた如く新に第五十三條の二が加へられたので前條を第五十三條と改めたに過ぎぬ。これは小學校に於て教科書採定の場合の告示の期日に關する規定である。

昭和七年六月十六日法律第二號を以て左の如く市町村義務教育費國庫負擔法第三條の特例に關する件が定められた。

市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テハ主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村義務教育費國庫負擔

法第三條ノ規定ノ適用ニ付期間ヲ定メ舊町村ノ地域ニシテ新ニ市ニ屬シタル部分ヲ町村ト看做シ同條ノ規定ニ依リ

テ町村ノミニ交付スル國庫支出金ヲ當該市ニ交付スルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は直接には東京市の接續町村合併の場合に適用すべく制定せられたものである。

昭和七年七月十六日勅令第四百四十四號を以て左の如く昭和七年法律第二號の施行に關する件が定められた。

第一條 昭和七年法律第二號施行後市町村ノ廢置分合又ハ境界變更アリタル場合ニ於テ廢置分合又ハ境界變更ガ其

ノ年度當初ニアリシモノトセバ當該年度ニ於テ當該市(地域ヲ擴張シタル市又ハ新ニ置カレタル市ヲ謂フ以下同

ジ)ノ受クベキ市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ規定ニ依ル國庫支出金ノ額ガ廢置分合又ハ境界變更ナカリ

シモノトセバ當該年度ニ於テ當該市ノ地域ニ付舊市町村ノ受クベキ同法第三條ノ規定ニ依ル國庫支出金ノ總額ノ

百分ノ八十以下ト爲リ且國庫支出金減少ノ爲當該市ノ教育上及財政上著シキ支障ヲ生ズルノ虞アリト認ムルトキ

ハ文部大臣ハ廢置分合又ハ境界變更アリタル年度(同法第三條ノ規定ニ依リテ町村ノミニ交付スル國庫支出金ノ

當該年度分ノ全部ガ交付濟ナル場合ニ於テハ其ノ翌年度)ヨリ起算シ十年内ノ期間ヲ定メ同法第三條ノ規定ニ依

リテ町村ノミニ交付スル國庫支出金ニ付舊町村ノ地域ニシテ新ニ當該市ニ屬シタル部分ヲ町村ト看做シ之ニ交付

スベキ國庫支出金ヲ當該市ニ交付スルコトヲ得

第二條 前條ノ規定ニ依リテ各年度ニ於テ當該市ニ交付スベキ國庫支出金ノ配當基礎數タル教員數及就學兒童數ハ

舊町村ノ地域ニシテ新ニ當該市ニ屬シタル部分ニ於ケル市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ規定ニ依ル教員數

及就學兒童數ニ各百分ノ百乃至百分ノ十ヲ乘ジタル教員數及就學兒童數トス  
前項ノ乘數ハ毎年度逐次減少スルモノトス但シ文部大臣ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ其ノ乘數ヲ年次ノ  
進行ニ拘ラズ同一ト爲スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年の比より一般經濟界は非常なる不況に陥り就中農村地方の窮乏に至つては殊に甚しく、小學教育費の負擔に苦心の狀況に在るので、昭和七年九月六日法律第二十三號を以て左の如く市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法が制定せられた。

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法

- 第一條 市町村立尋常小學校ノ經常費ヲ補助スル爲國庫ハ昭和七年度ヨリ昭和九年度迄毎年豫算ヲ以テ定ムル所ノ金額ヲ支出ス
- 第二條 前條ノ補助金ハ第三條ノ補助金ヲ除キ其ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル市町村立尋常小學校ノ教員數ニ、他ノ半額ヲ前年六月一日ニ於ケル町村ノ就學兒童數ニ比例シテ町村ニ交付ス
- 第三條 政府ハ市町村義務教育費國庫負擔法第五條ノ町村ニ第一條ノ補助金ノ百分ノ四十以内ヲ特ニ増加交付ス
- 政府ハ市町村義務教育費國庫負擔法第四條ノ市ニ第一條ノ補助金ノ千分ノ七・五以内ヲ特ニ交付スルコトヲ得
- 第四條 本法ノ補助金ハ市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要スル經費ニ充ツルモノトス

本法ノ補助金ガ市町村義務教育費國庫負擔法ノ國庫交付金ト合算シ市町村立尋常小學校教員ノ俸給ニ要スル經費ノ全額ヲ超ユル場合ニ於テハ市町村立尋常小學校ノ教員俸給ニ要スル經費以外ノ經常費ニ之ヲ充ツルコトヲ得

第五條 本法ニ定ムル市町村立尋常小學校教員中ニ算入スベキ代用教員ノ範圍ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 本法ノ適用ニ付テハ町村組合及町村制ヲ施行セザル地域ニ於ケル町村ニ準ズベキ公共團體、其ノ組合又ハ小學校設置區域ハ之ヲ町村ト看做ス

本法ノ適用ニ付テハ市町村立尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クベキ部分ハ之ヲ市町村立尋常小學校ト看做ス

第七條 地方長官ハ本法ノ補助金及市町村義務教育費國庫負擔法ノ國庫交付金竝ニ市町村ノ一般會計繰入金其ノ他ヲ以テ歳入トシ市町村立尋常小學校又ハ市町村立尋常高等小學校ノ教員俸給費其ノ他ノ經常費ノ全部又ハ一部ヲ以テ歳出トスル特別會計ノ設置ヲ市町村ニ命ズルコトヲ得

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

同法に依り昭和七年度に於て政府が豫算に計上した補助額は千二百萬圓であつた。

昭和七年九月七日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十八號を以て左の如く小學兒童給食に關する件が發せられた。  
近時經濟界ノ不況ノ影響ニ依ル農山漁村及中小商工業者等ノ疲弊窮迫ノ結果學齡兒童中學校ニ於テ晝食ヲ缺キ或ハ甚シク粗惡ノ食事ヲ攝ルモノ著シク増加シ爲ニ兒童ノ健康狀態不良トナリ惹イテ其ノ就學ノ困難ヲ招來セルモノアリ

ルハ教育上洵ニ憂慮スベキコトナリトス惟フニ榮養ハ發育ノ基礎ニシテ活動ノ源泉ナレバ是等ノ兒童ニ對シ適當ナル食物ヲ給シ榮養ノ改善ヲ圖ルト共ニ就學ノ獎勵ヲ策スルハ現下社會ノ情勢ニ鑑ミ極メテ緊要ナル施設ト云フベシ依テ今同是等ノ兒童ニ對シ學校給食ヲ實施シ就學ノ義務ヲ果サシメンガ爲臨時ニ國庫ヨリ之ガ施設費ヲ支出スルコトトナリタルヲ以テ地方長官ハ宜シク本趣旨ヲ體シ左記學校給食臨時施設方法ニ依リ昭和三年文部省訓令第十八號學齡兒童就學獎勵規程ニ依ル施設ト相俟テ適當ニ之ヲ實施シ以テ學齡兒童就學ノ徹底ヲ期シ併セテ保健養護ノ實績ヲ擧グルニ努メラルベシ尙今回ノ施設ハ之ガ實施ノ方法宜シキヲ得ザレバ當ニ所期ノ目的ヲ達成スルコト困難ナルノミナラズ兒童ノ訓育上或ハ好マシカラザル傾向ヲ馴致スルノ虞ナシトセズ隨ツテ之ガ施行ニ際シテハ特ニ周密ナル注意ヲ拂ヒ之ガ效果ヲ收ムルニ遺憾ナキヲ期セラルベシ

學校給食臨時施設方法

一 文部省ハ昭和七年度ヨリ昭和九年度ニ至ルマデ毎年度學齡兒童就學獎勵ノ爲學校給食ニ要スル經費ヲ北海道府縣ニ交付ス

二 北海道府縣ハ前項ノ交付金ヲ適當ノ方法ニ依リ市町村ニ交付スベシ

三 北海道府縣ニ於テ直接本件ノ施設ヲ爲サントスルトキハ第一項ノ交付金ノ五分ノ一以內ヲ之ニ充ツルコトヲ得

四 北海道府縣ハ前項ノ交付金、市町村ハ第二項ノ交付金ノ一部又ハ全部ヲ基礎鞏固ニシテ學校給食ヲ行フニ適當ナル公益團體ニ交付スルコトヲ得

五 北海道府縣市町村及前項ノ公益團體ハ前三項ノ交付金ヲ以テ給食ヲ必要トスル學齡兒童（盲學校、聾啞學校ノ初等部ニ於テ教科ヲ修ムル者ヲ含ム）ニ學校給食ヲ行フベシ

六 給食ハ學校ノ授業日ニ於テ晝食ヲ給スルモノトス但シ特別ノ事情アル場合ハ穀類其ノ他ノ食糧ノ給與ヲ爲スコトヲ得ルモ現金給與ハ之ヲ爲サザルモノトス

七 北海道府縣ニ於テハ學校給食委員會ヲ設ケ學校給食ニ關シ必要ナル事項ノ改善及指導ニ當ラシムベシ

昭和七年九月二十日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第十九號を以て左の如く市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法施行規程が定められた。

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法施行規程左ノ通定ム

市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法施行規程

第一條 市町村義務教育費國庫負擔法施行規程第一條第一號乃至第十號、第五條及第六條ノ規定ハ市町村立尋常小學校費臨時國庫補助法ノ施行ニ付之ヲ準用ス

第二條 地方長官ハ國庫補助金ヲ市町村ニ交付シタルトキハ郡市町村別補助金額及其ノ交付年月日ヲ遲滯ナク文部大臣ニ報告スヘシ

昭和七年十二月十七日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第二十二號を以て左の如く兒童生徒に對する校外生活指導に關する件が發せられた。これは小學教育のみに限ることではないが便宜此處に之を述べることとする。

兒童生徒ニ對スル校外生活指導ニ關スル件

輓近社會教育ノ進展ニ伴ヒ之ニ關スル施設ハ比年著シク普及シ其ノ成績亦觀ルベキモノアリト雖小學校並中等學校

ノ兒童生徒ニ對シ其ノ餘暇ヲ利用シ社會生活ニ關スル訓練ヲ行ヒ以テ學校教育ノ補足ヲ圖ルベキ施設ニ至リテハ今猶遺憾ナル情態ニ在リ仍テ此ノ方面ニ就キ其ノ改善普及ヲ期スルハ家庭及學校ノ教育ヲシテ十全ノ效果ヲ收メシムル所以ナリト認ム

之ヲ事實ニ徵スルニ時代ノ急激ナル推移ニ伴ヒ社會的環境日ニ月ニ複雜多樣ヲ加ヘ其ノ間兒童生徒ノ心身ノ健全ナル發達ヲ妨グルガ如キ事象尠シトセズ隨ツテ之ガ爲ニ生ズル不良ナル影響ヲ防止シ且其ノ教育教化ニ資スベキ適切ナル方策ヲ講ズルハ現下ニ於ケル緊切ノ要務ト謂フベシ素ヨリ斯ノ種施設トシテ既設少年團運動等ノ實績相當觀ルベキモノアリト雖其ノ内容尙改善ノ餘地ヲ存シ之ガ大成ハ寧ロ今後ノ努力ニ俟タザルベカラズ

惟フニ斯ノ種施設ノ本旨ハ兒童生徒ニ對シ校外生活ヲ指導シ進ンデ社會生活ニ關スル訓練ヲ施スニ在リ而シテ敬神崇祖、社會奉仕、協同互助、規律節制、勤勞愛好等ノ精神ヲ培ヒ併セテ體位ノ向上ヲ圖リ以テ健全ナル國民善良ナル公民タルノ素地ヲ養フハ之ガ指導ノ眼目ニシテ學校教育ノ補足タル所以亦實ニ茲ニ在リサレバ斯ノ種施設ニ於テハ學校教育トノ聯繫ヲ密ナラシメ適當ナル指導者ヲ得テ教育ノ成果ヲ全カラシムルコトニ努ムベキモノニシテ之ガ爲ニハ學校當事者教育教化ノ關係者等相俱ニ力ヲ協セ兒童生徒ノ校外生活ニ關シ適切ナル指導及訓練ノ方途ヲ講ゼンコトヲ要ス地方長官ハ右ノ趣旨ヲ體シ關係各方面ノ注意ヲ喚起シ地方ノ實情ニ應ジテ夫々有效ナル施設ヲ講ゼンメ以テ國民教育ノ徹底ヲ期セラルベシ

### 第三款 幼稚園

幼稚園に關する事項は從來小學校令及同施行規則中に規定せられてゐたのであるが、大正十五年四月二十二日勅令第

七十四號を以て左の如く初めて獨立の幼稚園令が制定せられた。

#### 幼稚園令

- 第一條 幼稚園ハ幼兒ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス
- 第二條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ前項ノ規定ニ依リ幼稚園ヲ設置スル場合ニ於テ費用ノ負擔ノ爲學區ヲ設クルコトヲ得
- 第三條 私人ハ本令ニ依リ幼稚園ヲ設置スルコトヲ得
- 第四條 幼稚園ハ小學校ニ附設スルコトヲ得
- 第五條 幼稚園ノ設置廢止ハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 幼稚園ニ入園スルコトヲ得ル者ハ三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スル迄ノ幼兒トス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ入園セシムルコトヲ得
- 第七條 幼稚園ニハ園長及相當員數ノ保姆ヲ置クヘシ
- 第八條 園長ハ園務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス
- 園長ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第九條 保姆ハ幼兒ノ保育ヲ掌ル
- 保姆ハ女子ニシテ保姆免許狀ヲ有スル者タルヘシ

#### 第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



第十條 特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ保母免許狀ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得

第十一條 保母免許狀ハ地方長官ニ於テ保母檢定ニ合格シタル者ニ之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス

保母檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

保母ノ檢定及免許狀ニ關スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

保母ノ檢定及免許狀ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十二條 幼稚園ノ職員ニ關シテハ小學校令第四十四條乃至第五十條ノ規定ヲ準用ス

第十三條 幼稚園ノ設置廢止、保育項目及其ノ程度、編制並設備ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十四條 幼稚園ニ於テ保育科入園料等ヲ徵收セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

附 則

本令施行ノ際現ニ存シ小學校令ニ依リ設置セラレタル幼稚園ハ本令ニ依リ設置セラレタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ幼稚園ノ保母ノ職ニ在ル者ニシテ小學校ノ本科正教員タルヘキ資格ヲ有スルモノニハ地方長官ハ保母檢定ヲ經スシテ保母免許狀ヲ授與スルコトヲ得

右ノ幼稚園令に於テ幼稚園に入園することを得る者は、從來の例に倣ひ三歳より尋常小學校就學の始期に達するまでの幼児とせるに拘らず、特別の事情ある場合に於ては文部大臣の定むる所に依り、三歳未満の幼児を入園せしむることを得るものとした(第六條)のは、從來父母共に家外の労働に従事するが如き場合に其幼児を託する必要より兒童預所の

如きものが處々に設けられて居る實狀に鑑み、幼稚園をして兒童預所の任務をも併せ行ふ便宜を得しめんとする趣旨をも含んで居るのである。

大正十五年四月二十二日文部省令第十七號を以て左の如く幼稚園令施行規則が定められた。

幼稚園令施行規則左ノ通定ム

幼稚園令施行規則

第一條 幼稚園ニ於テハ幼稚園令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ幼児ヲ保育スヘシ

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコトヲ得ス

常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムルコトヲ努ムヘシ

第二條 幼稚園ノ保育項目ハ遊戲、唱歌、觀察、談話、手技等トス

第三條 幼稚園ノ幼兒數ハ百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第四條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス

第五條 幼稚園ニ於テハ年齢別ニ依リ組ノ編制ヲ爲スヲ常例トス

第六條 幼稚園ニ於テハ保育項目、保育時數、組數等ニ應シ必要ナル員數ノ保母ヲ置クコトヲ要ス

第七條 保母免許狀ヲ有スル者ヲ得難キ場合ニ於テハ之ヲ有セサル女子ヲ以テ保母ニ代用スルコトヲ得但シ保母免許狀ヲ有セサル者ノ數保母免許狀ヲ有スル者ノ二分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス

特別ノ事情アルトキハ管理者又ハ設立者ハ當分ノ内期間ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第八條 公立幼稚園ノ園長タルヘキモノハ小學校ノ本科正教員又ハ保姆免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者タルヘシ

第九條 保姆檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力、性行及身體ニ就キ之ヲ行フ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ保姆ノ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得

一 小學校ノ本科正教員ノ免許狀ヲ有スル者

二 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後一年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者

ニ從事シタル者

三 專門學校入學資格ヲ以テ入學資格トスル學校ニ於テ一年以上幼兒ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四 従前ノ規定ニ依リ保姆免許狀ヲ取得シタル者ニシテ三年以上幼稚園ニ於テ幼兒ノ保育ニ從事シタル者

五 其ノ他地方長官ニ於テ特ニ適當ト認メタル者

第十一條 保姆ノ試験檢定ハ左ノ科目ニ就キ尋常小學校本科正教員ノ試験檢定ノ程度ニ準シ之ヲ行フ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、兒童心理、教授法及管理法ノ大要

保育 育兒法、保育法、保育項目ニ關スル事項ノ實際

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀、作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 地理ノ大要

理科 理科ノ大要

圖畫 自在畫

手工 手工ノ大要

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

第十二條 高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者若ハ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ修身、教育、保育、圖畫、手工、音樂、體操以外ノ學科目ニ限り其ノ試験ヲ缺クコトヲ得

第十三條 小學校令施行規則第四百條、第四百十四條、第四百十五條、第四百十九條乃至第二百二十一條ノ規定ハ保姆ノ檢定及免許狀ニ關シ之ヲ準用ス

第十四條 幼稚園ノ職員ノ進退、職務、服務、懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪ニ關シテハ小學校職員ノ例ニ依ル

第十五條 公立幼稚園ノ職員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ小學校令施行規則中小學校職員ノ例ニ準シ

テ地方長官之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ場合ニ於テ園長ハ學校長ニ、保姆ハ正教員ニ、代用保姆ハ代用教員ニ準ス但シ月俸額ニ付テハ園長ハ本科正教員ニ、保姆ハ專科正教員ニ準ス

第十七條 幼稚園ヲ設置セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

一 名稱

二 位置

三 園則

四 設備

五 經費及維持ノ方法

六 開園ノ期日

七 私立幼稚園ニ在リテハ設立者ノ履歷書

前項第一號及第二號ノ變更ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ第三號及第六號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ  
位置ニ關シテハ敷地ノ面積、地質及附近ノ情況、建物ノ配置ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定量分析表ヲ添付スヘシ

第十八條 幼稚園令第六條但書ノ規定ニ依リ三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシメムトスルトキハ之ニ要スル施設ノ概要ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 敷地ハ道德上及衛生上害ナキ所タルコト

二 建物ハナルヘク平家造トシ組數ニ應スル保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フルコト

三 保育室ノ大サハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナラサルコト

四 遊園ハ幼兒一人ニ付ナルヘク一坪以上ノ割合ヲ以テ設クルコト

五 保育用具、玩具、繪畫、樂器、黑板、机、腰掛、砂場等ヲ備ヘ其ノ他衛生上ノ設備ヲ爲スコト

三歳未満ノ幼兒ヲ入園セシムルモノニ在リテハ前項ノ外之ニ要スル相當ノ設備ヲ爲スヘシ

第二十條 建物ノ建設又ハ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受ケ位置ノ變更ニアラサル敷地ノ變更ハ圖面ヲ具シ地方長官ニ開申スヘシ

第二十一條 幼稚園ヲ廢止セムトスルトキハ公立幼稚園ニ在リテハ管理者ニ於テ、私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ廢止ノ事由及期日竝廢止後ノ幼兒ノ處分方法ヲ具シ地方長官ニ申請スヘシ

第二十二條 公立幼稚園ノ費用負擔者又ハ私立幼稚園ノ設立者ヲ變更シ、私立幼稚園ヲ公立幼稚園ニ、公立幼稚園ヲ私立幼稚園ニ變更セムトスルトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第二十三條 園則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一 幼兒ノ定員及入園年齢ニ關スル事項

二 入園及退園ニ關スル事項

三 保育課程

- 四 保育期ノ區分、保育日數、每週保育時數、始業終業ノ時刻等ニ關スル事項
- 五 保育料、入園料等ニ關スル事項

附 則

本令施行ノ際従前ノ規定ニ依リ保母檢定ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ仍従前ノ規定ニ依ル

幼稚園令及同施行規則の趣旨を明にせんが爲に、大正十五年四月二十二日北海道廳及府縣に對し左記文部省訓令第九號が發せられた。

幼稚園令及幼稚園令施行規則制定ノ要旨並施行上ノ注意事項

今般勅令第七十四號ヲ以テ幼稚園令ヲ公布セラレ文部省令第十七號ヲ以テ幼稚園令施行規則ヲ公布セリ今左ニ之カ制定ノ要旨ヲ擧ケ且其ノ施行上特ニ注意スヘキ事項ノ大要ヲ示サム

從來幼稚園ニ關スル事項ハ小學校令並小學校令施行規則中ニ規定セラレタリ然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順當ニ發達シ來リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラス當今我カ國ニ於ケル社會ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認ムコレ幼稚園令ノ公布ヲ見ルニ至リタル所以ナリ

兒童ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル性情ヲ涵養セムトスルニハ幼時ヨリ之ニ著手スルヲ以テ優レリトスコレ家庭教育ヲ裨補スヘキ幼稚園施設ノ必要アル所以ナリ殊ニ社會生活日ニ複雜ヲ加ヘ一家ノ事情意ヲ子女ノ教養ニ専ラニスルコト能ハサル者漸ク多カラムトスル今日ニ在リテハ幼稚園ノ任務ハ益々重要ノ度ヲ加ヘサルヲ得ス

幼稚園ノ設置ハ固ヨリ之ヲ任意トシ市町村、市町村學校組合、町村學校組合又ハ私人ヲシテ必要ニ應ジテ之ヲ設置

スルヲ得シムト雖父母共ニ勞働ニ従事シ子女ニ對シテ家庭教育ヲ行フコト困難ナル者ノ多數居住セル地域ニ在リテハ幼稚園ノ必要殊ニ痛切ナルモノアリ今後幼稚園ハ此ノ如キ方面ニ普及發達セムコトヲ期セサルヘカラス隨ツテ其ノ保育ノ時間ノ如キハ早朝ヨリ夕刻ニ及フモ亦可ナリト認ム又幼稚園ニ入園セシムヘキ幼兒ノ年齢ニ就キテハ從來ノ規定ト同シク三歳ヨリ尋常小學校就學ノ始期ニ達スルマテヲ原則トスルモ特別ノ事情アル場合ニ於テハ三歳未滿ノ幼兒ヲモ入園セシメ得ルコトトセリ之ヲ外國ノ實例ニ徵スルニ幼稚園ニ孩兒預所ヲ附設スルモノ尠カラズ爲ニ特別ノ事情アル家庭ニ對シ便宜ヲ與フル所頗ル大ナルモノアルカ如シ右ノ規定ニ依リ三歳未滿ノ幼兒ヲ收容セムトスルニハ相當ノ設備ヲ要スルコト論ヲ俟タスト雖事情ノ許ス限リニ於テ適當ニ之ヲ實施スルハ當今ノ時勢ニ照ラシ亦極メテ必要ナリト信ス

園長及保母ノ資格ニ關シテハ公立幼稚園ノ園長タルヘキ者ハ小學校ノ本科正教員又ハ保母ノ免許狀ヲ有スル者若ハ教員免許令ニ依ル教員免許狀ヲ有スル者トシ保母ヨリ之ヲ兼ヌルヲ常例トスヘク保母ハ保母免許狀ヲ有スル者タルコトヲ要シ概ネ尋常小學校本科正教員程度以上ノ者ヲ以テ之ニ充テムトス蓋シ保育ノ事タル決シテ輕易ノ業ニアラス又保育ノ任ニ當ル者ノ人格カ幼兒ニ及ホス影響モ決シテ鮮少ナラス故ニ園長及保母ニハ教育者タル相當ノ素養アルコトヲ必要ナル條件トシ前記ノ資格ヲ定メタルナリ但シ保母ノ資格ヲ有セスト雖人物技術相當ナル者ハ一定ノ員數内ニ於テ代用保母トシテ之ヲ採用スルコトヲ得シメタリ

凡ソ教育上ノ效果ハ職トシテ教育者其ノ人ノ適否如何ニ由リ校舍設備ノ若キニ至リテハ寧ロ第二義ニ屬ス是ノ故ニ幼稚園ノ設備ニ關シテハ其ノ大綱ヲ規定スルニ止メ力メテ土地ノ情況ニ適應セシメ且其ノ設備ヲ容易ナラシムムコトヲ期セリ

右ノ外幼稚園ノ幼兒數、保姆一人ノ保育スル幼兒數等ハ略々従前ノ規定ニ從ヘリ唯保育項目ハ遊戲、唱歌、談話、手技ノ外觀察ヲ加ヘテ自然及人事ニ屬スル觀察ヲナシムルコトトシ尙從來ノ如ク其ノ項目ヲ限定セス當事者ヲシテ學術ノ進歩實際ノ經驗ニ應シテ適宜工夫セシムルノ餘地ヲ存シタリ  
地方長官ハ宜シク前記ノ趣旨ヲ體シ幼稚園保育ニ従事スル者ヲ督勵シテ一層其ノ實績ヲ擧ケシムルコトヲ期セラルヘシ

#### 第四款 男子高等普通教育(中學校及高等學校教育)

大正九年一月二十四日文部省令第四號を以て左の如く高等學校規程中に改正が行はれた。

高等學校規程中左ノ通改正ス

第二十四條第二項ヲ削ル

第三十八條中但書ヲ削ル

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條第二項は「學年ハ分チテ三學期トス但シ專攻科ニ在リテハ學期ヲ分クサルコトヲ得」との規定である。今回は之を削除し學年は必ずしも三學期に分つことを要せずとしたのである。

第三十八條但書は、缺員あるときは第二學期の始より十日以内に臨時入學せしむることを得ることと規定したものである。右は學年を三學期に分つ前提の下に作られた規定であり、今回は學期の分ち方を自由にしたので之を廢止し、入

學は學年の始に限ることとしたのである。

大正十年二月八日文部省令第八號を以て左の如く中學校令施行規則中に改正が行はれた。

中學校令施行規則中左ノ通改正ス

第十七條中「第四學年」ヲ「第三學年」ニ、「第五學年」ヲ「第四學年及第五學年」ニ改ム

第二十條中「六百人以下」ヲ「八百人以下」ニ、「八百人マテ」ヲ「文部大臣ノ認可ヲ受ケ」ニ改メ第三項ヲ削リ「前二項ヲ「前項」ニ改ム

#### 附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條には「教授日數ハ豫科及第一學年乃至第四學年ニ在リテハ每學年二百二十日以上トシ第五學年ニ在リテハ二百日以上トス」とあつたのを改め「豫科及第一學年乃至第三學年ニ在リテハ每學年二百二十日以上トシ第四學年及第五學年ニ在リテハ二百日以上トス」としたのである。

第二十條第一項には「中學校ノ生徒數ハ六百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ八百人マテ之ヲ増スコトヲ得」とあつたのを改め六百人を八百人とし、特別の事情あるときは文部大臣の認可を受け之を増すことを得るものとしたのである(最大限を定めず)。又同條第三項には補習科の生徒數は前學年に於て當該學校を卒業したる者の數を超過するを得ずとの規定、第四項には豫科の生徒數の規定があり、第五項には前二項の生徒數は第一項の生徒數に算入せざる旨の規定があつたのであるが、今回補習科の生徒數制限を廢する意味を以て第三項を削除すると共に第五項の前二項とあるを前

項と改めたのである。

此改正の結果補習科の生徒数を第一項の生徒數に算入せざる旨の規定は全く無くなつたので、これは第一項の生徒數に算入せらるることとなるのであるが、恐らく立案者の意味は左様ではなく、第三項の削除に伴ひ第五項の前二項とあるを前項と改めたのみで、別に補習科の生徒數を第一項の生徒數に算入せざる旨の規定を設けることを忘却したのであらうと思はれる。

大正十年四月二十三日左記皇室令第四號が發せられた。

學習院高等科ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外高等學校令及其ノ附屬令中官立ノ高等學校高等科ニ關スル規定ヲ適用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

學習院は宮内省の管轄に屬し皇室令の規定に依るもので、文部大臣の管轄に屬する高等學校とは全く別系統に立つて居るものであるが、其高等科は純然たる最高等普通教育を施すものであり、從來其卒業者の帝國大學入學に關しては、大學に於て高等學校大學豫科卒業者を入學せしめて尙ほ餘裕ある場合には常に之を收容して居たのであつた。然るに今回皇室令を以て學習院高等科に官立高等學校高等科に關する規定を適用することとし、大學入學の關係に於ては全然高等學校高等科と同一と看做すこととしたのである。(第八章華族教育第二款學習院參照)

右皇室令制定と同日即ち大正十年四月二十三日左記文部省令第二十七號が發せられた。

學習院高等科卒業生ハ大學入學ノ關係ニ付テハ之ヲ高等學校高等科卒業生ト看做ス

附 則

本令ハ大正十一年以後ノ卒業生ニ之ヲ適用ス

大正十年八月二十七日文部省直轄諸學校に對し左記文部省内訓が發せられた。これは高等普通教育のみに關することではないが便宜此處で之を述べることにする。

學生ハ言フ迄モナク常ニ堅實ナ思想ト不拔ナ意思トヲ以テ專念學業ニ勵ミ品性ヲ磨キ他日ノ大成ヲ期セネハナラヌ然ルニ近時學生ニシテ或ハ輕躁或ハ弱行爲ニ自己ノ前途ヲ誤ルモノカ尠クナイノハ甚ク遺憾テアル殊ニ結果妄動シテ校規ヲ紊リ學業ヲ抛テ敢テ意トセヌ風ヲ生セントスルカ如キハ國家將來ノ爲洵ニ寒心ニ堪ヘナイ所テアル學生タルモノ深ク省慮シテ自己ノ本分ヲ守リ教職員タルモノ克ク校規ヲ匡シ善ク學生ヲ導キ兩者心ヲ一ニシテ教育ノ目的ヲ達成センコトヲ望ム

右内訓ス

大正十年十一月二日官立高等學校に對する文部省訓令を以て左の如く高等學校高等科學力檢定規程が定められた。

高等學校高等科ノ卒業生ニアラサル帝國大學又ハ官立大學學部入學志願者ニ對シ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ高等學校高等科學力檢定試驗施行ノ通告アリタル時ハ別紙規程ニ依リ試驗ヲ施行スヘシ

高等學校高等科學力檢定規程

第一條 高等學校高等科學力檢定試験ハ帝國大學學部又ハ官立大學ヨリ其ノ入學志願者ノ學力檢定試験施行ノ通告アリタル場合ニ限り高等學校ニ於テ施行ス  
試験ハ二月ニ於テ之ヲ施行ス

第二條 試験ハ高等學校高等科卒業ノ程度ニ依リ之ヲ行フヘシ

高等學校高等科ニ入學スル資格ヲ有セサル者ニハ先ツ中學校第四學年迄ノ學科目ニ就キ第四學年修了ノ程度ニ依ル學力檢定試験ヲ行フヘシ但シ實業、音樂、作業科及體操ハ之ヲ除ク

第三條 試験ヲ受ケントスル者ハ受験料金五圓ヲ納ムヘシ  
既納ノ受験料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ左式ノ證明書ヲ交付スヘシ

證明書

校 印	族 籍	何 某
		何年何月生
		右ハ當校試験ノ成績ニ依リ高等學校高等科何科ノ卒業ト同等ノ學力アルコトヲ證明ス

年 月 日	某高等學校長位勳 氏	名 圃

附則

大學豫科學力檢定規程ハ之ヲ廢止ス

従前ノ大學豫科が高等學校高等科に變更せられたので右の如く學力檢定規程も改正の必要を見るに至つたのである。

大正十年十一月二十六日文部省令第四十五號を以て左の如く官立高等學校高等科入學者選抜試験規程中に改正が行はれた。

官立高等學校高等科入學者選抜試験規程中左ノ通改正ス

第五條第二項中「理科乙類獨語ヲ第一外國語トスルモノ」ノ次ニ「理科丙類佛語ヲ第一外國語トスルモノ」ヲ、第三項中「文科丙類」ノ下ニ「又ハ理科丙類」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十一年二月二十四日高等學校に對する文部省訓令第一號を以て左の如く高等學校高等科自然科學教授要目が定め

られた。

高等學校高等科自然科學教授要目左ノ通定ム

自然科學教授要目

第一學年（生物及地質）（約六十時間）

- 一 自然科學ノ意義
- 二 生物ト無生物、動物ト植物
- 三 生物ノ起原
- 四 生物體ノ構造（細胞、組織、器官、器官系）、生物ノ高等下等
- 五 生物分類學ノ概念
- 六 生理作用一般（榮養、呼吸、排泄、酵素、毒素、反毒素、免疫、內分泌、刺戟、趨向性等）
- 七 生殖作用（生殖細胞、無性生殖、有性生殖、性ノ決定）、雌雄ノ分化
- 八 生物ノ個體發生及成熟期
- 九 生物ノ壽命ト死
- 一〇 變異及遺傳（遺傳現象、純系及雜系、實驗遺傳學、遺傳法則、遺傳物質ト細胞）
- 一一 品種改良、優生學
- 一二 生物ト環境（生物相互ノ關係、生物ノ生態的及地理的分布）
- 一三 生物ノ進化及進化說

- 一四 動物ノ智能ノ發達
- 一五 人類ノ起原及發達
- 一六 人類ト他ノ生物トノ關係
- 一七 太陽系及其ノ一員トシテノ地球、太陽系生成ニ關スル學說
- 一八 地球ノ現今ノ狀態（氣圈、水圈、岩石圈、重圈）、重圈ニ關スル學說
- 一九 地殼ノ構造（水成岩、火成岩、變成岩ノ成因、特性及現出狀態、主ナル岩石ノ實例、岩漿分化ノ現象）
- 二〇 地殼ノ變動（內因的及外因的の地質作用）
- 二一 地史學概論（前かむぶりあ時代附あるごんきあ時代ノ生物、古生代、中生代及新生代ト各時代ノ生物）
- 二二 人類ト礦物界トノ關係
- 二三 概括

備考

本要目ハ自然科學ノ教授上主トシテ準據スヘキ生物及地質ニ關スル主ナル教材ヲ擧ケタルモノナリ  
 但シ教材ノ選擇及排列ハ必スシモ之ニ據ルヲ要セス殊ニ本要目ニハ生物ニ關スル事項ト地質ニ關スル事項トハ  
 其ノ授業擔任者ヲ異ニスル場合ヲ考慮シ地質ニ關スル教材ヲ終リニ纏メテ配置シタレトモ同一教員ニテ全部ヲ  
 受持ツ場合ニハ地質ニ關スル教材ヲ其ノ生物ニ關スル教材トノ關係ヲ參酌シテ適宜分配シ教材排列順ノ統一ヲ  
 圖ルモ可ナリ

第二學年（物理及化學）（約九十時間）

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



物理

- 一 自然科學ニ於ケル物理學ノ位置
- 二 物理學ノ分類ト其ノ概要
- 三 定律ト假説
- 四 ニュートンノ運動ノ定律並其ノ論據
- 五 萬有引力ノ定律並其ノ論據
- 六 時間及時刻
- 七 天體現象
- 八 えねるぎ
- 九 熱力學ノ大要
- 一〇 分子運動説
- 一一 波動
- 一二 光學ノ大要(反射、屈折、光ノ速度、干涉、偏光、すべくとる、輻射、吸收、廻折等)
- 一三 磁氣及靜電氣
- 一四 電流(抵抗、熱作用、磁氣作用、機械的作用、電磁感應、直流並交流等)
- 一五 電氣振動、電磁波
- 一六 光ノ理論ノ變遷

- 一七 氣體ノ電氣傳導、真空放電(陰極線、X線等)
- 一八 電子論
- 一九 放射能
- 二〇 量子論
- 二一 自然ノ連續性及不連續性
- 二二 自然界ニ於ケル週期性
- 二三 自然現象ノ可逆及不可逆
- 二四 相對論

化學

- 一 自然科學ニ於ケル化學ノ位置
- 二 物質ノ純非
- 三 元素ト化合物、化學量論ノ諸定律
- 四 分子説、原子説、其ノ論據
- 五 化學記號、化學方程式、原子價、構造式
- 六 炭素ノ化學
- 七 熱化學(反應熱、發熱反應、吸熱反應等)
- 八 可逆反應ト不可逆反應、化學平衡

- 九 活動量ノ定律、フアントフ及ルシヤテリエノ原理
- 一〇 反應速度論、觸媒
- 一一 主ナル金屬ノ化學
- 一二 合金
- 一三 溶液、滲透壓
- 一四 電氣化學（電解傳導、電池等）
- 一五 分析化學ノ大要
- 一六 膠質化學
- 一七 大氣
- 一八 燃燒、燃料
- 一九 化學工業ノ原料ト製品
- 二〇 油脂、炭水化物、醱酵
- 二一 蛋白質、榮養品、嗜好品
- 二二 飲料水、用水
- 二三 呼吸及消化ノ化學

備考

一 此ノ要目ハ自然科學ノ教授上主トシテ根據スヘキ物理及化學ニ關スル主ナル教材ヲ學ケタルモノナリ但シ

教材ノ選擇及排列ハ必スシモ之ニ據ルヲ要セス

二 物理ト化學トノ授業時數ハ略同一トシ適宜増減スルヲ得ルモノトス

三 此ノ要目ハ現行中學校教授要目ニ據リ第四學年ヲ修了シタル者ヲ標準トシテ作成セリ

高等學校高等科に於ける各學科目の教授要目は新高等學校令施行の當時直に制定せらるべきが本體ではあるが、何分高等學校高等科は全く新しき制度であつて、其學科目の種類及其時間數の如きも大學豫科の時代とは大に異なるものがある。文部省に於ては新令施行後直に全學科目の教授要目を制定することを避け、各學校に於ける相當期間の經驗を基礎として順次に之を定むるの方法を取り、今回第一に自然科學の教授要目を定むることとしたのである。

大正十二年二月八日高等學校に對する文部省訓令第二號を以て左の如く高等學校高等科文科數學及哲學概説の教授要目が定められた。

高等學校高等科文科數學及哲學概説教授要目左ノ通定ム

文科數學教授要目

第一學年（約九十時間）

一 幾何及代數ノ補充

平面及直線 多面體 嚮 錐 球

指數及對數 順列及組合 二項定理 確率

二 三角法

三 平面解析幾何  
 角ノ測リ方 三角函數 三角形ノ性質 逆三角函數

四 微分積分  
 坐標 軌跡ノ方程式 直線、圓、橢圓、雙曲線、拋物線ノ主ナル性質

函數ト其ノぐらふ 極限值 連續 微分法 積分法  
 微分法ノ應用 (函數ノ值ノ増減及極大極小、曲線ノ切線及凸凹等)  
 積分法 應用 (面積、曲線ノ長サ、體積等)  
 備考

一 此ノ要目ハ教授上主トシテ準據スヘキ教材ヲ舉ケタルモノナリ但シ其ノ選擇排列ニ就キテハ多少ノ斟酌ヲ爲スヲ妨ケス

二 必要ニシテ充分ナル條件、歸納法等ハ適宜ノ場所ニ於テ之ヲ教授スルモノトス  
 三 講義ノ進行ニ從ヒ時々練習問題ヲ課スルコトヲ要ス

哲學概說教授要目

第三學年(約九十時間)

教授方針

主要ナル哲學問題發生ノ理路ヲ説明シ、之ニ關スル顯著ナル諸說ヲ舉示且批評シ、哲學上重要ナル基礎概念ヲ與ヘ、學語ノ明確ナル意味ヲ知ラシムルヲ主トスルコト但シ現代ノ哲學及一般學術並文化ニ關係アル點ニ重キヲ置

クコト

教授要目

- 一 哲學ノ概念
- 二 哲學ト科學
- 三 哲學ト宗教
- 四 哲學ト藝術
- 五 研究法一般ノ問題
- 六 辨證的方法
- 七 直觀的方法
- 八 先驗的方法
- 九 獨斷論、懷疑論、批判論等
- 一〇 實在ノ問題(形而上學一般)
- 一一 一元論、二元論、多元論等
- 一二 唯物論、唯心論等
- 一三 機械觀、目的觀等
- 一四 知識ノ問題(認識論一般)
- 一五 唯理論、經驗論、實證論等

- 一六 實在論、觀念論等
- 一七 絶對論、相對論等
- 一八 論理主義、心理主義等
- 一九 主知說、主意說等
- 二〇 人生ノ問題（文化哲學一般）
- 二一 人生觀（樂天觀、厭世觀等）
- 二二 自由論、必然論等
- 二三 道德ニ關スル諸哲學說
- 二四 宗教ニ關スル諸哲學說
- 二五 藝術ニ關スル諸哲學說
- 二六 歴史、法律等ニ關スル諸哲學說
- 二七 孔子及先秦諸子ノ學
- 二八 漢唐宋明ノ學
- 二九 日本ノ儒教
- 三〇 印度古代ノ哲學及宗教
- 三一 印度ノ佛教
- 三二 支那ノ佛教

- 三三 日本ノ佛教
- 三四 希臘哲學
- 三五 基督教及中世哲學
- 三六 カント以前ノ近世哲學
- 三七 カント哲學
- 三八 カント以後ノ獨逸哲學
- 三九 十九世紀ノ英佛哲學
- 四〇 現代ノ哲學

備考

- 一 本要目ハ哲學概說ノ教授上主トシテ準據スヘキ教材ヲ擧ケタルモノニシテ、其ノ選擇及排列ハ必スシモ之ニ據ルヲ要セス
- 二 要目中他ノ學科ト重複スルモノ（例ヘハ道德ニ關スル諸哲學說ノ如キ）ハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 三 歴史的敘述ハ成ルヘク簡單ナルヲ要ス且必スシモ體系的論述ト分離シテ之ヲ說クヲ要セス
- 四 要目中ニ掲ケサル學說及學語ニシテ重要ナルモノハ適當ナル場所ニ於テ之ヲ説明スルヲ要ス

大正十二年九月一日關東地方に大震災があつたので、同月九日文部省令臨第一號を以て各學校は當分の内其授業日數授業時數及學生生徒兒童又は教員に關する定員の制限に拘らず必要なる措置を爲すことを得るの件が定められ、又同日

文部大臣告諭臨第一號震災に因る罹災地學生生徒兒童等の修學上善後の方策に關する件が發せられたことは、既に初等普通教育の款に述べた通である。

大正十三年三月二十八日高等學校に對する文部省訓令第二號を以て左の如く高等學校高等科國語及漢文、圖畫の教授要目が定められた。

高等學校高等科國語及漢文、圖畫教授要目左ノ通定ム

國語及漢文教授要目

國語

文科

國語教授ヲ左ノ四部ニ分ツ

講讀 文法 作文 文學史

講讀

講讀ニ於テハ解釋鑑賞批評ノ三態度ヲ取ルヘシ

解釋

語句文章ノ意義思想ヲ正確ニ理解セシメ感情氣分ノ把握ニ注意セシムヘシ

國民性及國民精神ヲ理解セシムルト共ニ人性ノ眞ヲ會得セシムヘシ

鑑賞

文章創作ノ心理ニ透入スルコトニ注意セシメ文章様式ノ時代的特色ト共ニ作家ノ個人的特徴ヲモ正確ニ理解セシメテ各作家各文章ノ有スル特殊ナル美ヲ識別玩味スル美感ノ養成ニ力メシムヘシ

批評

批評ハ美學的修辭學的文法的ナルヲ主トスヘシト雖兼ネテ諸般ノ思想知識感情ニ就キテ穩健ナル指導ヲ爲スヘシ

第一學年ニ於テハ主トシテ近古文(例ヘハ保元物語、平治物語、平家物語、太平記、増鏡、徒然草、新古今和歌集、山家集、金槐集、謡曲、狂言等)、第二學年ニ於テハ主トシテ中古文(例ヘハ源氏物語、枕草紙、大鏡、落窪物語、古今和歌集等)、第三學年ニ於テハ主トシテ上古文、(例ヘハ古事記、祝詞、宣命、紀記ノ歌、萬葉集等)ヲ課シ近世文(例ヘハ奥ノ細道、鶉衣、雨月物語、春雨物語、西鶴、馬琴等ノ文、俳句、淨瑠璃、擬古文等)ハ難易ニ從ヒテ適當ナル學年ニ之ヲ課ス又隨時現代文(代表作家ノ文)ヲ課シテ作文力ノ養成ニ資スルコトアルヘシ  
教科書ハ全本ヲ用フルヲ可ナリトスレトモ便宜抄本又ハ編纂物ヲ用フルヲ妨ケス

文法

既得ノ文法ノ知識ヲ整理シ國語學一般及各時代ノ語法ノ特徴ヲ授ケ現代文語法並ニ口語法ノ應用ニ習熟セシムヘシ

作文

口語體並ニ文語體ニ習熟セシムヘシ

少クトモ一箇月一回之ヲ課シ適當ナル時期ニ於テ作文ニ必要ナル修辭學上ノ知識ヲ授クヘシ

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

語句ノ推敲構想ノ整齊修辭ノ妥當ニ注意セシメ又内容ニ應ジテ文ノ姿致ヲ變化セシムル工夫ヲ積マシムヘシ  
添削ヨリモ批評ヲ重シ常ニ個性ノ發揮ヲ誘導シ好シテ文章ヲ綴ルノ習慣ヲ得シムヘシ

文學史

文學書ノ解題文學者ノ傳記文例等ハ之ヲ適當ナル參考書ニ依リテ授ケ講義ハ文學ノ史的展開及文學ニ現レタル國  
民思想ノ主流ヲ説述シ作品及作家ノ評論ヲ爲スヘシ  
時間數及其ノ配當ハ左ノ如シ

第一學年	每週三時間	講讀二時間	文 法一時間
第二學年	每週三時間	講讀二時間	文學史一時間
第三學年	每週三時間	講讀二時間	文學史一時間

作文ノ時間ハ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

理科

國語教授ヲ左ノ二部ニ分ツ

講讀 作文

講讀

教科書ハ文科ニ準シ講讀ト併セテ國民思想ノ發達文學ノ史的展開ヲ説述スヘシ  
解釋ハ略文科ニ準スト雖語句ノ解釋ニ偏セス全文ノ理解ヲ重ンスヘシ  
鑑賞批評ノ指導ハ適宜ニ之ヲ爲スヘシ

作文

文科ニ準ス但シ適當ナル時期ニ於テ作文ニ必要ナル文法ノ知識ヲ授クヘシ  
時間數ハ左ノ如シ

第一學年	每週二時間	講讀二時間
第二學年	每週二時間	講讀二時間

作文ノ時間ハ適宜ニ之ヲ定ムヘシ

漢文

教授方針

高等學校規程第六條ノ要旨ニ本ツキ特ニ道義的觀念文學的趣味ヲ涵養スルニ足ルヘキ教材ニ依リ生徒ヲシテ讀書  
作文力ヲ養ヒ兼ネテ東洋道德思想ノ淵源ヲ知ラシメンコトヲカムヘシ  
講讀ニ於テハ語句ノ意義ヲ解釋シ文章ノ要旨ヲ明カニシ且其ノ形式ノ時代的特色ヲ説明シ場合ニ依リテハ作家ノ  
個人的特徴ヲモシシ尙思想ニ關シテ適切ナル批判ヲ下スヘシ

教授時數

文科

第一學年	每週三時間
第二學年	每週二時間
第三學年	每週二時間

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

第二編 本論

理科

第一學年 每週二時間

教材

文科

第一學年

四書 史記 漢書 資治通鑑等ノ類  
支那歷代名家ノ詩文

第二學年

四書 春秋左氏傳 戰國策 荀子 韓非子等ノ類  
支那歷代名家ノ詩文

第三學年

尙書 禮記 莊子 墨子 孫子等ノ類  
哲學思想ニ關スル漢唐以後ノ主要ナル著作  
支那歷代名家ノ詩文

理科

第一學年

文科第一學年ニ準ス

第二學年 (配當時數アルトキ)

文科第二學年ニ準ス

備考

- 一 前記教材ノ選擇排列ニ就キテハ多少ノ斟酌ヲ爲スコトヲ妨ケス
  - 二 時文小説等ノ類ハ隨時之ヲ附課スルコトヲ得
  - 三 文學史及文法ニ關スル事項ハ教材ニ就キテ隨時之ヲ教授スルモノトス
  - 四 教材ニハ句讀ヲ施シ返點ヲ附セサルヲ原則トス
- 國語漢文ノ配當時數ハ教授上ノ都合ニ依リテ多少ノ斟酌ヲ加フルコトヲ得

圖畫教授要目

第一學年 (約六十時間)

自在畫

鉛筆畫、木炭畫、水彩畫等

幾何畫

一 概説

製圖ニ關スル一般ノ注意

製圖用器具ノ檢査、修理及使用方法

尺度 (普通尺、斜線尺、遊尺等)

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

二 平面幾何畫

圓錐曲線

高等曲線

第二學年(約六十時間)

三 立體幾何畫

正投影圖

點、線、平面、平面圖形、立體、曲面、切面、截斷、展開、相貫體

第三學年(約六十時間)

正投影圖

陰 影

附 等角投影圖、平面投影圖

斜投影圖

透視圖

備考

一 此ノ要目ノ外計算尺使用法、圖式計算法、工學製圖ヲ課スルコトヲ得

二 此ノ要目ニ舉ケタル教材ノ取捨排列ニ就キテハ多少ノ斟酌ヲ加フルコトヲ得

三 第一學年ノ自在畫ト幾何畫トノ授業時數ハ略同一トス但シ事情ニ依リ増減スルコトヲ得

大正十三年十月十一日 文部省告示第三百七十六號を以て左の如く高等學校高等科入學資格試驗を行ふ中學校に關する件中に改正が行はれた。

大正八年文部省告示第百號中第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 官立、公立ノ中學校

從來は高等學校入學資格試驗を行ふ中學校は、專門學校入學者檢定規程に依る試驗檢定を行ふ中學校となつて居たのであるが、專門學校入學者檢定規程が改正せられ、同試験は國家試験として文部省に於て之を行ふこととなつた結果、同試験を行ふ中學校なるものは存在せざることとなつたので、告示改正の必要が起つたのである。

大正十三年十月三十日 文部省令第二十六號を以て左の如く中學校令施行規則中に改正が行はれた。

中學校令施行規則中左ノ通改正ス

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内第一項ノ規定ニ依ル員數ヲ減スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

中學校令施行規則第二十四條第一項の規定は「教員ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級毎ニ二人以上トシ五學級



以上一學級ヲ加フル毎ニ一人半以上ノ割合ヲ以テ之ヲ増スヘシ但シ一學級毎ニ一人ハ他ノ職ヲ兼ネス又ハ他ノ職ヨリ兼ネサルコトヲ要ス」といふのであつたが、今回の改正に依て、特別の事情ある場合に於ては文部大臣の認可を受け第一項の規定の員數を減じ得るの途を開いたのである。

大正十四年三月二十日高等學校に對する文部省訓令第二號を以て左の如く高等學校高等科歴史教授要目が定められた。

高等學校高等科歴史教授要目左ノ通定ム

歴史教授要目

日本史

第一學年(約九十時間)

緒論

上世

- 一 日本民族ト其ノ國家ノ成立
- 二 皇室中心ノ氏族制度
- 三 支那文化ノ傳來 歸化人
- 四 佛教ノ傳來 敬神崇佛ト神佛混合
- 五 國家思想ノ發達ト大化ノ改新 國史律令ノ撰修

- 六 奈良朝ノ政治及佛教 文學及美術工藝
- 七 平安朝初期ノ政治外交
- 八 攝關政治 院政
- 九 平安朝ノ佛教 假名國文ノ發達 美術工藝 淨土信仰ト庶民藝術
- 一〇 莊園ト武士 源平二氏ノ興亡

中世

- 一一 鎌倉幕府ノ成立 守護地頭 武士道 貞永式目
- 一二 朝廷ト幕府トノ關係
- 一三 元ノ來寇ト我逆襲計畫 國民自覺 幕府財政ノ破綻
- 一四 佛教ノ新宗派
- 一五 鎌倉時代ノ文學及美術工藝
- 一六 建武中興ト公武ノ抗争
- 一七 室町幕府ノ組織 政治上社會上ノ缺陷
- 一八 支那及朝鮮トノ交通
- 一九 室町時代ノ文學及美術工藝 能樂 茶道
- 二〇 諸大名ノ分裂ト社會組織ノ解體
- 二一 西洋諸國人ノ渡來 天主教ノ弘通 西洋文化ノ傳播

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 二三 都市ノ發達 國民ノ對外活動
- 二四 皇室ト國民トノ接近
- 二五 織田、豐臣二氏ノ統一事業 美術工藝

近世

- 二六 江戸幕府ノ成立 社會組織ノ整頓
- 二七 鎖國ノ由來ト其ノ影響
- 二八 學問ノ勃興ト其ノ傾向
- 二九 元祿時代ノ經濟及世相 町人文學 美術工藝
- 三〇 商工業ノ發達
- 三一 正徳ノ政治 享保ノ改革
- 三二 寛政ノ改革 諸藩ノ治 天保ノ改革
- 三三 國史ノ編纂 國學ノ獨立
- 三四 尊皇思想ノ勃興
- 三五 洋學ノ研究
- 三六 文化、文政時代ノ文學 美術工藝
- 三七 歐米ノ極東經略ト我對策
- 三〇 政局ノ變轉ト國論ノ沸騰 江戸幕府ノ瓦解

現代

- 三八 明治維新 國是ノ確立 政治的社會的變革
- 三九 立憲思想ノ發達 立憲政體ノ確立
- 四〇 條約改正 法典制定 國權ノ恢復
- 四一 東洋ノ平和ト我國策ノ實現 日清戰役 日露戰役
- 四二 日英同盟 日韓併合
- 四三 實業ノ發達
- 四四 政黨政治ノ進歩
- 四五 明治、大正時代ノ思想
- 四六 明治、大正時代ノ科學、文學及美術
- 四七 世界大戰後ノ帝國ノ地位

備考

一 教授ノ内容ハ古代ヨリ現代ニ進ムニ從ヒ漸次之ヲ詳細ニスヘク殊ニ現代ハ中學校ニ於テ修得ノ機ナカリシ生徒多數ヲ占ムヘキヲ以テ最モ詳説ニ力メンコトヲ要ス然レトモ古代ヨリ現代ニ至ルマテ史的發展ノ連續的ナルコトヲ史實ニ依リテ證明スヘシ

二 本要目ハ多少其ノ順序ヲ變更シ又ハ分合ヲ行フコトヲ妨ケス

三 緒論ニ於テハ我國ノ地理的位置、時代別、資料等ニ就キテ説明スヘシ但シ教員ノ見込ニ依リ之ヲ省略スル

コトヲ得

- 四 東洋史、西洋史ト交渉アル事蹟ハ日本史ノ立場ヨリ説明スルハ勿論ナレトモ成ルヘク重複ヲ避クヘシ
- 五 生徒ニハ成ルヘク豫メ講義内容ノ摘要ヲ授クヘシ但シ教科書ヲ用フル場合ハ此ノ限ニ在ラス

東洋史

第二學年(約九十時間)

緒論

上古

- 一 唐虞、夏、殷及西周
- 二 春秋戰國時代
- 三 周末ノ學術
- 中古
- 四 秦ノ始皇帝ノ統一
- 五 西漢ノ初世 武帝ノ內治
- 六 西漢時代ノ外國經略
  - イ 南越トノ關係
  - ロ 匈奴トノ關係
  - ハ 朝鮮トノ關係

ニ 西域トノ關係

- 七 西漢ノ衰微 東漢ノ興起
- 八 東漢ノ塞外經略
  - イ 匈奴トノ關係
  - ロ 西域トノ關係

九 佛教ノ東漸

- 一〇 漢代ノ學術
- 一一 東漢ノ末世 三國ノ鼎立
- 一二 西晉ノ興亡 五胡
- 一三 晉ノ南渡 南方ノ開發
- 一四 南北朝ノ對立
- 一五 南北朝時代ノ宗教學藝
- 一六 隋ノ統一 唐ノ初世
- 一七 唐ノ外國經略

イ 高句麗、新羅、百濟及日本トノ關係

ロ 吐蕃、印度トノ關係

ハ 突厥、回鶻トノ關係

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

= 中央亞細亞經略

ホ 波斯、大食トノ關係

一八 武韋ノ内亂、玄宗ノ中興

一九 安史ノ亂

二〇 唐ノ衰微

二一 唐代ノ制度學藝宗教

近古

二二 五代 契丹ノ興起 渤海ノ興亡

二三 宋ノ統一

二四 宋遼ノ交渉 西夏ノ興起

二五 宋ノ神宗ノ改革 新舊兩黨ノ争

二六 女眞ノ興起 遼ノ滅亡

二七 宋ノ南渡 宋金ノ交渉

二八 宋代ノ宗教學藝 南海ノ通商

二九 蒙古ノ興起

三〇 成吉思汗ノ西征

三一 西夏及金ノ滅亡

三二 拔都及旭烈兀ノ西征 蒙古諸汗國ノ成立

三三 宋ノ滅亡 元ト高麗、日本及南海諸國トノ關係

三四 元ノ極盛

三五 東西ノ交通 西域人ノ支那内地移住

三六 元ノ衰滅

三七 明ノ初世

三八 蒙古諸汗國ノ盛衰 帖木兒王朝ノ興亡

三九 明ノ中世

四〇 北虜南倭 朝鮮ノ役 明ノ衰微

四一 元明時代ノ學藝

近世

四二 歐人ノ東漸 葡、西、蘭、英諸國ノ東洋通商

四三 天主教徒ノ東亞布教

四四 清ノ興起 清ト朝鮮トノ關係 明ノ滅亡

四五 清ノ聖祖、高宗ノ武功及文治

四六 清代ノ學藝 天主教徒ノ事業

四七 莫臥兒帝國 英人ノ印度征服

- 四八 阿片戰役 長髮賊ノ亂 英佛聯合軍ノ北京進擊
- 四九 露西亞ノ亞細亞侵略 清露ノ關係 英露ノ關係
- 五〇 佛蘭西ノ印度支那侵略 清佛戰役

現代

- 五一 日清戰役 歐洲諸強國ノ清國壓迫 戊戌ノ變 義和團ノ亂
- 五二 日露戰役 日英同盟
- 五三 清ノ滅亡 中華民國ノ成立
- 五四 民國成立後ノ支那
- 五五 日本ト民國トノ關係
- 五六 東亞ノ現狀

備考

- 一 教授ノ内容ハ古代ヨリ現代ニ進ムニ從ヒ漸次之ヲ詳細ニスヘキモ古代ノ學說制度等ニシテ後世ニ深キ影響ヲ及ホシシモノハ特ニ詳説スルヲ要ス
- 二 本要目ハ多少其ノ順序ヲ變更シ又ハ分合ヲ行フコトヲ妨ケス
- 三 緒論ニ於テハ東洋史ノ定義及範圍、東洋史上ノ民族、東洋史ノ時代別等ノ如キ豫備知識ヲ授クヘシ但シ教員ノ見込ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得
- 四 支那以外ノ諸邦國諸民族ノ沿革興亡ニシテ教授ヲ要スルモノハ成ルヘク關係アル適宜ノ場所ニ附説シテ

(例ヘハ印度古代ノ事蹟ハ佛教ノ東漸ノ章ニ、古朝鮮ノ事蹟ハ西漢ノ外國經略ノ章ニ附説スルカ如ク) 連絡ヲ保ツニ注意スルコトヲ要ス

- 五 東西ノ交通彼此文化ノ影響ニ注意スルヲ要ス
- 六 外族カ支那ヲ支配セシ時代ニハ其ノ外族ノ對漢族政策ニ注意スルヲ要ス
- 七 日本史、西洋史ト交渉アル事蹟ハ東洋史ノ立場ヨリ説明スルハ勿論ナレトモ成ルヘク重複ヲ避クヘシ
- 八 生徒ニハ成ルヘク豫メ講義内容ノ摘要ヲ授クヘシ但シ教科書ヲ用フル場合ハ此ノ限ニ在ラス

西洋史

第二學年(約六十時間)

緒論

上古

- 一 太古東方諸國ノ興亡及其ノ文化史的意義
- 二 希臘民族ノ興起 都市國家 スパルクトアテネ
- 三 波斯戰役 アテネノ民主政治
- 四 希臘文化ノ發展及其ノ後世ニ及ホセル影響
- 五 希臘諸國ノ爭霸 マケドニヤノ勃興
- 六 アレクサンドル大王 ヘレニズム
- 七 羅馬ノ興起 其ノ共和政治 伊太利征服

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

八 羅馬ノ地中海沿岸征服 政治上及社會上ノ變動  
九 武將ノ專權 帝政ノ成立

一〇 羅馬帝國內外ノ情勢

一一 羅馬ノ文化 其ノ希臘文化トノ關係 羅馬ノ世界史的使命

一二 基督教ノ起原 其ノ傳播 正教會ノ成立

中古

一三 ゲルマニヤ諸民族ノ大移動 上古文化ノ荒廢

一四 東羅馬帝國ノ盛衰 希臘・羅馬兩教會ノ分離 ビザンツ文化

一五 サラセンノ勃興 回教及其ノ文化 基督教世界ト回教世界トノ對抗

一六 フランク王國ノ興隆 羅馬法皇トノ結託

一七 チャールス大帝ノ事業 其ノ帝國ノ分裂

一八 ノルマンノ活躍ト其ノ建設セル諸國 マジヤールノ侵入

一九 神聖羅馬帝國ノ成立 俗權ト教權トノ衝突

二〇 封建制度ノ成立 封建時代ノ社會及經濟狀態

二一 十字軍 都市ノ興起 人智ノ開發

二二 皇帝及法皇ノ勢力失墜

二三 近代國家ノ成立

- 二四 蒙古ノ西侵 土耳其ノ勃興
  - 二五 ヒューマニズムノ發生 文藝ノ復興
  - 二六 地理上ノ發見 葡西兩國ノ活躍 歐洲經濟狀態ノ變化
- 第三學年(約百二十時間)

近古

二七 獨逸及其ノ他諸國ノ宗教改革 其ノ反動

二八 西歐諸國ニ於ケル宗教及政治上ノ紛争 和蘭ノ獨立

二九 三十年戰役及其ノ影響

三〇 專制主義ノ勃興 イングランドノ革命ト民權ノ發達

三一 佛蘭西ノ專制政治ト外國侵略 西班牙繼承戰役

三二 佛蘭西文化ノ隆盛及其ノ影響

三三 海上權ノ推移トマーカンチリズム

三四 露西亞ノ興隆 北方戰役 露西亞ノ東侵 波蘭ノ分割

三五 普魯西ノ興起 其ノ軍國的政治 奧太利繼承戰役 七年戰役

三六 英佛ノ對抗ト植民地戰役

三七 英吉利ノ對植民地政策 北美合衆國ノ獨立

三八 啓蒙思想ノ興隆 新學說ノ流行 科學ノ進歩

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

近世

- 三九 佛蘭西大革命 革命政府ノ對外關係
- 四〇 ナポレオンノ偉業 解放戰役 ウイーン會議
- 四一 神聖同盟 反動政治ノ全盛
- 四二 民族主義及自由主義 ロマンチズム
- 四三 希臘及ラテン、アメリカ諸國ノ獨立 モンロー主義
- 四四 産業革命 プルジョアノ優勢 社會主義ノ發生
- 四五 七月革命 白耳義ノ獨立 英吉利憲法政治ノ改革
- 四六 二月革命 佛蘭西ノ第二共和政治 歐洲諸國ノ民族的動亂
- 四七 佛蘭西ノ第二帝政 クリミヤ戰役
- 四八 伊太利ノ民族的統一 法皇ト伊太利政府
- 四九 普墺ノ爭霸 獨佛戰役 獨逸ノ民族的統一
- 五〇 十九世紀ノ文化
- 唯物的傾向 科學ノ大進歩 文藝ノ寫實的傾向 世界交通ノ擴大
- 五一 北米合衆國ノ内情 南北戰役 戰役後ノ發展
- 五二 統一後獨逸ノ内政
- 文化鬭爭 獨逸社會民主黨 ビスマルクノ經濟政策、社會政策及植民政策

- 五三 佛蘭西ノ復興
- 共產黨ノ亂 諸黨派ノ抗爭 第三共和政治ノ確立 植民政策 政教分離
- 五四 露西亞ノ内情
- 農奴解放 虛無黨 革命運動 議會開設
- 五五 英吉利ノ國情
- 自由貿易 愛蘭問題 帝國統合策
- 五六 北米合衆國ノ帝國主義
- 資本主義的飛躍 米西戰役 パナマ運河開鑿 米墨關係
- 五七 列強ノ世界政策
- イ 亞細亞ニ於ケル列國ノ經營
- ロ 阿弗利加ニ於ケル列國ノ經營
- 英吉利ノ埃及經營 南阿戰役 獨、佛、白等ノ經營
- ハ 太平洋ニ於ケル列國ノ經營
- 英吉利ノ大洋洲拓殖 北米合衆國ノ布哇併合及フィリッピン獲得 獨佛ノ大洋洲諸島獲得
- 五八 バルカン諸民族ノ獨立運動 露土戰役 伯林會議
- 五九 獨佛戰役後ノ歐洲國際關係
- 獨墺同盟 三國同盟 露佛同盟 英佛協商 英露協商

現代

六〇 世界大戰勃發前歐洲ノ形勢

イ 三國同盟ト三國協商 英獨ノ對抗 モロッコ問題

ロ 伯林會議後ノバルカン 希土戰役 土耳其ノ革命 バルカンニ於ケル露、獨、塹勢力ノ衝突 伊土戰役

役 バルカン戰役

六一 世界大戰ノ勃發 其ノ經過 北米合衆國ノ參戰

六二 露西亞ノ革命ト單獨講和 獨塹ノ革命ト休戰

六三 巴里講和會議ヴェルサイユ條約 其ノ他ノ諸條約

六四 大戰後ノ世界

歐洲形勢ノ激變 民族自決主義 諸新國ノ興起 國際聯盟 勞農政治 露西亞ト波蘭 英佛ノ對獨方針

上シレンシャ問題 華盛頓會議 希土戰役 近東處分ノ改定 獨逸賠償問題 英吉利憲法政治ノ變化 戰後

諸國ノ國情

六五 最近ノ文化及風潮

イ 最近ニ於ケル科學ノ應用 交通通信機關ノ進歩及普及

ロ 民主的傾向 勞働運動 婦人運動 平和主義 人類協調精神ト民族發展精神

備考

一 教授ノ内容ハ古代ヨリ現代ニ進ムニ從ヒ漸次之ヲ詳細ニスヘキモ古代ヨリ現代ニ至ルマテ史的發展ノ連續的

ナルコトヲ史實ニ依リテ證明スヘシ

二 本要目ハ多少其ノ順序ヲ變更シ又ハ分合ヲ行フコトヲ妨ケス

三 緒論ニ於テハ世界史上ニ於ケル西洋史ノ位置、先史時代及有史時代ノ意義、西洋史上ノ民族、西洋史ノ時代別等ニ就キテ説明スヘシ但シ教員ノ見込ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得

四 日本史、東洋史ト交渉アル事蹟ハ西洋史ノ立場ヨリ説明スルハ勿論ナレトモ成ルヘク重複ヲ避クヘシ

五 生徒ニハ成ルヘク豫メ講義内容ノ摘要ヲ授クヘシ但シ教科書ヲ用フル場合ハ此ノ限ニ在ラス

大正十四年四月一日北海道廳、府縣に對する文部省訓令第三號を以て左の如く明治四十四年文部省訓令第十五號中學校教授要目中物理及化學の部が改正せられた。

明治四十四年文部省訓令第十五號中學校教授要目中物理及化學ヲ左ノ通改ム但シ大正十五年四月一日第三學年ヨリ本改正要目ニ依ラシムヘシ

物理及化學

物理

第三學年

約三十五時

物性

物質

質量

第七章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



密度及比重

重力

彈性

液體ノ壓力

表面張力及毛管現象

氣體ノ壓力

熱

溫度 膨脹 比熱

三態ノ變化

濕度

熱ノ移動

熱機關

第四學年

音

音波ノ速サ及反射

音ノ要素

音波ノ干渉及共鳴

約六十五時

蓄音機

光

光度

光ノ反射及屈折

光學器械

光ノ分散 すべくとる

磁氣

磁氣

磁氣感應

地磁氣 羅針盤

電氣

電氣

電氣感應

雷

電流

電池

電熱器及電燈

電流ト磁氣

電信及電話

感應電流

直流及交流

發電機及電動機

變壓器

真空放電 陰極線及X線

放射能

電波

無線電信及無線電話

第五學年

運動力

運動 速度 加速度

力

力ノ釣合

力ノ合成及分解

力ノ能率

約六十五時

重心

單一器械

摩擦

萬有引力

運動ノ定律

落體及拋射體

圓運動

廻轉運動及ちいろいろこむばす

仕事

えねるぎ

熱ノ仕事當量

流體ノ抵抗 船及航空機

振子

彈性體ノ振動

波動

絃及氣柱ノ振動

光 電氣

光ノ輻射及吸收

光ノ波動説及其ノ根據

電流ノ強サ・電動力及抵抗

電氣計量器

電氣分解

電流ト熱

總括

顯微鏡及望遠鏡ノ應用

熱機關ノ發達ト其ノ應用

電氣學ト文明

物質ノ構造

化學

第三學年

一 空氣 酸素 窒素

水 水素

炭素 無水炭酸及酸化炭素

二 鹽酸 硫酸 硝酸

約三十五時

- 三 金・銀・銅・水銀・あるみにうむ及其ノ化合物
- 四 粘土 珪酸鹽類
- 五 かるしうむ及なとりうむノ化合物

第四學年

一 元素 化合物

化學量論ノ諸定律

分子量 原子量 當量

化學式

二 はろげん及其ノ化合物

三 硫黃及其ノ化合物

四 窒素・磷・砒素及其ノ化合物

五 炭素・珪素及硼素ノ化合物

六 酸 鹽基 鹽 溶液

七 週期律

八 鐵及其ノ化合物

九 につける・こばると・くろむ及まんがんノ化合物

十 亞鉛・錫・鉛及其ノ化合物

約六十五時

- 十一 あるかり土類金屬及其ノ化合物
- 十二 あるかり金屬及其ノ化合物

第五學年

約六十五時

- 一 電解質 膠質  
酸及あるかり定量
- 二 酸化及還元 漂白劑
- 三 酸及あるかり工業 肥料
- 四 珪酸工業
- 五 冶金及精鍊  
合金
- 六 稀産元素
- 七 めたん あせちれん 石油
- 八 あるこーる えーてる あるでひど
- 九 有機酸及其ノえすてる 油脂
- 十 反應速度 化學平衡
- 十一 炭水化物
- 十二 石炭ノ乾溜

こーるたーる

燃料 火藥

十三 てるぺん ごむ

十四 あるかりいど

十五 蛋白質

十六 榮養品 醱酵 腐敗

十七 總括

無機物ト有機物

合成化學ノ進歩ト其ノ應用

基礎化學工業ノ必要

人生及産業ニ及セル化學ノ效果

注意

- 一 物理及化學ノ教授ニ於テハ知識ヲ確實ニ會得セシムルト共ニカメテ獨創力ノ養成ニ留意スヘシ
- 二 生徒實驗ハ大正七年文部省訓令第一號ニ依リ各學年ノ教授事項ニ聯關シテ適宜ニ安排シ之ヲ課スヘシ
- 三 日常生活ニ資スヘキ事項竝ニ機械・器具及製品等ニ就キテハ適當ナル場合ニ於テ之ヲ説明シ以テ現代文明ト  
理化學トノ關係ヲ知ラシムルコトニ力ムヘシ

前章に述べた如く大正八年三月文部省令第七號を以てする中學校令施行規則中の改正に依り、物理及化學は第三學年

より之を授くることとなつたに拘らず、教授要目は従前の規定に伴ひ第四學年及第五學年に配當するものとして作られた儘になつて居たので、此意味からも改正の必要があつたのである。

大正十四年四月四日文部省令第十號を以て左の如く中學校令施行規則中に改正が行はれた。

中學校令施行規則中左ノ通改正ス

第十四條第一項ノ表中體操及計ノ欄ヲ左ノ如ク改メ同條第五項中「三時間以内」ヲ「適宜」ニ改ム

學 科 目	年	學	
		體	操
計	第一學年	五	三一
	第二學年	五	三二
	第三學年	五	三二
	第四學年	五	三二
	第五學年	五	三二

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は新に現役將校を學校に配屬して教練の振作を圖ることとなつたので、體操の毎週教授時數三時を五時と増加したのである。又之に伴うて從來體操の毎週時間を三時間以内増課し得ることとなつて居たのを適宜増課し得ることとしたのである。

大正十四年五月七日文部省令第十七號を以て左の如く高等學校規程中に改正が行はれた。

高等學校規程中左ノ通改正ス

第二條第一項ノ表中體操及計ノ欄ヲ左ノ如ク改メ同條第二項中「三時以内」ヲ「適宜」ニ改ム

體	操	計	
		體	操
計	五	三一	三一
	五	三二	三二
	五	三二	三二
	五	三二	三二
	五	三三	三三

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右の改正は高等學校尋常科の體操の毎週教授時數に關するもので、從來の三時を五時に増加し又從來三時以内増課し得ることとなつて居たのを適宜増加し得ることとしたのである。これも現役將校を配屬して教練の振作を圖ることとした結果である。

大正十四年十一月二十五日文部省令第四十二號を以て左の如く官立高等學校高等科入學者選抜試験規程中に改正が行はれた。

官立高等學校高等科入學者選抜試験規程中左ノ通改正ス

第四條 選抜試験ハ高等學校ヲ二班ニ分チ各班前後シテ之ヲ行フ

第五條 入學志願者ハ志望學校トシテ一校ヲ指定シ又ハ他班ニ屬スル一校ヲ併セ二校ヲ指定スルコトヲ得二校ヲ指

第 七 章

大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

定スル場合ニ於テハ其ノ志望ノ順位ヲ定ムヘシ

第六條 入學志願者ハ其ノ入學後修業セントスル科及類ヲ指定スヘシ但シ志望學校ニ校ノ場合ニ於テハ各異ナル科ヲ指定スルコトヲ得ス

指定スヘキ科及類ハ左ノ如シ

文科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

文科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

文科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 甲類 英語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 乙類 獨語ヲ第一外國語トスルモノ

理科 丙類 佛語ヲ第一外國語トスルモノ

選抜試験ノ外國語ニ英語ヲ選フ者ハ志望ノ類二箇以上(同一科内ノ類ニ限ル)ヲ併セ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ志望ノ類ノ順位ヲ定ムヘシ獨語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科乙類又ハ理科乙類ニ限り佛語ヲ選フ者ノ志望シ得ル類ハ文科丙類又ハ理科丙類ニ限ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右は受験者をして二度受験の機会を得しむるが爲に從來の規程を改正したのである。

大正十五年二月二日 文部省令第七號を以て左の如く高等學校高等科入學資格試験規程中に改正が行はれた。

高等學校高等科入學資格試験規程中左ノ通改正ス

第四條ヲ第五條トシ以下順次繰下ケ左ノ一條ヲ加フ

第四條 専門學校入學者檢定規程第七條第二項又ハ大正七年文部省令第三號第六條第二項ニ依ル證明書ヲ有スル者ニシテ試験ヲ出願シタルトキハ當該學科目ノ試験ヲ免除ス専門學校入學者檢定規程第八條ニ依リ試験ヲ免除セラルル者ニ付亦同シ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ高等學校高等科入學資格試験施行ニ關スル手續ヲ開始シタルモノニ在リテハ當該試験ニ關シ仍従前ノ例ニ依ル

大正十三年十月文部省令第二十二號専門學校入學者檢定規程第七條第二項に依ると、檢定試験に於ては試験科目全部に合格せざるも其一部に合格したる者に對しては、其合格科目に對しては證明書を交付し、其後は合格せざる科目に就てのみ受験するを得るものとし即ち分割受験の方法を認めて居る。又同規程第八條には試験科目中一科目又は數科目に就き中學校若は修業年限四箇年の高等女學校卒業者と同等以上の學力を有するものと認むる者に對しては、當該科目の試験を免除することと規定して居る。又大正七年文部省令第三號高等試驗令第七條及第八條に關する件第六條第二項にも(大正十三年十月文部省令第二十三號を以てする一部改正に依り)一部合格科目に對して證明書を交付することの規定がある。故に右の如く今回高等學校高等科入學資格試験に關しても同様の主義を採用したのである。

大正十五年三月十七日高等學校に對する文部省訓令第四號を以て左の如く高等學校高等科法制及經濟、理科數學教授  
要目が定められた。

高等學校高等科法制及經濟、理科數學教授要目左ノ通定ム

法制及經濟教授要目

文科

法制(約六十時間)

- 一 社會 個人及國家 法律生活
- 二 法ノ本質 法ト道德 法ト習俗 法ト宗教 法ト經濟
- 三 國家及法律思想ノ發展
- 四 成文法 慣習法 條理 判例 法ノ解釋
- 五 權利及義務 法律上ノ人格
- 六 法ノ分類
- 七 帝國憲法ノ特色 皇室典範
- 八 天皇 帝國議會 國務大臣 裁判所
- 九 臣民ノ權利義務
- 一〇 行政組織 行政作用
- 一一 私法ノ特質 私權ノ主體 法律關係 物 法律行爲

- 一二 物權 債權 商法
- 一三 親族 相続
- 一四 刑法ノ基本觀念 犯罪及刑罰
- 一五 民事訴訟法及刑事訴訟法ノ主要問題
- 一六 國際法ノ基本觀念 條約 國際聯盟
- 一七 法律學 法律學派

經濟(約六十時間)

- 一 社會 社會生活 經濟生活 經濟學
- 二 財 效用 價值
- 三 經濟ノ發展
- 四 現代經濟ノ特徵
- 五 生産 自然 勞働 資本
- 六 企業
- 七 交換 市場
- 八 貨幣 信用 金融
- 九 價格 物價 恐慌
- 一〇 分配 所得 地代 賃銀 利子 利潤

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 一一 消費 貯蓄
- 一二 保險
- 一三 經濟政策（農業、工業、商業、交通等）
- 一四 社會政策
- 一五 人口 殖民
- 一六 財政 豫算 決算
- 一七 租稅 公債
- 一八 經濟思想ノ發展

理科

法制（約三十時間）

- 一 社會 個人及國家 法律生活 法ノ本質
- 二 成文法 慣習法 條理 判例 權利及義務 法律上ノ人格
- 三 帝國憲法ノ特色 天皇 帝國議會 國務大臣 裁判所 臣民ノ權利義務
- 四 行政組織 行政作用
- 五 私權ノ主體 法律關係 物 法律行爲
- 六 物權 債權 親族 相続
- 七 刑法ノ基本觀念

- 八 民事訴訟 刑事訴訟
- 九 國際法ノ基本觀念

經濟（約三十時間）

- 一 社會 社會生活 經濟生活
- 二 現代經濟ノ特徵
- 三 生産 企業
- 四 交換 市場 貨幣 信用 金融
- 五 價格 物價 恐慌
- 六 分配 所得
- 七 消費
- 八 經濟政策
- 九 社會政策
- 一〇 財政 租稅 公債

備考

- 一 本要目中ノ事項ハ多少其ノ順序ヲ變更シ又ハ分合ヲ行フコトヲ妨ケス
  - 二 法制ト經濟トハ何レヲ先ニ教授シ又ハ兩者並行シテ教授スルモ差支ナシ
- 理科數學教授要目

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで



立體幾何(約二十時間)

- 一 直線及平面
- 二 二面角及多面角
- 三 多面體(角嚮、角錐、正多面體)
- 四 直圓嚮及直圓錐
- 五 球及球面三角形

三角法(約四十時間)

- 一 角ノ測リ方
- 二 三角函數
- 三 三角函數ノ値ノ變化
- 四 加法定理
- 五 倍角及分角ノ三角函數
- 六 逆三角函數
- 七 三角方程式
- 八 常用對數
- 九 對數表及三角表ノ用ヒ方
- 一〇 三角形ノ性質

- 一一 三角形ノ解法及其ノ應用
- 一二 ド、モアウルノ定理

解析幾何(約七十時間)

平面ノ部

- 一 平行坐標及極坐標
- 二 直線
- 三 圓
- 四 坐標ノ變換
- 五 二次曲線ノ分類
- 六 橢圓 雙曲線及拋物線
- 七 二次曲線ノ一般論 直圓錐ノ截面

空間ノ部

- 一 平行坐標及極坐標 坐標軸ノ平行移動
- 二 直線及平面
- 三 二次曲面ノ種類及母線等

代數(約六十時間)

- 一 必要ナル條件 充分ナル條件

- 二 數學的歸納法
- 三 級數ノ和
- 四 順列及組合
- 五 二項定理
- 六 確率
- 七 不等式
- 八 複素數
- 九 有理整式及代數方程式
- 一〇 對稱式及交代式
- 一一 代數方程式ノ變換
- 一二 三次及四次方程式
- 一三 行列式

微分積分(約百七十時間)

微分

- 一 變數及函數
- 二 極限值及連續
- 三 指數函數 對數函數

- 四 微分係數及微分
  - 五 平均值ノ定理
  - 六 逐次微分法
  - 七 テーロルノ定理
  - 八 極大極小
  - 九 不定形ノ極限值
  - 一〇 方程式論ニ於ケル應用
  - 一一 無限級數ノ收斂及發散
  - 一二 函數ノ展開
  - 一三 對數表及三角表ノ原理
  - 一四 多變數ノ函數ノ部分微分法
  - 一五 多變數ノ函數ノテーロルノ定理及極大極小
  - 一六 陰函數ノ微分法及極大極小
- 幾何學ニ於ケル應用
- 一 切線及法線
  - 二 漸近線
  - 三 凹凸及彎曲點

- 四 曲率
  - 五 特異點
  - 六 包絡線
  - 七 縮閉線及伸開線
  - 八 簡單ナル曲線ノ追跡
  - 九 空間曲線ノ切線及法平面
  - 一〇 曲面ノ切平面及法線
- 積分
- 一 不定積分
  - 二 定積分
  - 三 重積分
  - 四 平面圖形ノ面積
  - 五 曲線ノ長サ
  - 六 立體ノ體積 曲面ノ面積
- 備考
- 此ノ要目ハ教授上主トシテ準據スヘキ教材ヲ擧ケタルモノナリ但シ其ノ選擇排列ニ就キテハ多少ノ斟酌ヲ爲スヲ妨ケス

大正十五年五月二十七日文部省令第二十四號を以て左の如く中學校令施行規則中に改正が行はれた。  
中學校令施行規則中左ノ通改正ス

第十三條第二項中「教練及體操」ヲ「體操、教練、遊戲及競技」ニ、「擊劍及柔術」ヲ「劍道及柔道」ニ改ム  
第二十四條第二項中「擊劍及柔術」ヲ「劍道及柔道」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十三條第二項に「體操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又擊劍及柔術ヲ加フルコトヲ得」とあつたのを改め、「體操ハ體操、教練、遊戲及競技ヲ授クヘシ又劍道及柔道ヲ加フルコトヲ得」としたのである。

第二十四條第二項の改正は、擊劍及柔術の教員を劍道及柔道の教員に改めたのである。

大正十五年十月三十日文部省令第三十四號を以て左の如く官立高等學校高等科入學者選抜試驗規程中に改正が行はれた。

官立高等學校高等科入學者選抜試驗規程中左ノ通改正ス

第四條中「各班前後シ」ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

大正十四年文部省令第四十二號を以て定められた官立高等學校高等科入學者選抜試験規程に依れば、選抜試験は高等學校を二班に分ち各班前後して之を行ふものであつて、甲班の試験終了後幾日かを隔てて乙班の試験が始まり、甲班中の一校と乙班中の一校とを指定し何れかに入學せんとする受験者は移動して二回試験を受けたのである。然るに今回は此等受験者の便利を圖る爲に、例へば一學校に於て初日は甲班試験の或科目を試験すれば翌日は乙班試験の或科目を試験し、又其翌日は甲班試験の残りの科目を試験するといふが如き仕組とし、受験者をして居ながらにして二種の試験を受けしむることと改め、言はば各班同時に試験を行ふ形としたので規定中から「各班前後シ」の文字を削除したのである。

昭和元年十二月二十八日官立高等學校に對する文部省訓令第一號を以て左の如く官立高等學校高等科入學檢定料の取扱方が定められた。

官立高等學校高等科入學檢定料ノ取扱方ヲ左ノ通定ム

官立高等學校高等科入學者選抜試験ヲ二班ニ分チ之ヲ行フ爲他班各高等學校ノ入學檢定料ヲ收入スル場合ハ當該學校ノ收入官吏ヲ以テ他班各高等學校ノ分任收入官吏トス

右は前述べた如く一學校に於て同時に二班の試験を行ひ、二校を指定する受験者をして居ながらにして二種の試験を受けしむることを得しめたので、或班の一校の收入官吏をして便宜他班の一校の分任收入官吏たる資格に於て其學校に對する入學檢定料を收入せしむることとしたのである。

昭和二年三月十九日高等學校に對する文部省訓令第三號を以て左の如く高等學校高等科法制及經濟、理科數學教授要目中に改正が行はれた。

大正十五年文部省訓令第四號高等學校高等科法制及經濟、理科數學教授要目中左ノ通改正ス  
理科數學教授要目ノ部備考ノ次ニ左ノ如ク加フ

力 學（約六十時間）

質點ノ力學

一 質點ノ運動學

二 運動ノ法則

三 力ノ場

四 えねるぎノ法則

五 えねるぎノ變衰

六 簡單ナル運動

七 質點ノ平衡

八 質點系ノ運動

剛體ノ力學

一 剛體ノ運動學

二 剛體ニ作用スル力

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

- 三 剛體ノ平面運動ノ法則
- 四 簡單ナル運動
- 五 剛體ノ平衡

備考

- 一 ぐえくとる法ノ概念ヲ導入スルヲ要ス
- 二 説明ハ成ルヘク物理的方法ヲ採ルヘシ

同日又高等學校に對する文部省訓令第四號を以て左の如く高等學校高等科物理、化學教授要目が定められた。  
 高等學校高等科物理、化學教授要目左ノ通定ム

物理教授要目

第二學年第三學年通計約百八十時間

- 一 序論
  - 自然現象 量ノ測定
- 二 靜力學
  - 質點 剛體
- 三 質點ノ動力學
  - すけいらー量 ぐえくとる量 運動ノ法則 簡單ナル運動 質點系

四 剛體ノ動力學

- 並進運動 廻轉運動 振動
- 五 萬有引力 重力
- 六 仕事 えねるぎー恒存力
- 七 彈性
  - ふつくノ法則 歪ノ種々ノ場合 彈性ノ餘效(簡)
- 八 摩擦
- 九 靜止スル液體
- 一〇 靜止スル氣體
- 一一 表面張力
- 一二 流體ノ運動
  - べるぬいノ定理 流體ノ内部摩擦 渦動(簡) 流體中ニ於ケル物體ノ運動(簡)
- 一三 熱膨脹
- 一四 熱ノ移動
- 一五 熱量測定
- 一六 溫度ニ依ル狀態ノ變化(化)
- 一七 熱力學

一八 週期運動 熱力學ノ第一法則 氣體ノえねるぎー 熱力學ノ第二法則 えんとろびー(簡)

自由振動 強制振動

一九 波動

ふいげんすノ原理 波ノ干涉、廻折 定常波

二〇 音

音波 樂音ノ三要素 音ノ組合セ 發音體ノ振動(簡)

二一 光ノ反射

二二 光ノ屈折 全反射

二三 れんす

薄肉れんす 厚肉れんす(簡)

二四 光ノ分散

二五 光學器械

二六 物體ノ色

二七 光波

二八 光ノ干涉

二九 光ノ廻折

三〇 輻射線ノ諸作用

三一 光度測定

三二 暗黒體ノ溫度輻射

三三 すべくとる

すべくとるノ種類 すべくとる線ノ變位

三四 偏光

三五 結晶體ノ光學

複屈折 偏光ノ干涉

三六 偏光面ノ廻轉

三七 磁氣

くーろんノ法則 磁場 磁氣感應 磁氣ト物質 地磁氣

三八 靜電氣

帶電ノ方法 靜電感應 くーろんノ法則

三九 電場

四〇 導體

四一 電氣容量

四二 電媒質

四三 電池(化)

四四 電流ノ輪道

おーむノ法則 きるひほつふノ規則 ぼてんしおめーとる ほるーとすとーん橋

四五 電流ノ化學作用(化)

四六 電流ノ熱作用

じゆーるノ法則 電流ノえねるぎー 熱の仕事當量ノ測定

四七 熱電流

熱電流ノ法則 べるちえー及たむそん效果

四八 電流ノ磁氣作用

びおー、さざあーるノ法則 簡單ナル場合ノ磁場 磁場カ電流ニ及ホス作用 電流相互ノ作用

四九 電流計

五〇 電磁感應

れんつノ法則 感應動電力 感應係數 自己感應ヲ有スル輪道ノえねるぎー

五一 電磁氣量ノ諸單位系

五二 交流

磁場中ニ在ルこいるノ廻轉ニ依ル交流 いんぴーだんす 交流ノ實效値 各種ノめーとる 電力輸送(簡)

五三 電氣工學機械

五四 電氣振動

電氣振動 電磁波 電磁光論 針金ニ於ケル電磁定常波 無線電信(簡) 無線電話(簡)

五五 眞空放電

五六 X線

X線ノ性質 結晶體ノ原子排列 X線すべくとる 原子番號

五七 放射能

$\alpha$ ,  $\beta$ ,  $\gamma$ 放射線 放射性元素ノ變成ト其ノ系統

五八 氣體中ニ於ケル電氣傳導

氣體ノいおん 飽和電流 電子 熱電子 光電子

五九 物質構造

質量すべくとる 同位元素 原子ノ構造 すべくとるノ系列輝線 ぜーまん及すたるく效果(簡) 原子ノ

崩壞 量子論ノ概要

六〇 相對性

特殊相對性理論ノ概要

注意

(簡)ヲ附記シタル事項ハ成ルヘク簡單ニ教授スヘキモノトス

(化)ヲ附記シタル事項及左記ノ事項ハ主トシテ化學ニ於テ教授スヘキモノトス

第七章 大正九年世界大戰直後より昭和七年末に至るまで

液體ノ彌散 滲透 すべくとる分析 光化學 電氣分解

備考

- 一 本要目ハ教授ノ順序ニ排列セシモノニアラス
- 二 中學校ニ於テ學習セシ知識ヲ有效ニ利用シテ授業時間ノ節約ヲ計ルヘシ
- 三 化學ト物理學ト互ニ交渉アル事項ハ兩者ノ要目ヲ参照スヘシ
- 四 教授ニ當リ物理學ノ應用ニ關スル知識ヲ與フルニ注意スヘシ

實驗

第三學年約三十回 毎回二時間

- 一 實驗者ノ注意スヘキ事項
  - 器械ノ取扱 實驗ノ仕方 誤差 數ノ計算 計算尺
- 二 物體ノ大サノ測定
  - 長サ 幅 厚サ 面積 球面半徑
- 三 天秤使用法
- 四 彈性率、剛性率ノ測定
- 五 比重ノ測定
  - 固體 液體
- 六 表面張力ノ測定

- 七 液體ノ粘性係數ノ測定
  - ぜんまい秤 毛細管
- 八 振子ニ依ル重力ノ測定
- 九 寒暖計

一〇 熱膨脹係數ノ測定

固體 液體

一一 比熱

固體 液體

一二 大氣ノ壓力ノ測定

一三 濕度ノ測定

一四 くんとノ實驗

一五 音叉ノ振動數ノ測定

圖示法 共鳴法

一六 光度ノ測定

一七 れんずノ焦點距離ノ測定

一八 望遠鏡、顯微鏡ノ倍率ノ測定



一九 分光計

ぶりすむノ角 ぶりすむノ屈折率 液體ノ屈折率 すべくとる

二〇 光ノ波長ノ測定

二二 砂糖計

二三 鐵ノ磁氣測定

磁氣ノ強サ 殘留磁氣 耐久磁石ノ強サ

二四 地磁氣ノ測定

二五 放電法ニ依ル電氣容量ノ測定

二六 電流計ノ恒數ノ測定

あんべあめーとる がるばのめーとる

二七 電氣抵抗ノ測定

固體 液體

二八 ぼてんしおめーとる法ニ依ル電池ノ動電力ノ測定

二九 熱電對

三〇 じゅーる熱ニ依ル熱ノ仕事當量ノ測定

三〇 交流ニ關スル實驗

備考

一 實驗ハ教室備附ノ器械及實驗進行ノ程度ヲ考ヘ適宜取捨シテ之ヲ授クヘシ

化學教授要目

第二學年第三學年通計約百八十時間

總論(約四十五時間)

一 緒論

二 元素 化合物

三 化學量論ニ關スル諸定律

四 原子說 分子說

五 元素ノ週期律

六 原子構造概說

七 氣態

氣體ノ定律 狀態方程式 分子量ノ決定 氣體分子運動說

八 液態

九 固態

結晶 原子熱 同形ノ定律

一〇 狀態ノ變化

一成分系ノ多相平衡

- 一一 混合氣體
- 一二 稀薄溶液

滲透壓及關聯事項

- 一三 化學反應速度 化學平衡

可逆及不可逆反應 質量作用ノ定律 化學反應速度 接觸作用 化學平衡

- 一四 電解質ノ水溶液

電離說 ふあらでーノ定律 電解傳導 電離ノ平衡(中和 加水解離 溶解積等)

- 一五 多成分系ノ多相平衡

氣相ト液相(へんりーノ定律 分溜等) 氣相ト固相(熱離 風解等)

液相ト液相(相互溶解 分配ノ定律等) 液相ト固相(溶解 共融等)

其ノ他

- 一六 膠質

彌散 透析 そる及げる 吸著

- 一七 熱化學

實熱量 熱化學方程式 へつすノ定律 生成熱 反應熱等

- 一八 電氣化學

電離溶壓 單極電位差 可逆及不可逆 電池 蓄電池 濃淡電池 電解

- 一九 光化學

光化學反應 發光現象 すべくとる分析

無機化學(約六十時間)

- 一 水素及其ノ化合物
- 二 はろげん族元素及其ノ化合物
- 三 酸素族元素及其ノ化合物
- 四 窒素族元素及其ノ化合物
- 五 炭素、珪素及其ノ化合物
- 六 硼素及其ノ化合物
- 七 金屬元素總論
- 八 あるかり金屬及其ノ化合物 あむもにうむ化合物
- 九 銅族元素及其ノ化合物
- 一〇 まぐねしうむ、あるかり土金屬及其ノ化合物
- 一一 亞鉛族元素及其ノ化合物
- 一二 あるみにうむ及其ノ化合物
- 一三 稀土類元素概説
- 一四 錫、鉛及其ノ化合物

- 一五 蒼鉛及其ノ化合物
- 一六 くろむ族元素及其ノ化合物
- 一七 まんがん及其ノ化合物
- 一八 鐵族元素及其ノ化合物
- 一九 白金族元素及其ノ化合物
- 二〇 錯化合物概説
- 二一 稀有金屬概説
- 二二 稀有氣體概説
- 二三 放射性元素概説

有機化學(約七十五時間)

緒論

- 一 有機化合物ト無機化合物
- 二 有機化合物ノ分離、精製、分析
- 三 化學式 構造式
- 鎖式化合物
- 四 脂肪屬炭化水素
  - 飽和炭化水素 不飽和炭化水素 石油

- 五 炭化水素ノはろげん置換體
- 六 飽和一價あるこぼる
- 七 えーてる 無機酸ノえすてる
- 八 種々ノ元素ノあるきる化合物
  - あみん ふおすふいん かこちる ぐりにある試薬等
- 九 あるでひど けとん
- 一〇 飽和一かるぼん酸
- 一一 かるぼん酸ノ誘導體
- えすてる 鹽化物 無水物 あみど にとりる等
- 一二 不飽和あるこぼる及不飽和酸
- 一三 多價あるこぼる
  - ぐりこる ぐりせりん 脂肪 りぼいど等
- 一四 多かるぼん酸
- 一五 はろげの酸 おきし酸 けと酸
- 一六 立體化學
- 一七 單糖類 多糖類 配糖類
- 一八 しあん化合物及炭酸ノ誘導體

環式化合物

- 一九 芳香屬炭化水素 こーるたーる
- 二〇 はろげん置換體
- 二一 にとろ、あみの、あぞ及ちあぞ化合物
- 二二 するふおん酸等
- 二三 ふえのる 多價ふえのる きのん
- 二四 あるでひど けとん
- 二五 かるぼん酸 おきしかるぼん酸
- 二六 染料
- 二七 なふたれん あんとらせん ありざりん等
- 二八 ひどろ芳香屬化合物
  - てるべん 樟腦 ごむ等
- 二九 複素環式化合物
  - びりちん びろん ぶらん ちおふえん びろる等
- 三〇 きのりん いそきのりん等
- 三一 いんどる べんぞびろん等
- 三二 尿酸 かふえいん等

- 三三 あるかろいど
- 三四 あみの酸 ぼりべぶちど 蛋白質
- 三五 生物體中ニアル他ノ化合物
  - 葉綠素 酵素 ぐいたみん等

備考

- 一 此ノ要目ハ化學ノ教授上準據スヘキ主ナル教材ヲ學ケタルモノナリ
- 二 教授ニ當リテ教材ノ排列ハ必スシモ本要目ノ順序ニ從フヲ要セス又總論中ノ事項ハ無機化學、有機化學中ニ適宜按排シテ授クルヲ妨ケス
- 三 教授ニ當リ製造工業、自然現象ノ化學的説明等化學ノ應用ニ關スル知識ヲ與フルニ注意スヘシ
- 四 化學ト物理學トノ兩方ニ密接ノ關係アル事項ハ重複ヲ避クヘシ

實驗

- 第三學年約三十回毎回二時間
- 一 實驗臺ノ整理 洗壘ノ組立(一回)
- 二 簡單ナル無機化學實驗 普通ノ金屬ノ反應 普通ノ酸ノ反應(十二回)
- 三 定性分析(十二回)
  - 普通ノ金屬ノ檢出 普通ノ酸ノ檢出 未知物ノ識別
- 四 容量分析(三回)